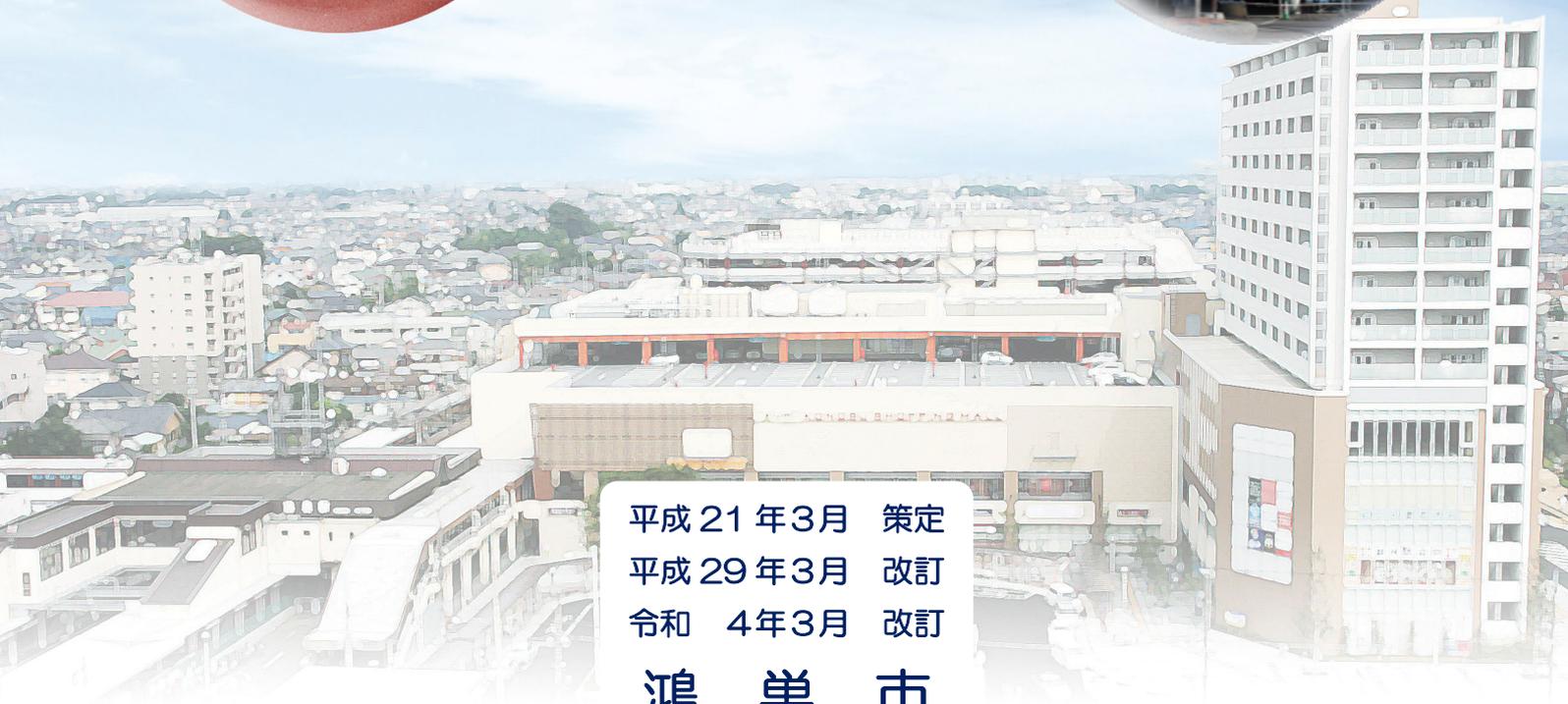




鴻巣市都市計画 マスタープラン



平成 21 年 3 月 策定
平成 29 年 3 月 改訂
令和 4 年 3 月 改訂

鴻 巣 市



鴻巣市 都市計画マスタープラン

平成21年3月 策定

平成29年3月 改訂

令和 4年3月 改訂

鴻 巣 市



「住み続けたい」まちを目指して

鴻巣市では、都市計画の方針と個別のまちづくり計画との相互調整を図るものとして、平成21年3月、「鴻巣市都市計画マスタープラン」を策定しました。

プランでは、平成17年10月の合併に際して、新市建設計画において定めた、将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現を目指して、「すべての人が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり」、「花を生かした個性的で魅力的なまちづくり」、「河川や田園など豊かで美しい緑を守るまちづくり」の3点を基本理念に位置付け、全体構想及び地域別構想の中で具体的な整備方針を示しています。

平成29年3月には、新たに策定した「第6次鴻巣市総合振興計画」との調整として、駅周辺の都市機能や生態系・道路ネットワーク等に関して一部改訂を行いました。令和3年度には、令和4年度から8年度を計画期間とする、「第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画」を策定したことから、上位計画との一体的な計画として推進するため、今回の改訂を行うものです。

改訂では、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標であるSDGsの推進を図ることとしたほか、箕田地区産業団地整備事業や道の駅整備事業等による土地利用計画方針を示すなど、本市の魅力を向上させ、「住んでよかった」、「今後も住み続けたい」と思っていただけまちづくりを推進する内容としています。

本プランに基づき、鴻巣市におけるまちづくりを推進していくためには、市民の皆さん、事業者の皆さんの参加、また、行政との協働が不可欠であります。皆さんには、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、改訂にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました都市計画審議会をはじめ、関係機関の皆さんに心より厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

鴻巣市長 原口和久



目 次



第1章 都市計画マスタープランの位置付け等	1
1-1 都市計画マスタープランの位置付け.....	1
1-2 都市計画マスタープランの役割.....	4
第2章 都市の現状と課題	7
2-1 都市の現状.....	7
(1) 都市の概況.....	7
(2) 土地利用（市街地形成）の状況.....	15
(3) 道路・交通の状況.....	16
(4) 公園・緑地等の状況.....	17
(5) 市街地整備の状況.....	18
(6) 下水道整備の状況.....	19
(7) 景観形成の状況.....	20
(8) 都市防災の状況.....	21
2-2 都市の課題.....	22
(1) 土地利用に関する課題.....	22
(2) 道路・交通の整備に関する課題.....	24
(3) 公園・緑地の整備に関する課題.....	24
(4) 市街地整備に関する課題.....	25
(5) 供給処理施設等の整備に関する課題.....	25
(6) 景観形成に関する課題.....	26
(7) 都市防災に関する課題.....	26
第3章 まちづくりに関する市民の声	27
3-1 市民検討会からの声.....	27
3-2 中学生の声.....	38

第4章 将来都市像	43
4-1 将来の都市像.....	43
(1) 「基本理念」及び「将来都市像」	43
(2) 目標年次	43
(3) 将来人口フレーム.....	43
4-2 将来の都市構造.....	44
(1) 各エリアの特徴と都市機能.....	44
(2) 将来の都市構造の設定	46
第5章 全体構想	51
5-1 土地利用に関する方針.....	52
(1) 商業系土地利用	52
(2) 工業系土地利用	54
(3) 住居系土地利用	55
(4) 農地・集落地	56
(5) その他.....	57
5-2 道路・交通に関する整備方針	59
(1) 道路ネットワークの形成.....	59
(2) 歩行者ネットワークの形成.....	60
(3) 交通結節機能の強化及び公共交通ネットワークの形成.....	61
(4) その他.....	61
5-3 公園・緑地に関する整備方針	64
(1) 整備の基本方針	64
(2) 水と緑のネットワークの形成	65
5-4 市街地整備に関する方針	68
(1) 基本的な方針	68
(2) 市街地開発事業等の推進.....	68
(3) 地区計画制度等による市街地整備の推進.....	69
5-5 供給処理施設等に関する整備方針.....	71
(1) 都市における排水及び河川等の整備に関する方針.....	71
(2) その他の供給処理施設の整備に関する方針	71
5-6 景観形成に関する方針	73
(1) 市街地エリアの景観形成.....	73
(2) 農地・集落地エリアの景観形成	75
(3) 自然・レクリエーションエリアの景観形成.....	76

5-7 都市防災に関する方針.....	78
(1) 基本的な考え方.....	78
(2) 大規模地震による被害軽減のための対策.....	78
(3) 水害による被害軽減のための対策.....	79
(4) 市民の自主防災活動による防災性の向上.....	80

第6章 地域別構想.....83

6-1 鴻巣地域.....	84
6-1-1 地域特性.....	84
(1) 地域人口.....	84
(2) 土地利用現況.....	84
(3) 地域の状況.....	84
6-1-2 まちづくりの目標・基本方針.....	86
6-1-3 整備方針.....	87
(1) 土地利用の方針.....	87
(2) 道路・交通に関する整備方針.....	89
(3) 公園・緑地に関する整備方針.....	91
(4) 市街地整備に関する方針.....	92
(5) 供給処理施設等に関する方針.....	92
(6) 景観形成に関する方針.....	93
(7) 都市防災に関する方針.....	94
6-2 吹上地域.....	96
6-2-1 地域特性.....	96
(1) 地域人口.....	96
(2) 土地利用現況.....	96
(3) 地域の状況.....	96
6-2-2 まちづくりの目標・基本方針.....	98
6-2-3 整備方針.....	99
(1) 土地利用の方針.....	99
(2) 道路・交通に関する整備方針.....	101
(3) 公園・緑地に関する整備方針.....	102
(4) 市街地整備に関する方針.....	103
(5) 供給処理施設等に関する方針.....	103
(6) 景観形成に関する方針.....	103
(7) 都市防災に関する方針.....	105

6-3	北鴻巣地域	107
6-3-1	地域特性	107
	(1) 地域人口	107
	(2) 土地利用現況	107
	(3) 地域の状況	107
6-3-2	まちづくりの目標・基本方針	109
6-3-3	整備方針	111
	(1) 土地利用の方針	111
	(2) 道路・交通に関する整備方針	113
	(3) 公園・緑地に関する整備方針	114
	(4) 市街地整備に関する方針	115
	(5) 供給処理施設等に関する方針	115
	(6) 景観形成に関する方針	115
	(7) 都市防災に関する方針	116
6-4	川里地域	119
6-4-1	地域特性	119
	(1) 地域人口	119
	(2) 土地利用現況	119
	(3) 地域の状況	119
6-4-2	まちづくりの目標・基本方針	121
6-4-3	整備方針	122
	(1) 土地利用の方針	122
	(2) 道路・交通に関する整備方針	123
	(3) 公園・緑地に関する整備方針	124
	(4) 市街地整備に関する方針	125
	(5) 供給処理施設等に関する方針	125
	(6) 景観形成に関する方針	125
	(7) 都市防災に関する方針	126
6-5	笠原・常光地域	128
6-5-1	地域特性	128
	(1) 地域人口	128
	(2) 土地利用現況	128
	(3) 地域の状況	128
6-5-2	まちづくりの目標・基本方針	130

6-5-3 整備方針	131
(1) 土地利用の方針	131
(2) 道路・交通に関する整備方針	132
(3) 公園・緑地に関する整備方針	133
(4) 市街地整備に関する方針	133
(5) 供給処理施設等に関する方針	133
(6) 景観形成に関する方針	134
(7) 都市防災に関する方針	134

第7章 実現化方策..... 137

7-1 まちづくり推進の考え方	137
7-2 まちづくりにおける市民・事業者・行政の役割	138
(1) 市民の役割	138
(2) 事業者の役割	138
(3) 行政の役割	138
7-3 実現に向けた取り組み	139
(1) 都市計画提案制度の活用	139
(2) まちづくりルールの作成支援	139
(3) 市民主導によるまちの管理、維持支援	139
7-4 まちづくりの推進体制の充実	141
(1) 市内のまちづくり推進体制の充実	141
(2) 都市計画マスタープランの進行管理	141

【参考資料】

1. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱 参考資料-1
2. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定経過..... 参考資料-3

記載ルール

【用語解説の記載ルール】

- 対象となる用語に「※」及び「連番（1～）」を添付し、原則としてこれらの用語がはじめて本文中に記載された箇所のみ、当該頁の下段に用語解説を行います。次頁以降は用語解説を付けず、本文への「※」及び「連番（1～）」のみ添付しています。
- 同じ頁に複数の同一用語が記載されている場合は、その頁で最初に記載された一箇所のみ「※」及び「連番（1～）」を添付します。

例) 本文……………○○○○※1……………

用語解説

※1 ○○○○ : ………………

【路線名称、道路の種類に記載ルール】

一般国道や主要地方道、一般県道、市道でかつ、都市計画道路となっている場合、1路線に2つの名称が付いています。

本マスタープラン内では道路の種類によって、以下のとおり表示します。

道路の種類	記載方法
一般国道	一般国道○○○号 ※省略なし
主要地方道	(主)○○○○線
一般県道	(一)○○○○線
市道	(市)○○○号線
都市計画道路	△・△・△ ○○○線 ※△・△・△は都市計画道路番号



第1章 都市計画マスタープランの位置付け等

1-1 都市計画マスタープランの位置付け

鴻巣市都市計画マスタープランは、都市計画法により、以下に示すとおり位置付けられています。

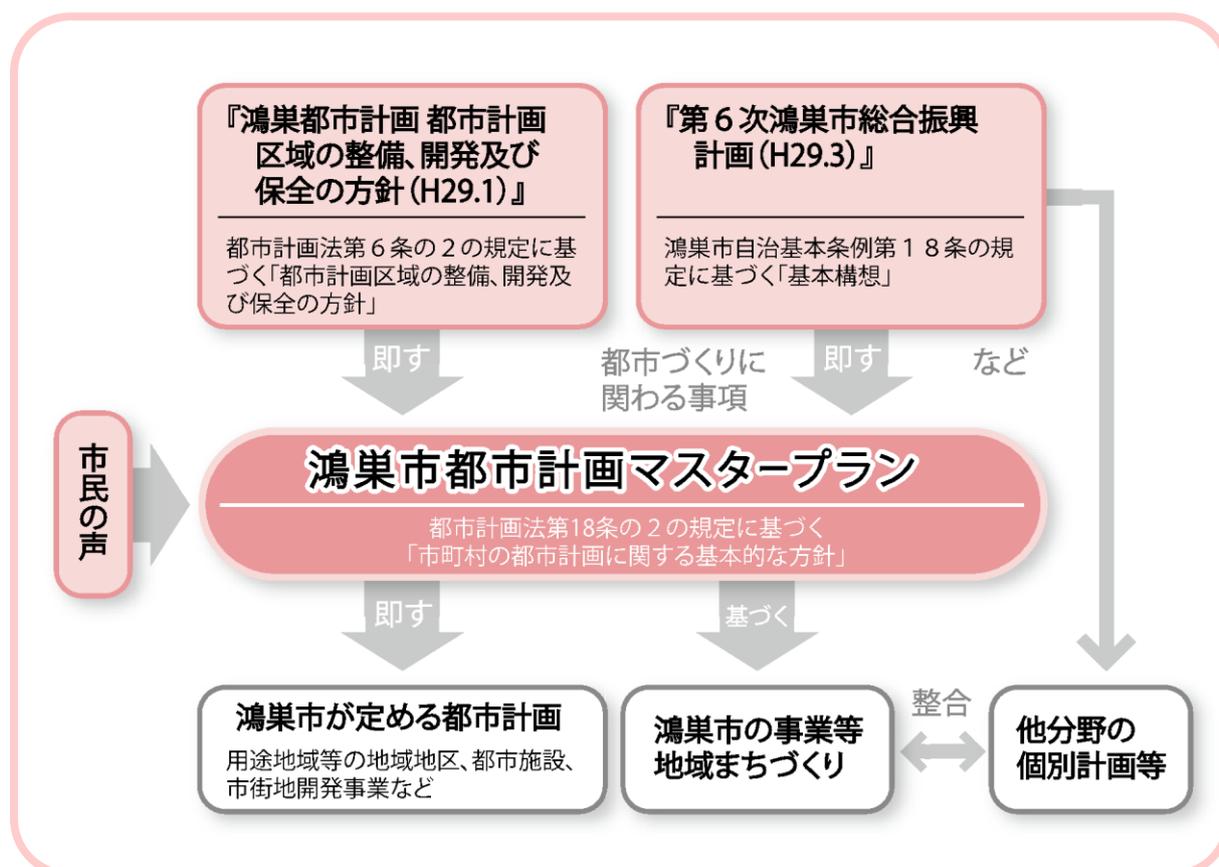


図 1-1 都市計画マスタープランの位置付け

参考として、次頁以降に上記の『鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H29.1)』及び『第6次鴻巣市総合振興計画 (H29.3)』を紹介します。

鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H29.1)

「鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「都市計画の目標」や市街化区域及び市街化調整区域などの「区域区分を定める際の方針」、道路や下水道、公園・緑地、市街地開発事業などの「主要な都市計画の決定の方針」が示されています。おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上でその実現のための方針が定められ、区域区分については、平成 37 年を目標年次としています。

1. 鴻巣都市計画区域の基本理念

- コンパクトなまちの実現
- 地域の個性ある発展
- 都市と自然・田園との共生

2. 区域区分の方針

(1) 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

区分	年次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口		119.6 千人	112.8 千人
市街化区域内人口		91.7 千人	87.6 千人

(2) 産業の規模

区分	年次	平成 22 年	平成 37 年
規模	総生産額 (製造業・物流業)	854 億円	1,032 億円
	総生産額 (卸売業・小売業)	285 億円	222 億円

3. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



第6次 鴻巣市総合振興計画(H29.3)

「第6次鴻巣市総合振興計画」における基本構想では、平成29年度から令和8年度の10年間を計画期間とし、「基本理念」「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」「政策展開の方向」が示されています。

1. 将来都市像

□ 基本理念

- すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり
- 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり
- 河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

□ 将来都市像

『花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす』

2. 将来人口

令和8年の将来人口の目標 112,700人

土地利用構想図

3. 土地利用構想

9つのゾーニング（面的要素）を定め、将来の土地利用の方向性を土地利用構想図とともに定めます。



4. 政策展開の方向

- 政策1：子育て・教育・文化に関する政策
- 政策2：保健・福祉・医療に関する政策
- 政策3：安全・安心に関する政策
- 政策4：都市基盤に関する政策
- 政策5：産業に関する政策
- 政策6：市民協働・行政運営に関する政策

5. 都市計画マスタープランが部門別計画となる施策

- 施策 3-6：污水処理の推進
- 施策 4-3：雨水対策の推進
- 施策 4-1：調和と魅力ある土地利用の推進
- 施策 4-4：利便性の高い公共交通の確保
- 施策 4-2：道路の整備
- 施策 4-5：花と緑あふれる空間の創出

注) 総合振興計画では、6つの政策展開の方向と、政策を実現する手段として28の施策があります。施策のはじめの数字は政策の番号をあらわし、ハイフンの次の数字は政策内における施策の通し番号となっています。

1-2 都市計画マスタープランの役割

鴻巣市都市計画マスタープランは、以下に示す役割を担うものです。

■ わかりやすい具体的な都市の将来像を示します！

都市計画に対する理解と参加を容易にするために、住民にもわかりやすい都市の将来像を示します。

■ 個別の都市計画の決定・変更の指針となります！

都市計画マスタープランは、拘束力のある個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針となります。

■ 個別のまちづくり計画の相互調整を図ります！

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地整備、都市環境などの個別のまちづくり計画について、相互の整合性を図ります。

「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、2015年の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であり、持続可能でよりよい社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国でも積極的に取り組まれています。

本計画においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を展開することで、SDGsの推進を図るものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省





第2章 都市の現状と課題

2-1 都市の現状

(1) 都市の概況

① 位置、面積及び地勢

- 本市は、東京から50km圏で埼玉県ほぼ中央に位置し、市内を南北にJR高崎線、一般国道17号・同バイパスが縦貫しています。北は行田市、東は加須市及び久喜市、南は北本市及び桶川市、西は熊谷市及び吉見町に接する面積約67.44km²の都市で、首都圏整備法において、近郊整備地帯^{※1}の指定を受けています。
- 市内は平坦な地形であり、この中を南西部に荒川が、中央部には元荒川が流れています。
- 本市は、水利や肥沃な土地に恵まれていることもあり、古くから田園地帯として繁栄してきました。戦後はJR高崎線により東京都心まで約1時間で結ばれ、その結果、住宅開発が急速に進み、人口が急増した地域です。



図 2-1 鴻巣市の位置

用語解説

- ※1 近郊整備地帯：既成市街地の近くで、良好な市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域のこと。既成市街地と同様に首都圏整備法に基づき国土交通大臣が定める。鴻巣市は近郊整備地帯に指定されており、近郊整備地帯については、都市計画法において、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を必ず定めることになっている。
- ※2 既成市街地：東京都及びこれと連続した区域のうち、産業や人口の著しい集中を防ぐとともに、快適な生活等を確保し、さらに向上させる必要がある市街地のこと。首都圏整備法に基づき国土交通大臣が定める。

② 土地利用の現況

- JR高崎線及び一般国道 17 号に沿った南北に細長いエリアでは、商業用地や工業用地、住宅用地、公共公益施設※³用地などの土地利用の集積が見られます。また、荒川や元荒川に沿ったエリアでは、田畑や自然地などの土地利用が見られます。
- 川里地域や笠原・常光地域では、広大な田畑の土地利用が見られ、その他に地域内の主要な道路に沿った住宅用地の集積や点在する工業用地、大規模な公園用地などが見られます。

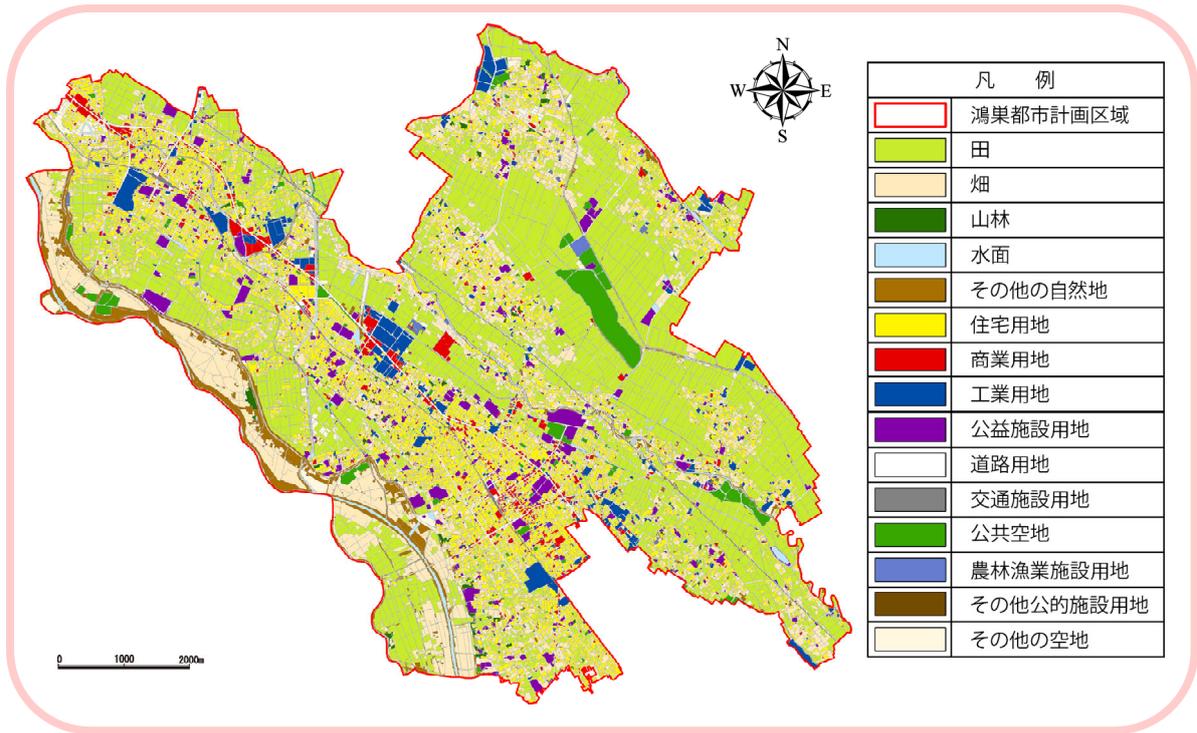


図 2-2 土地利用現況 出典：平成 27 年都市計画基礎調査

用語解説

※3 公共公益施設：道路や広場、学校、市役所、病院、集会所などのこと。

③ 人口の推移等

(総人口の推移)

- 人口は、戦後（特に昭和35年以降）、東地区、箕田・赤見台地区、滝馬室地区などの住宅地開発により急激に増加し、その後も増加傾向にありました。しかし、平成12年以降はその増加傾向に歯止めがかかり、平成22年までは12万人前後で推移し、令和2年は116,828人で、平成27年から令和2年の5年間では1,244人、1.1%の減少となっています。なお、世帯数は依然として増加傾向にあり、令和2年の総世帯数は47,499世帯で、平成27年に比べ、2,456世帯、5.5%増加しています。

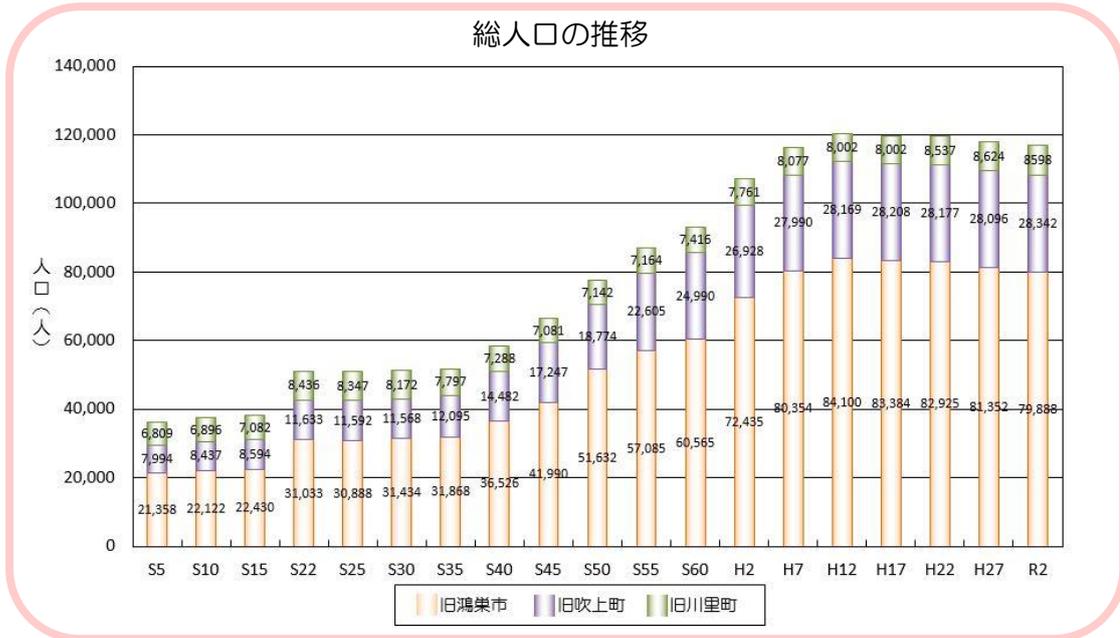


図 2-3 総人口の推移

資料：国勢調査

(人口動態の推移)

- 人口の自然増減数は、近年マイナス傾向にあり、これが総人口減少の一因と考えられます。しかし、社会増減数は、平成27年に増加に転じているため、引き続き、定住施策などの推進を行っていく必要があります。

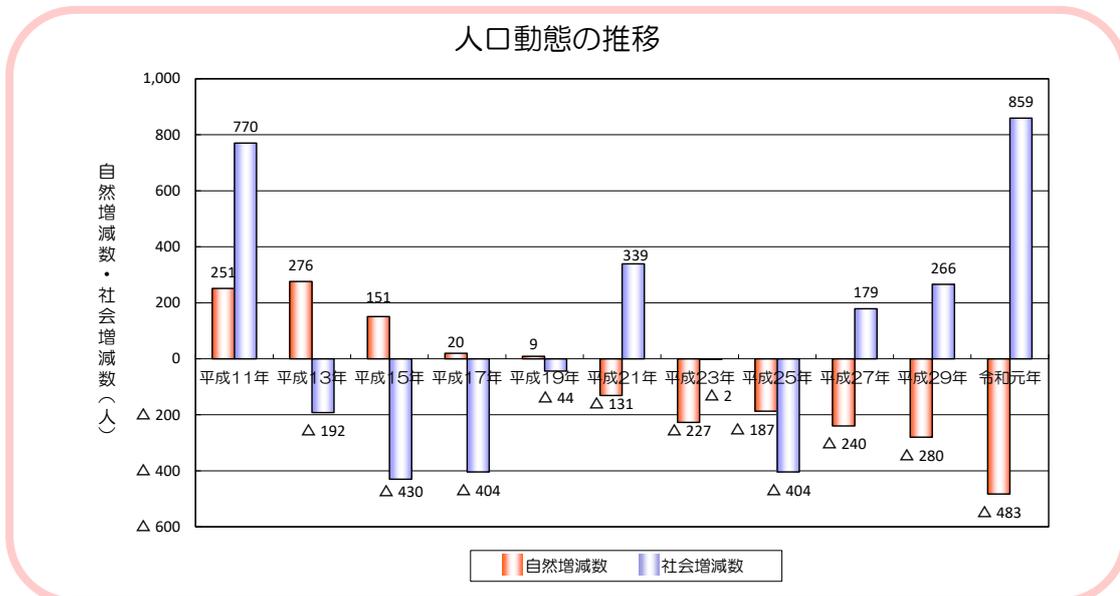


図 2-4 人口動態の推移

資料：住民基本台帳

(年齢別人口比率の推移等)

- 年齢3階級別人口比率では、全国の傾向と同様に15歳未満の人口比率が減少し、65歳以上の人口比率が増加する、いわゆる“少子高齢化”が進行していることが分かります。本市の65歳以上の人口比率は、令和2年時点では全国平均よりも4.0ポイント高い状況にあります。5歳階級別人口の状況から分かるように、男女ともに70～74歳の人口が多く、今後、人口の高齢化が急速に進行するものと考えられます。このため、施設のバリアフリー※4化の推進、歩いて暮らせるまちづくりなど、高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進が求められています。

第2章

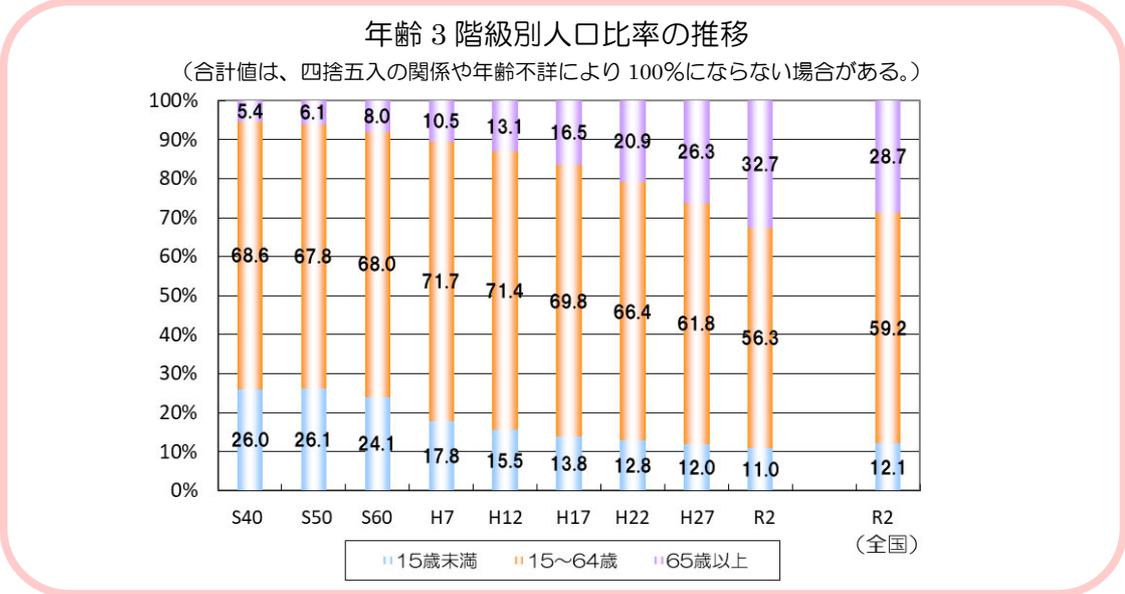


図 2-5 年齢3階級別人口比率の推移 資料：国勢調査

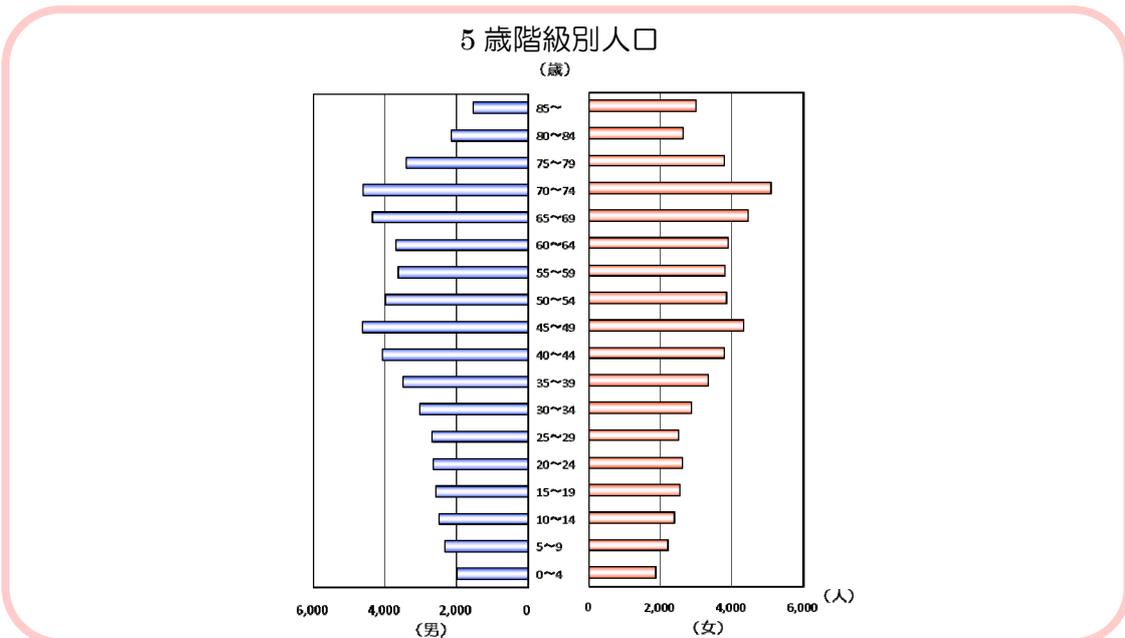


図 2-6 5歳階級別人口(令和2年) 資料：国勢調査

用語解説

※4 バリアフリー：障がい者や高齢者などのスムーズな移動を妨害する段差などや、自分と違う人に対して偏見を持つなどの心理的な障壁を取り除くこと。

(産業別人口構成比率の推移等)

- 第1次産業と第2次産業を合わせた人口構成比は、昭和40年より減少傾向にあり、平成27年では第1次産業はわずか3.3%、第2次産業は25.1%となっています。一方、第3次産業の人口構成比は、昭和40年より増加傾向にあり、平成22年では全体の約7割を占めるまでとなっています。
- 急速に人口が減少している第1次産業においては、就業者の高齢化が進んでおり、平成27年では全体の約半数が65歳以上の高齢者です。本市の市街化区域には生産緑地地区^{※5}などの農地が多く存在します。この農地とそれを取り囲む市街化調整区域の広大な農地は、本市の環境や景観を支える貴重な財産であり、農業施策などと連携した維持保全施策が必要です。

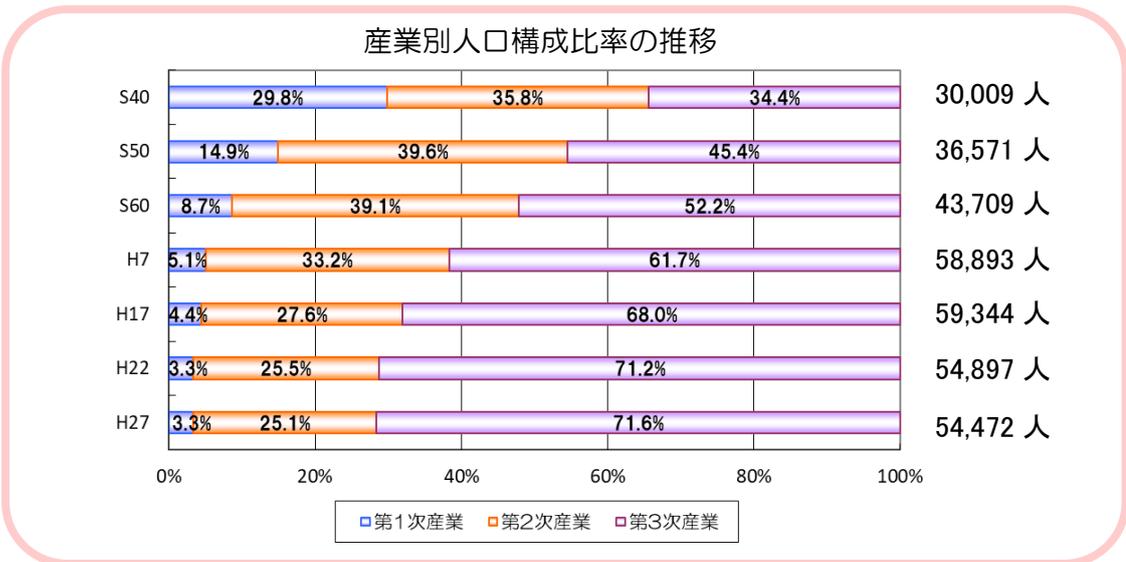


図 2-7 産業別人口構成比率の推移

資料：国勢調査

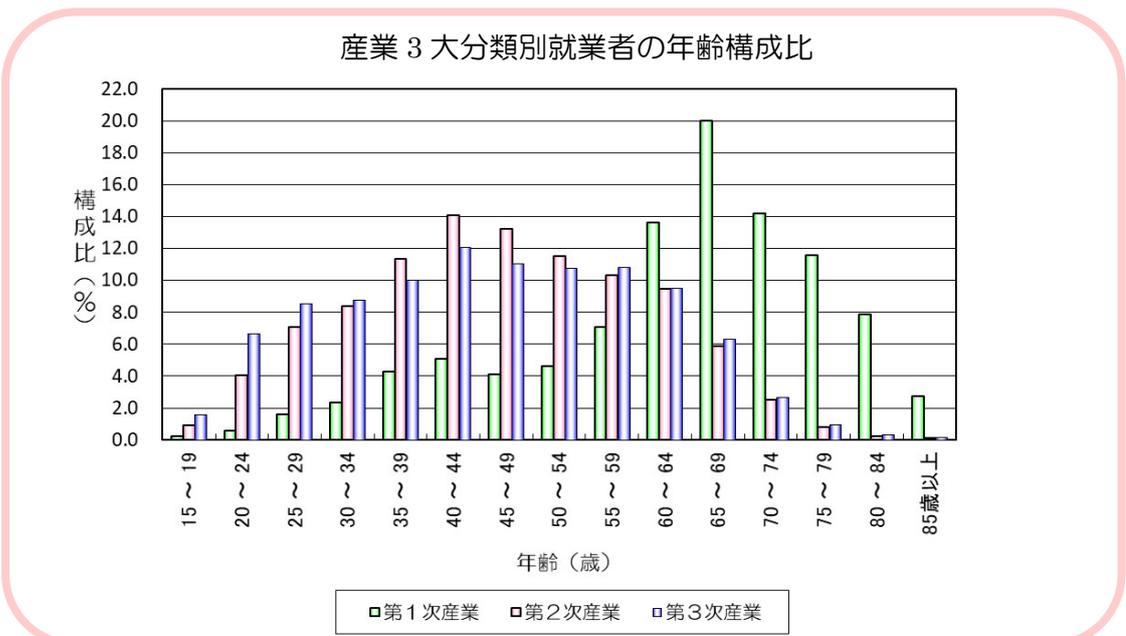


図 2-8 産業 3 大分類別就業者の年齢構成比(平成 27 年)

資料：国勢調査

用語解説

※5 生産緑地地区：農林漁業との調和を図ることを主目的として、生産緑地地区制度により指定される農地などの土地や森林により、良好な都市環境の形成を図る区域。

(区域区分別面積、人口)

- 市街化区域の面積は、行政区域全域のわずか2割程度ですが、全市の約8割の人口が集中しています。
- 鴻巣都市計画区域では、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域を設定する、いわゆる線引き^{※6}を実施しました。その当時の人口は、市街化区域が約43,000人、市街化調整区域が約23,000人でした。市街化調整区域における人口の自然増加を加味して考えると、昭和45年以降の人口増加の大部分を市街化区域で受け入れてきており、線引き制度が適切に運用されてきたことが分かります。今後も、線引き制度の趣旨を踏まえ、市街化調整区域内の生活環境の充実を図りつつ、計画的でコンパクトな市街地^{※7}形成の推進が必要です。

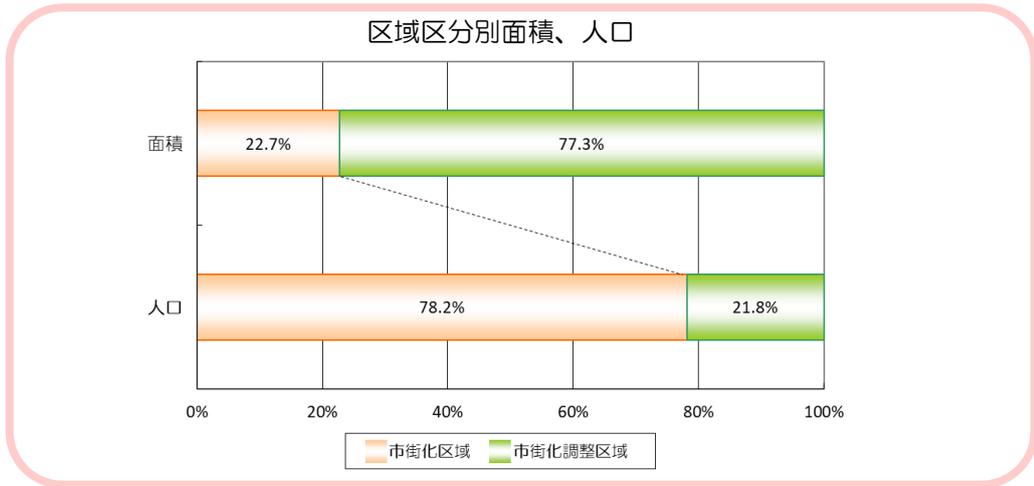


図 2-9 区域区分別面積、人口 資料：令和2年 都市計画基礎調査

表 2-1 市街化区域、市街化調整区域の設定経緯

都市計画決定・変更年月日	鴻巣都市計画 (旧川里町を含む)		吹上都市計画	
	市街化区域 (km ²)	市街化調整区域 (km ²)	市街化区域 (km ²)	市街化調整区域 (km ²)
昭和45年8月25日	11.93	40.21	4.25	10.79
昭和54年4月24日	10.16	41.98	4.25	10.79
昭和59年12月26日	9.63	42.83	4.25	10.79
平成7年2月24日	9.63	42.83	4.75	10.29
平成8年3月29日	9.87	42.58	4.75	10.29
平成15年3月3日	10.12	42.33	4.75	10.29
平成18年8月8日	14.86	52.63	—	—
平成23年1月21日	15.32	52.17	—	—
平成26年2月4日	15.32	52.17	—	—
平成29年1月27日	15.32	52.17	—	—
令和3年11月5日	15.49	52.00	—	—

資料：鴻巣市資料

注) 平成17年の3市町合併に伴い、平成18年8月に新たに1つの「鴻巣都市計画区域」に変更されました。平成26年に加須行政界が変更されましたが、面積に変更はありません。平成29年に袋地区の0.003 km²が市街化調整区域に変更されました。令和3年に箕田・寺谷地区の0.17 km²が市街化区域に変更されました。

用語解説

- ※6 線引き：都市計画区域を「市街化区域」（すでに市街地となっているか、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と「市街化調整区域」（市街化を抑制すべき区域）に区分すること。
- ※7 コンパクトな市街地：建物などの密度が高い市街地ということではなく、低未利用地を有効利用することなどによって、必要以上の拡大を抑えた、まとまりのある市街地のこと。

④ 商業店舗数・商業販売額の推移等

- 本市の商業地は、主にJR高崎線の3駅周辺や中山道沿道に形成されています。
- 卸売業、小売業ともに店舗数は減少傾向です。一方、年間販売額において、卸売販売額は大幅に減少していますが、小売販売額は増加傾向となっています。
- 消費者動向調査結果によると、鴻巣市では約73%の人が地元の商店街をほとんど利用しないと回答しています。その理由として、駐車場の不足など、商店街全体として取り組むべき課題への指摘割合も高いことから、消費者ニーズに対応した基盤整備など、商店街の環境整備の推進が必要です。

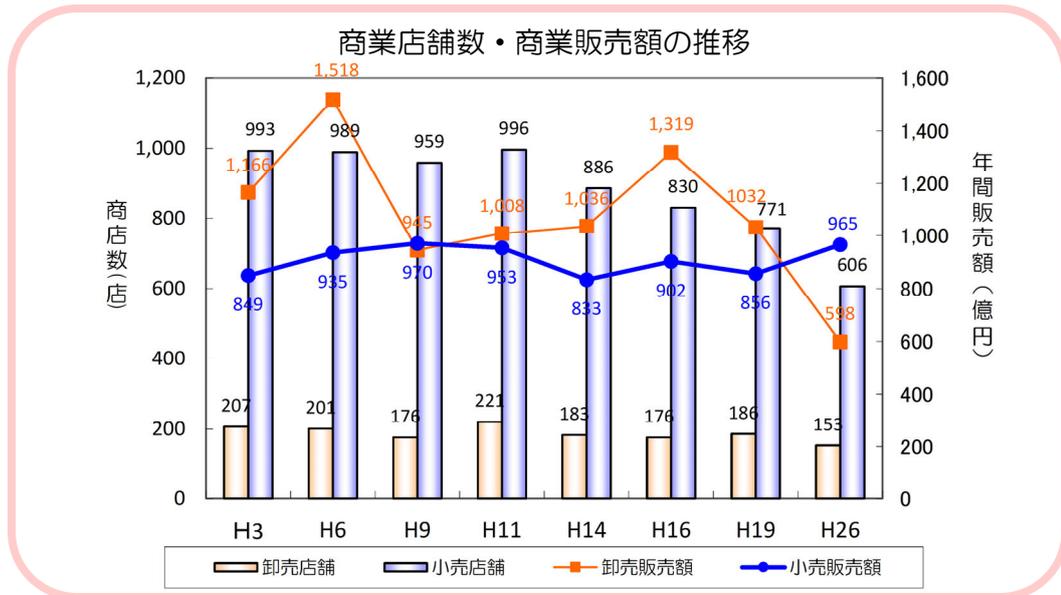
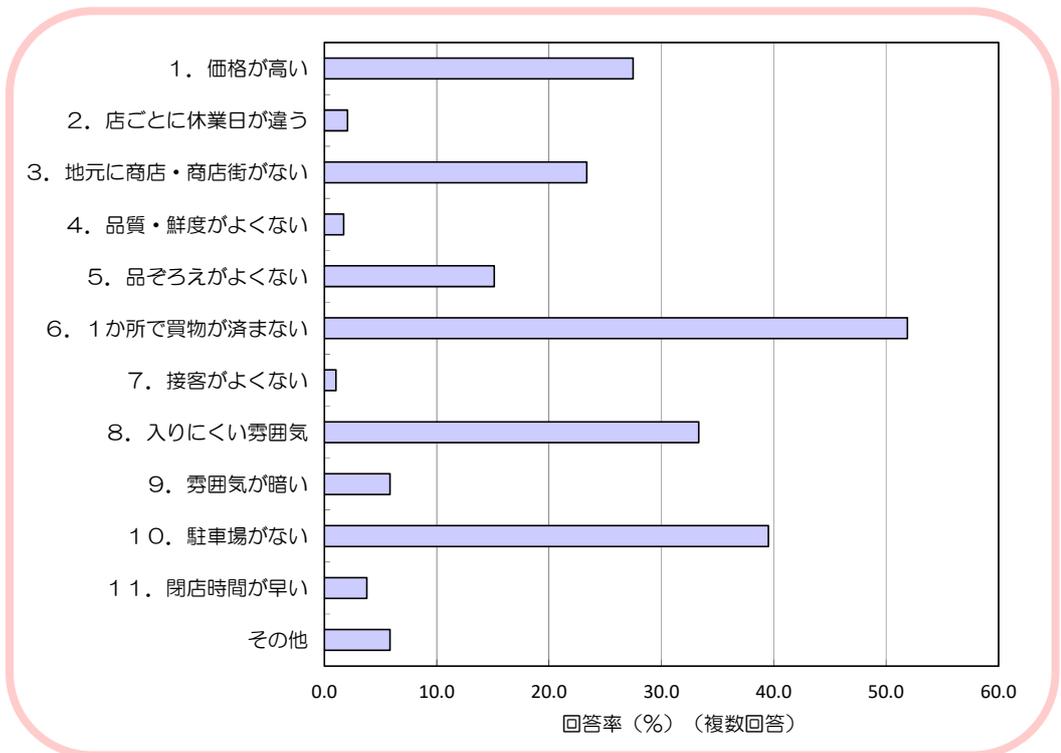


図 2-10 商業店舗数・商業販売額の推移 資料：商業統計調査

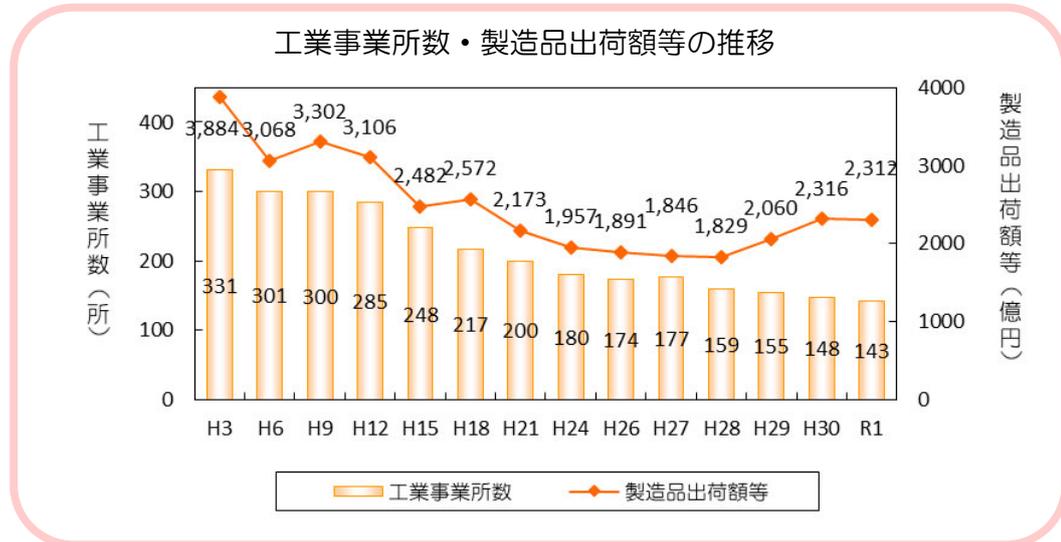


資料：平成 27 年度 埼玉県広域消費動向調査報告書

図 2-11 地元商店街を利用しない理由

⑤ 工業事業所数・製造品出荷額等の推移等

- 本市の工業は、川里地域の川里工業団地、吹上地域の袋地区、鴻巣地域の箕田地区、上谷地区及び原馬室地区などを中心として立地し、主に、電気機械、鉄鋼、食料品製造業などの製造品出荷額等が多い状況となっています。
- 近年、工業事業所数（工場数）、製造品出荷額等は、減少傾向となっています。



資料：工業統計調査

図 2-12 工業事業所数・製造品出荷額等の推移

- 市内の工業地のうち、袋地区（住工が混在している地域を除く）、上谷地区は工場立地法^{※8}に基づく工場適地^{※9}として位置付けられています。しかしながら、他の工業地の多くは住宅地に隣接して立地しているため、操業環境上の問題もあり、既存施設の拡大余地はほとんどない状況です。
- 県では、本市域も対象とした「圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画^{※10}」及び「田園都市産業ゾーン基本方針^{※11}」を策定し、既存産業の集積や高速道路の整備など、地域特性を活かした産業振興と産業基盤づくりに積極的に取り組むことを明らかにしています。
- 本市においては、既存工業地の環境改善、県の施策を活用した産業振興施策が必要となっています。

用語解説

- ※8 工場立地法：工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図ることを目的として制定された法律のこと。一定の工場について生産施設を敷地の一定面積率以下に規制するとともに、敷地に一定面積率以上の緑地などを整備するよう義務付けている。
- ※9 工場適地：工場を建設するのに適した土地のこと。
- ※10 圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画：地域の強みを活かして産業を盛んにするため、集まって欲しい産業の種類や、その量の目標、目標達成に向けた対策などについて、埼玉県が定めた計画。県では、県内を「県北ゾーン」と「圏央道・外環道ゾーン」の2つに分けて計画しており、鴻巣市は「圏央道・外環道ゾーン」に含まれる。
- ※11 田園都市産業ゾーン基本方針：埼玉県が、圏央道沿道地域における周辺の田園環境と調和した産業基盤づくりを進めるための県の姿勢と取組方策を示したもの。方針の適用範囲は、圏央道のインターチェンジ（ジャンクションを含む）から概ね 5 km の範囲とされ、圏央道と広域幹線道路との交差点周辺や、広域を連絡する幹線道路の沿道などに限定するとされている。

(2) 土地利用(市街地形成)の状況

- 本市の市街地は、JR高崎線の3つの駅を中心に広がっています。これらは、中心となる駅から概ね2km圏内の広がりとなっていることから、コンパクトな市街地^{※7}が形成されていると言えます。
- 市の南端部には、鴻巣駅から2km圏以上の地域がありますが、この地域は北本駅の2km圏内となっています。

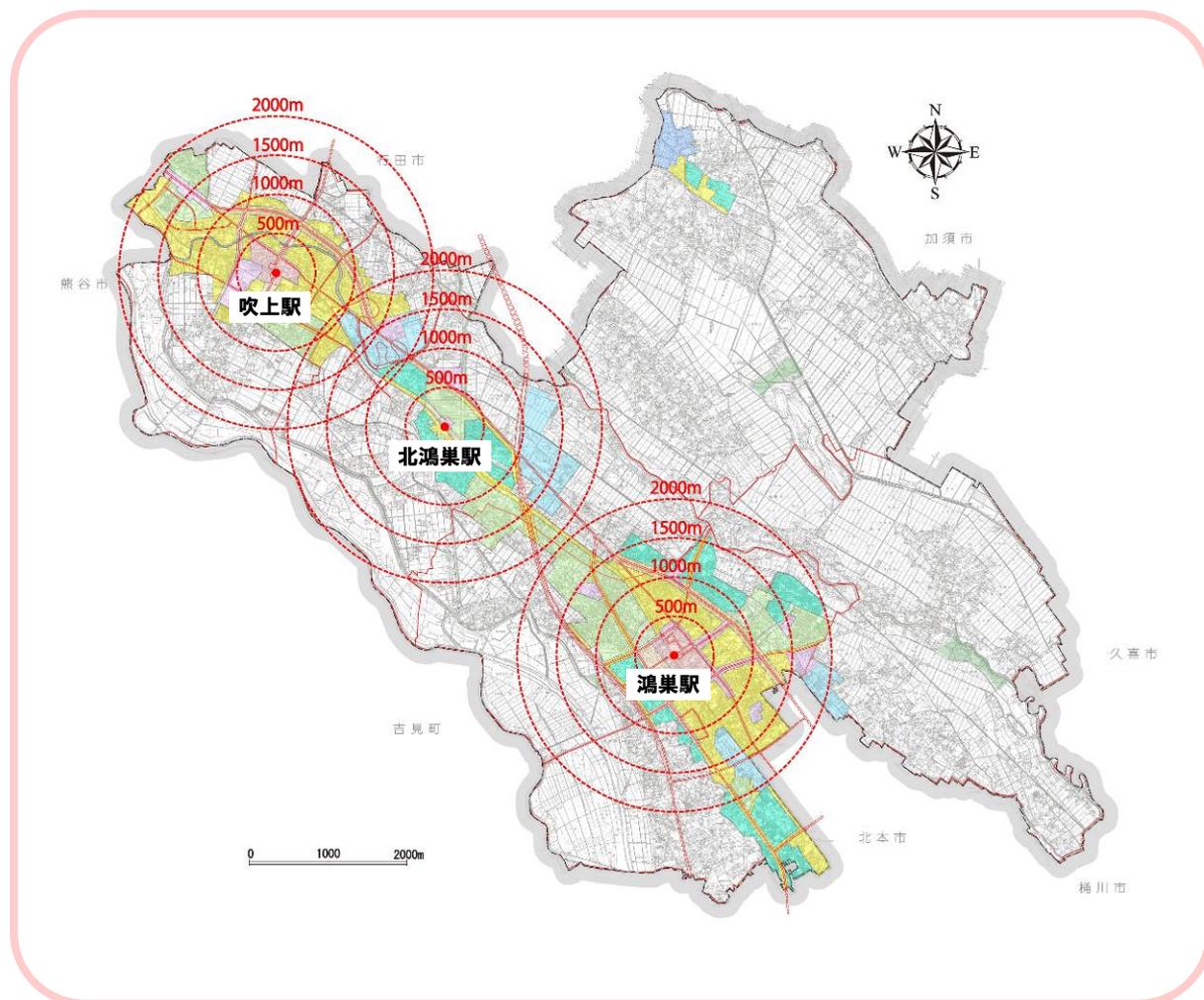


図 2-13 市街地の広がり状況

資料：鴻巣市資料

(3) 道路・交通の状況

(道路の混雑状況)

- 県道以上の幹線的な道路の混雑度^{※12}は、荒川を横断する2路線((主)行田東松山線、(主)東松山鴻巣線)や一般国道17号が高い状況となっています。

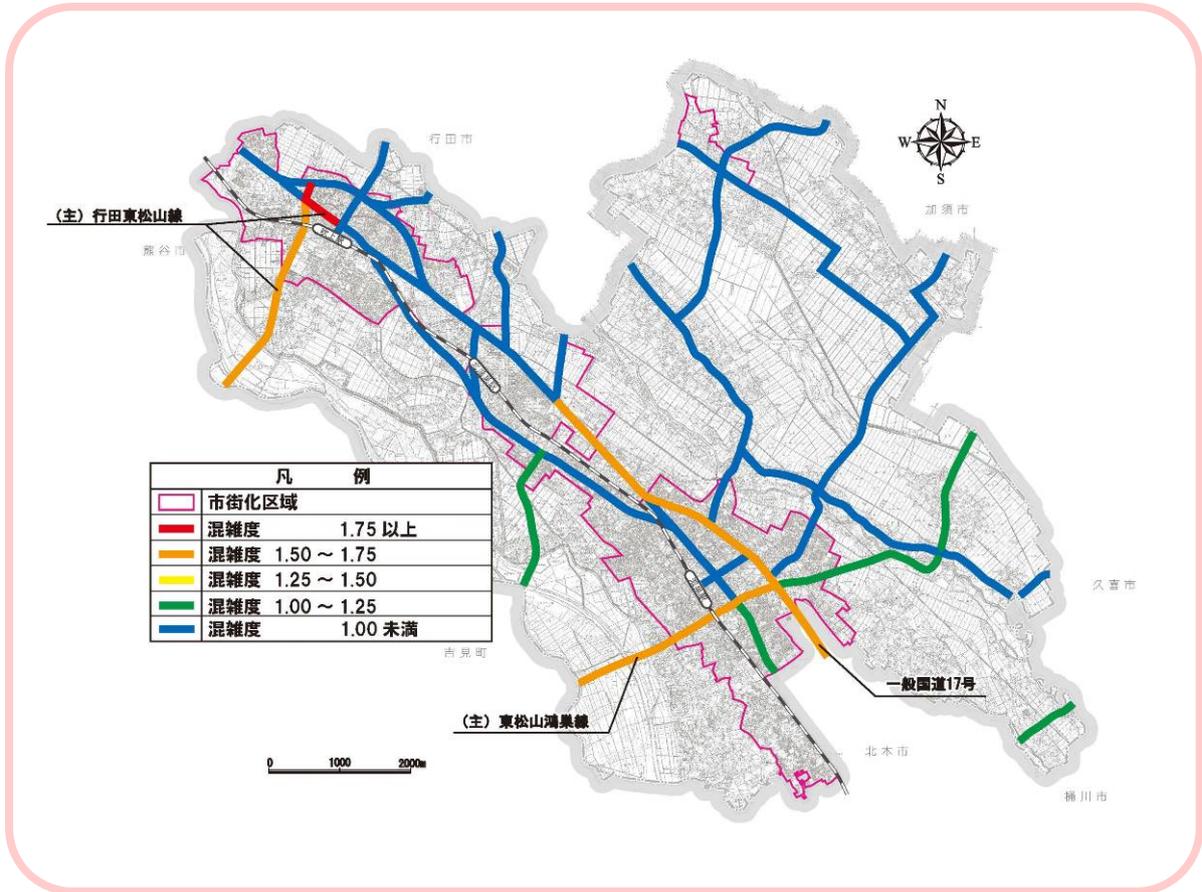


図 2-14 道路の混雑状況

出典：平成 27 年度道路交通センサス
鴻巣市資料 ※13

用語解説

※12 混雑度：自動車交通の混雑の程度を示す数値のことで、実際の自動車交通量を自動車がスムーズに通行できる交通量で割った値。混雑度の値に対する交通状況は、概ね次のとおりである。

- 混雑度 1.75 以上：慢性的な混雑状態
- 1.25~1.75：交通量が最も多い時間帯で混雑することはもちろんのこと、その他日中においても連続的に混雑するような状態が続くこともある状態
- 1.00~1.25：交通量が最も多い時間帯に混雑する可能性がある状態
- 1.00 未満：混雑することなく、スムーズに通ることができる状態

※13 道路交通センサス：国が、全国を対象として、自動車の使い方や道路の自動車交通量などを調べる調査のこと。

(4) 公園・緑地等の状況

- 市内では、JR高崎線及び一般国道17号沿道の市街化区域を包み込むように、農地や河川敷などの広大な水と緑の空間が広がっています。
- 市街化区域内には、街区公園^{※14}などの小規模な公園と合わせて、生産緑地地区^{※5}が多く点在しています。
- 大規模な公園としては、都市計画公園^{※15}である上谷総合公園、川里中央公園があるほか、都市計画公園以外では吹上荒川総合運動公園や糠田運動場などが、荒川や元荒川、野通川に隣接して整備されています。
- 都市計画公園は、大間近隣公園を除く31か所(35.08ha)で供用(一部供用含む)されており、都市計画公園以外の都市公園^{※16}は、市内で151か所(34.68ha)整備されています。

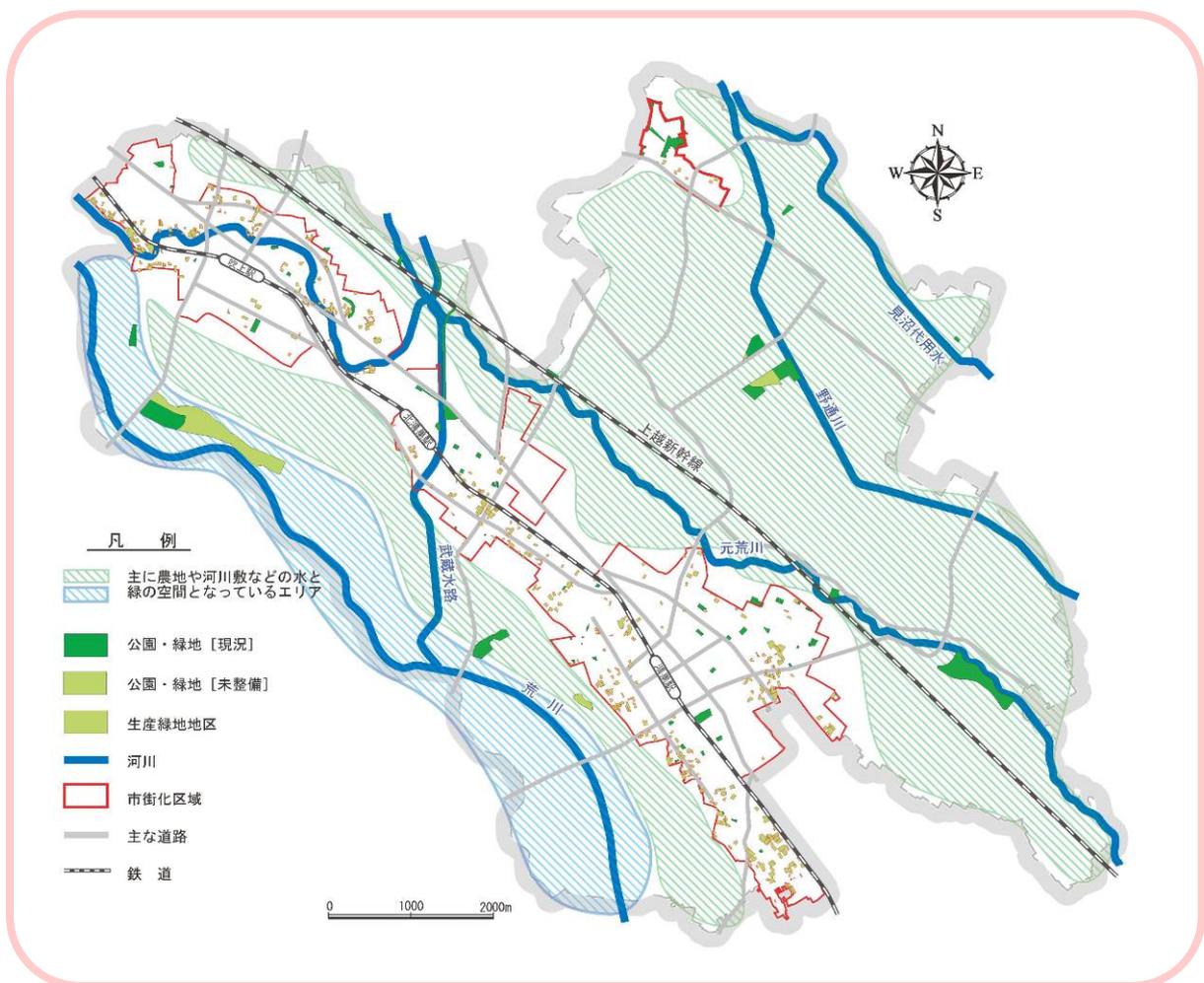


図 2-15 公園・緑地等の分布状況

資料：鴻巣市資料

用語解説

- ※14 街区公園：主に子どもやお年寄が利用する、概ね町内単位で整備される公園。
- ※15 都市計画公園：都市計画法により定められた公園、緑地及び墓園のこと。
- ※16 都市公園：国又は地方公共団体が設置する都市計画公園及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。

(5) 市街地整備の状況

- 本市の市街地開発事業や開発行為などの面整備・開発は、市街化区域内において、主に鴻巣駅東側市街地（図上①）や北鴻巣駅周辺市街地（図上②）、新宿地区・北新宿地区市街地（図上③）で実施されています（施行中を含む）。一方、中山道に沿った、古くから栄えてきた市街地では、まとまった規模での市街地開発事業や開発行為が実施されていない状況です。

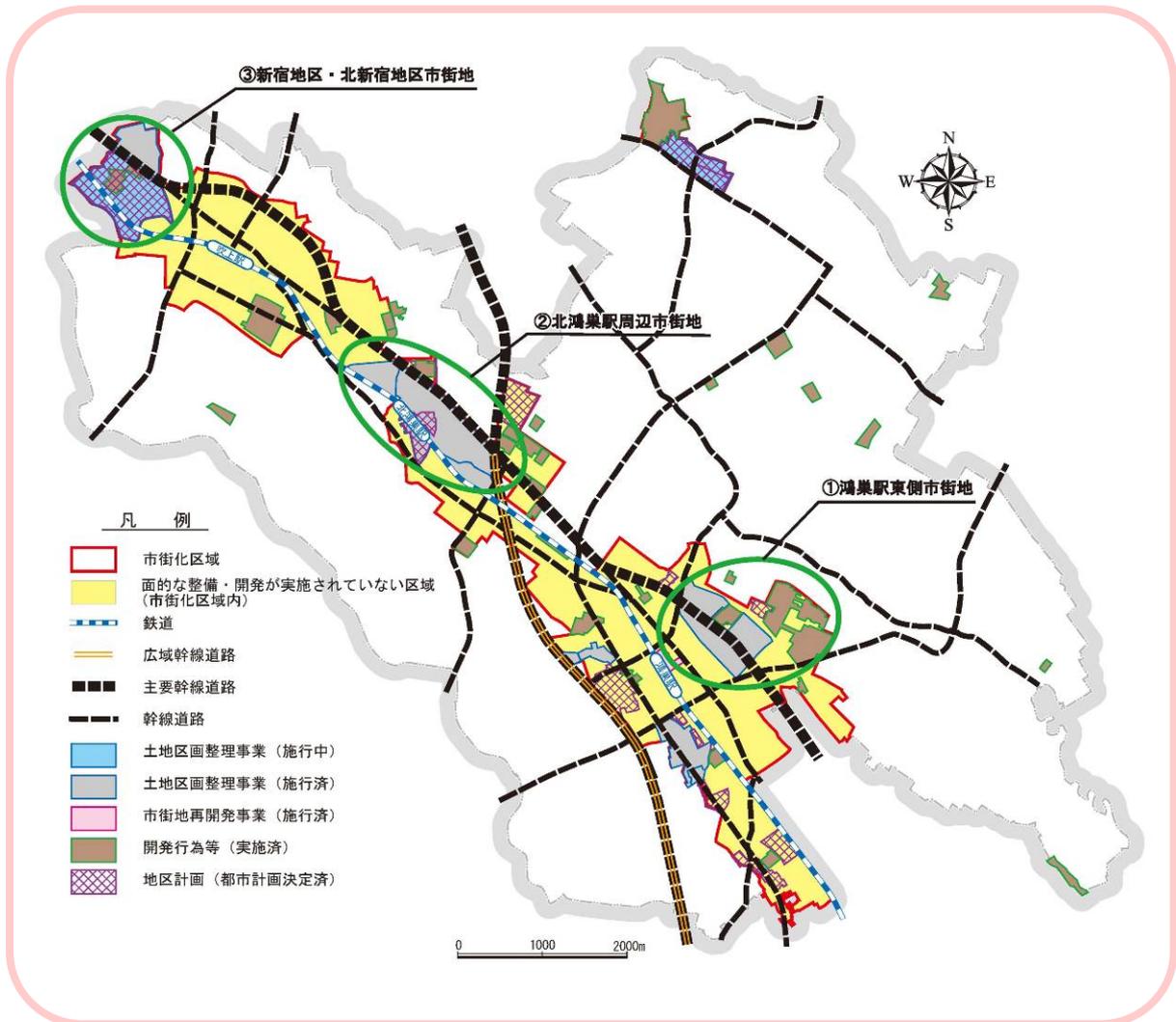


図 2-16 市街地開発事業等の実施状況

資料：鴻巣市資料

(6) 下水道整備の状況

- 公共下水道（汚水）は、令和2年度末で1,490.75haが処理区域となっています。処理区域内人口は92,009人であり、行政人口117,895人に対する下水道の普及率^{※17}は約78.0%となっています。
- 農業集落排水^{※18}は、令和3年4月1日時点で笠原地区、笠原第2地区、郷地・安養寺地区、上会下地区の4地区で全ての整備が完了しており、処理区域内人口2,715人のうち、水洗化人口（農業集落排水施設に接続している人口）は2,495人（約91.9%）となっています。
- 公共下水道（雨水）は、大間地内や北新宿第二土地区画整理事業地内の整備を進めております。

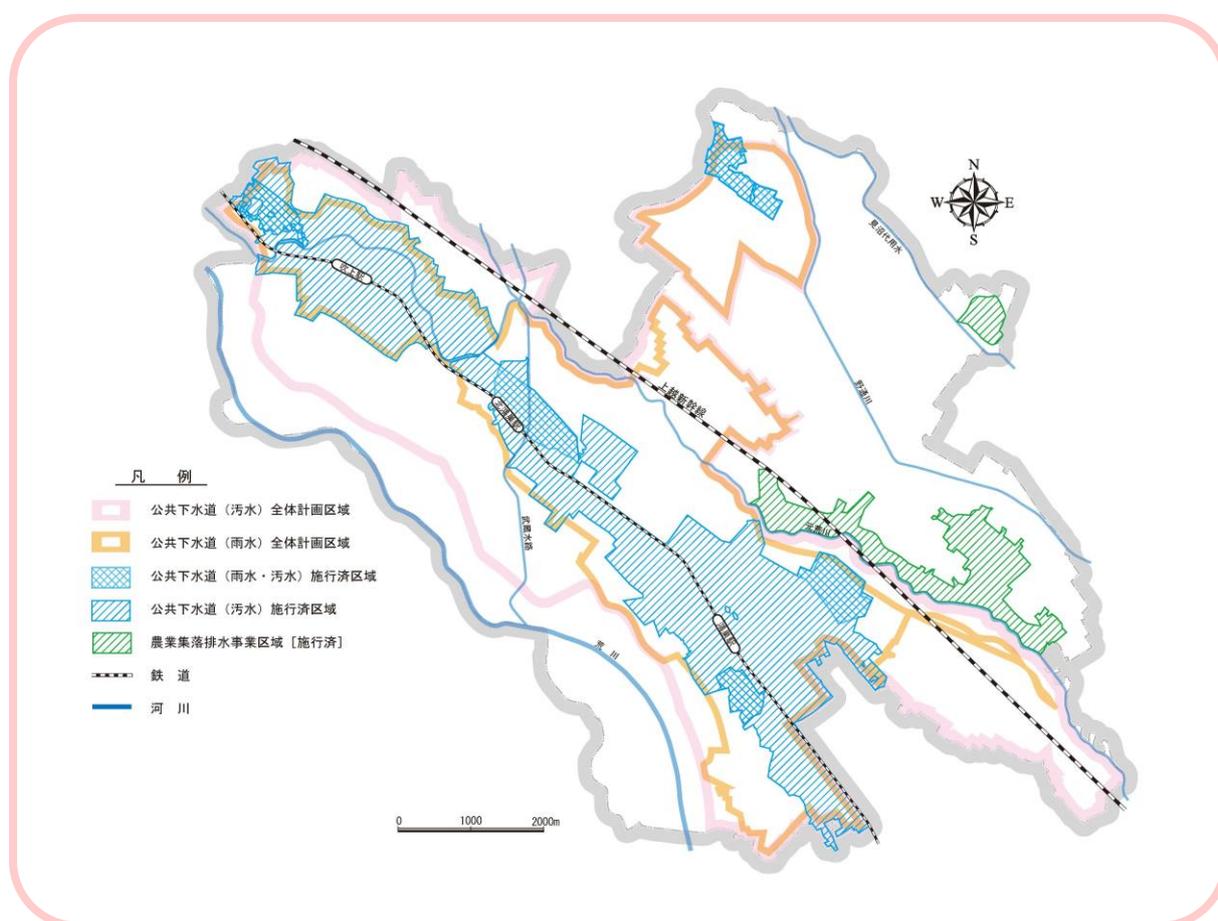


図2-17 下水道整備の状況

資料：鴻巣市資料

用語解説

※17 下水道の普及率：公共下水道を使用できる人口を市の人口で割った値。現在の事業認可区域は市街化区域内であるが、全体計画区域は市街化調整区域も含まれる（上図参照）。

※18 農業集落排水：農業集落における下水道のこと。

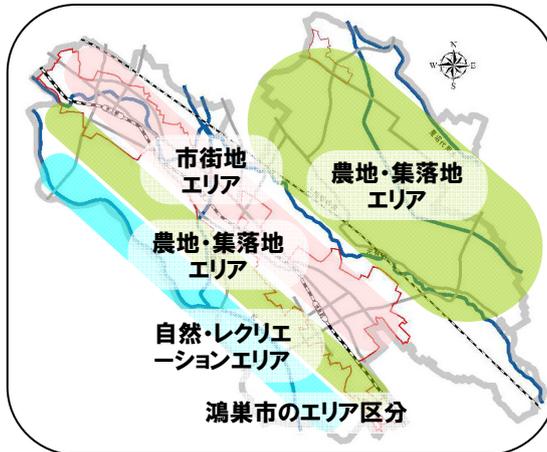
(7) 景観形成の状況

- 本市においては、以下に示すような様々な特徴的な景観が形成されています。

市街地エリア



鴻巣市の日本一



農地・集落地エリア



自然・レクリエーションエリア



(8) 都市防災の状況

(消防活動困難区域の分布状況)

- 幅員 6.0m 以上の道路から 140m 以遠の区域を消防活動困難区域とした場合、市街化区域では、人形 2~4 丁目周辺や小松 4 丁目・松原 4 丁目周辺、大間周辺などで消防活動困難区域が残る状況となっています。

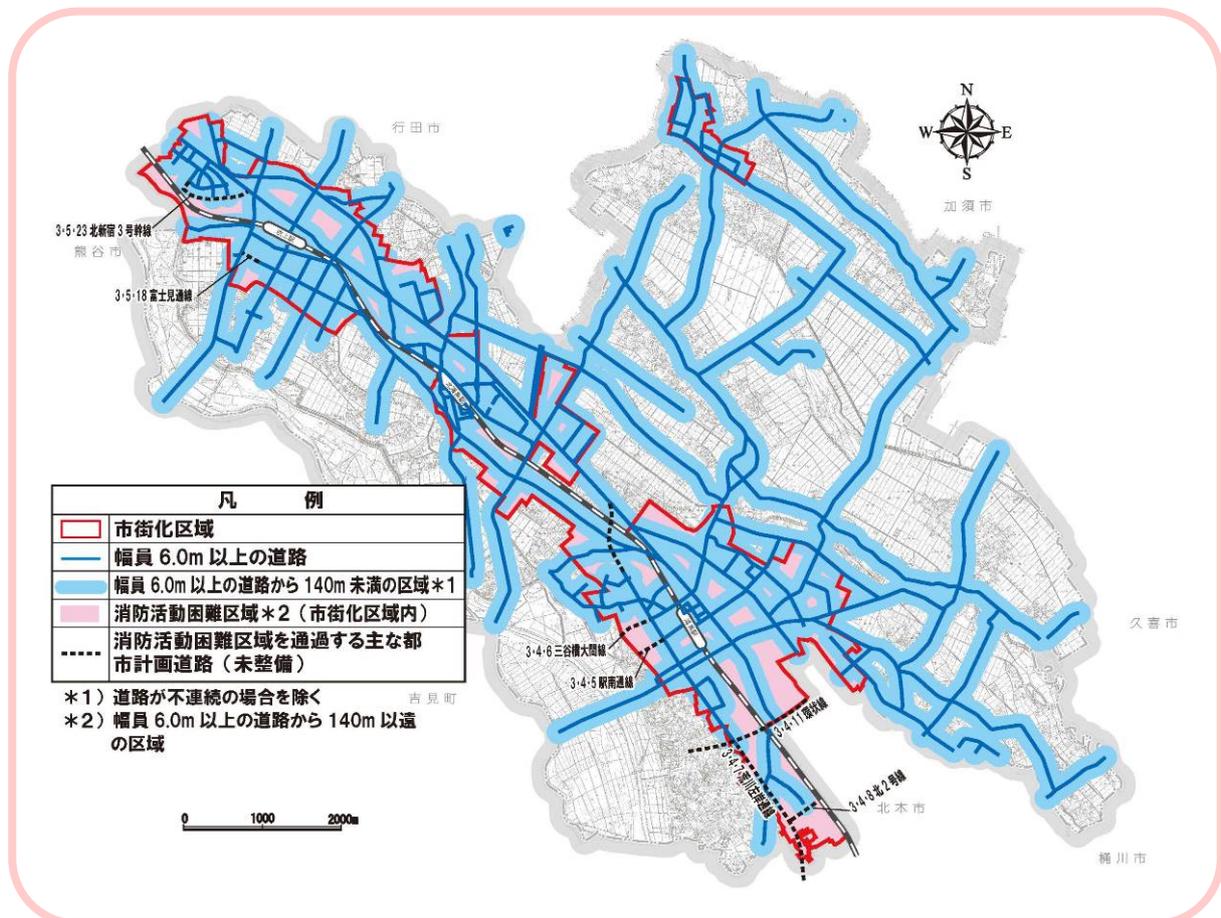


図 2-18 消防活動困難区域の分布状況

資料：鴻巣市資料

用語解説

<前頁の用語解説>

※19 シンボル空間：都市や地域を代表する場所のこと。

※20 斜面林：斜面にある樹林のこと。都市部では、まとまった樹林が少ない場合が多く、開発されずに斜面に残った樹林は、貴重とされている。

2-2 都市の課題

(1) 土地利用に関する課題

□ 歩いて暮らせるコンパクトで魅力ある市街地の形成

本市の市街化区域は、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅を中心に概ね2 km圏内での広がりとなっており、コンパクトな市街地^{※7}が形成されています。

人口は、全国の傾向と同様に少子高齢化が進行し、総人口も減少していくことが見込まれています。

今後も本市を持続可能な都市として維持していく上で、次に示す課題に取り組み、歩いて暮らせるコンパクトで魅力ある市街地を形成していく必要があります。

- 鉄道駅を中心とした拠点の形成
 - ・商業・業務機能やサービス機能の集積、充実
 - ・その他、行政、医療、福祉、教育、娯楽などの多様な都市機能の集積
- 市街地内の低未利用地などの土地の有効活用
- バリアフリー^{※4}化された安全で快適な歩行者ネットワーク^{※21}の形成

□ 「住みたい」、「営業し続けたい」と思うようなゆとりある土地利用の形成

本市の市街化区域では、鉄道駅から郊外に向けて商業系用途地域→住居系用途地域→工業系用途地域が配置され、概ね用途地域ごとに用途の純化^{※22}が図られています。

特に工業系用途地域や住居系用途地域では、比較的ゆとりある土地利用のなか、緑豊かな生産環境、住環境が形成されています。

今後もこれらの環境の維持、向上により、「住みたい」、「営業し続けたい」と思うような土地利用の形成を図る必要があります。

用語解説

※21 歩行者ネットワーク：歩行者が安全、快適に移動できるように、相互に連絡して整備した歩道や遊歩道網などのこと。

※22 用途の純化：住宅、商業、工業等の各種の施設が混在することを防ぎ、快適な都市環境を実現すること。

□ 優良農地、自然・レクリエーション空間の保全、創出

本市の市街化調整区域には、広大な優良農地^{※23}や河川敷などの自然・レクリエーション空間が広がっています。

優良農地は、日本有数の花き生産地となっており、「花のまち」としてのイメージを定着させ、特徴ある田園風景を形成しています。また、農地は、保水・遊水機能も有し、防災面においても重要な役割を担っています。

広大な荒川河川敷は、その開放感ある景観や自然環境の保全などの観点から、自然・レクリエーション空間として後世に引き継ぐべき本市の貴重な財産と言えます。

したがって、今後とも既存の優良農地や自然・レクリエーション空間を保全するとともに、本市の魅力向上に向けて、農地や自然環境と調和した新たなレクリエーション空間を創出していく必要があります。

□ 市街化調整区域の秩序ある都市的土地利用^{※24}の形成

本市の市街化調整区域には、本市人口の約 21.8%が居住しています。このため、既存の集落地では、周辺の農地などの環境との調和に配慮した、良好な住環境を保全していく必要があります。

用語解説

※23 優良農地：耕地整理などにより、農地の大きさ、形が整い、用排水施設なども整備されて、農業を営む条件が整備されたまとまった農地のこと。

※24 都市的土地利用：農地、森林、河川などの自然的土地利用と対で利用される用語で、具体的には、住宅地、商業地、工業地等の宅地、駐車場や資材置き場、道路などの土地利用のこと。

(2) 道路・交通の整備に関する課題**□ 社会経済活動及び生活を支える道路ネットワークの形成**

本市では、埼玉県内の大動脈となる一般国道 17 号が縦貫しています。さらに隣接する加須市や吉見町、行田市につながる主要地方道や一般県道、市内の主要な交通動線となる都市計画道路により、道路網が形成されています。

現在の道路網では、荒川横断部や鉄道駅周辺の一般国道17号接続部などにおいて、混雑が発生しています。

したがって、それぞれの路線が持つ役割を明確にしたうえで、これらの混雑を解消するための都市計画道路の整備を促進し、社会経済活動及び生活を支える道路ネットワーク^{※25}を形成する必要があります。

□ 「歩いて暮らせるコンパクトで魅力ある市街地」を支える交通基盤の整備

前述の「土地利用に関する課題」であげた「歩いて暮らせるコンパクトで魅力ある市街地の形成」を推進するため、高齢化社会に配慮した安全で快適な歩行者ネットワーク^{※21}、バス交通を中心とした公共交通ネットワーク^{※26}、鉄道駅とバス交通などを連絡する交通結節点^{※27}などの交通基盤の整備を推進する必要があります。

(3) 公園・緑地の整備に関する課題**□ 市民に身近な「水と緑のネットワーク」の形成**

本市の市街化調整区域では、市街化区域を包み込むように農地や河川敷などの面的な水と緑の空間が広がっており、これが本市の魅力の1つとなっています。

市街化区域でも、街区公園^{※14}などの小規模な公園と合わせて生産緑地地区^{※5}が多く点在し、公共公益施設^{※3}においても豊かな緑が整備されています。

市民ニーズとして、散策道や公園の整備など、身近に水や緑を感じられるようなまちづくりが求められています。

今後は、貴重な資源である地域の水と緑のネットワーク^{※28}化を図り、より市民が水と緑を身近に感じることができるよう整備を進める必要があります。

用語解説

※25 道路ネットワーク：国道、県道、市道など各種の道路が相互につながって形づけられた道路網のこと。

※26 公共交通ネットワーク：誰もが利用可能な鉄道、バスなど（公共交通）が利用しやすく、また、乗り継ぎなどが便利のように接続されていること。

※27 交通結節点：徒歩、自転車や自動車、バス、電車など複数の交通手段を相互に乗り換えたり、乗り継いだりする施設のこと。代表的な例としては鉄道駅などがある。

※28 水と緑のネットワーク：河川・水路などや緑道・幹線道路の街路樹などが相互にむすびつき、水や緑を感じ、ふれあいながら移動できる空間のこと。

(4) 市街地整備に関する課題**□ 地区計画制度等の導入による市街地の整備**

本市の市街地整備においては、県央地区の中心にふさわしい都市機能と魅力ある空間形成が期待されています。

今後は、「土地利用に関する課題」であげた「歩いて暮らせるコンパクトで魅力ある市街地の形成」を目指します。

また、面的な整備・開発が実施されていない市街化区域では、地域の実情に応じ、生活環境、防災性などの向上のため、地区住民の合意のもとで地区計画^{※29} 制度等の導入を行い、規制・誘導による市街地環境整備を図る必要があります。

(5) 供給処理施設等の整備に関する課題**□ 下水道(汚水)の継続的整備**

供給処理施設等^{※30} の1つである公共下水道の普及率^{※17} (汚水) は、処理人口ベースで約78.0%となっていますが、まだ十分な状況ではありません。市全域の衛生的な生活環境を確保するため、市街化の動向などを勘案しながら、引き続き、下水道の整備を進める必要があります。

□ 下水道(雨水)、河川の総合的な事業展開

令和元年の台風19号の影響により、本市では床下浸水が報告されています。また、近年増加傾向にある局地的集中豪雨いわゆる“ゲリラ豪雨”による被害も発生しています。

今後の都市化の進展に対応し、市民の貴重な生命、財産を守るためには、河川・水路などの整備と合わせた総合的な治水対策を行うことにより、浸水被害を軽減する必要があります。

□ 新たなおみ処理施設の整備推進

本市では、循環型社会・脱炭素社会の実現を目指し、ごみの減量化と資源の有効活用等の推進を図っています。

今後とも適正なおみ処理体制を継続させるために、新たなおみ処理施設の整備を推進する必要があります。

用語解説

※29 地区計画：住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かいルールを定めることにより、住みよい特色のあるまちづくりを進めるための制度。

※30 供給処理施設等：水道、下水道、ごみ焼却場、リサイクル施設などの施設や市場、火葬場のこと。

(6) 景観形成に関する課題**□ 地域特性、地域資源を活用した景観形成**

市内では、市街地エリアにおけるシンボル空間^{※19} 及び商業・業務空間、農地・集落地エリアにおける田園風景、自然・レクリエーションエリアにおける開放感あふれる花と水の景観など良好な景観形成を行うための地域資源が多数分布しています。

持続可能な都市づくりを実現するためには、地域特性に加えて、これら地域資源を有効に活用し、市民が「住み続けたい」と思うような、来訪者が「また来てみたい」と思うような個性的で魅力ある景観形成を行う必要があります。

(7) 都市防災に関する課題**□ 大規模地震による被害軽減**

平成 23 年に発生した東日本大震災では、本市においても家屋の損壊や道路などのインフラ被害などが発生し、物資の不足や計画停電などを含めて大きな影響を及ぼしました。また、国の中央防災会議^{※31}では、今後 30 年以内に 70%の確率で南関東にマグニチュード 7 程度の大規模地震が発生すると報告されています。

本市の市街化区域では、計画的な市街地開発事業や開発行為を進めてきた結果、まとまった密集市街地は少ない状況です。また、避難場所及び延焼遮断空間となる公園や生産緑地地区^{※5}なども多く分布していることから、概ね防災機能は確保されていると言えます。ただし、消防活動困難区域（幅員 6.0m以上の道路から 140m以上遠の区域、P21 参照）の分布状況にもみられるように、幅員の狭い道路のみの区域があります。

これらを踏まえ、今後も引き続き、旧耐震基準で建築された住宅及び多くの人々が利用する建築物の耐震化促進、事業中の市街地開発事業や都市計画道路の整備推進、地区計画^{※29} 制度の導入、防火地域・準防火地域^{※32} の指定拡大などによる規制・誘導により、大規模地震に対応した防災機能の向上を図る必要があります。

□ 水害による被害軽減

近年話題となっている“ゲリラ豪雨”に代表されるように、地球温暖化などを原因とした自然災害の増加や激甚化により、水害被害の危険性が增大しています。

本市においても過去、浸水被害の発生が記録されていることから、市街地の浸水被害の軽減のため、治水対策などを推進する必要があります。

用語解説

※31 中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚や学識経験者などからなる会議で、国の防災に関わる計画の作成などを行う。

※32 防火地域・準防火地域：市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと。



第3章 まちづくりに関する市民の声

鴻巣市都市計画マスタープランの策定にあたって、まちづくりに関する市民の声を反映していくため、地域住民で組織された「市民検討会」での検討や、市内の中学生からの意見募集を行いました。

3-1 市民検討会からの声

市民検討会は、日常的に市内で生活している市民の立場から「目指すべき将来のまちの姿」を提言していただくための市民組織であり、市内在住、在勤の方、27名に集まっていただきました。

市民検討会では、ワークショップ^{※33}手法を用い、「住み続けたい」と思うまちの将来の姿をシナリオ風に作成していただきました。より具体的な議論を行いやすいように「高齢者」「主婦」「会社員」「自営業」「学生」「障がい者」の6つの属性を想定し、各グループ別にそれぞれの属性になりきって、参加者の皆様が「こうあってほしい」と思うまちの姿について率直に意見を出し合い、とりまとめていただきました。

検討結果を次頁以降に示します。



市民検討会の様子 [議論]



市民検討会の様子 [検討結果の発表]

用語解説

※33 ワークショップ (Workshop) : 「作業場」「工房」等の意味を持つ言葉ですが、参加者自身が特定のテーマについてアイデアを出し合い、意見交換を行う中で相互理解を図り、意見のとりまとめを行う集会のこと。



想定

高齢者

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～散歩からはじまる朝～

朝起きて散歩に出かける。散歩コースは木立が多く、車が通らない。また、人と自転車の通行が分離された遊歩道だ。疲れた時に休むことができるベンチや雨やどりができる施設なども整備されている。途中で仲間に出会ったりして、話がはずむこともある。

～多くのみどりにいやされる～

市内にはいくつかの散歩道があり、緑のネットワーク化も配慮されたコース設定となっていて、その日の体調や天候によって距離又は時間によってコースの選択ができる。自然植生の残る屋敷林や寺社林、水辺林などが緑道によって結ばれている。また、季節の野草や草花も楽しむことができ、緑の多い景観に気持ちがいやされる。



荒川堤防上の散策道（吹上地域）

～未来への財産“みどり”～

荒川河川敷や元荒川まで足をのばすと、元気に遊ぶ子どもたちの姿も目にするができる。また一方で緑の豊かな林は保全ゾーンとして残され、未来への財産となっている。

～仲間とスポーツ、新たな仲間づくりへ～

近所の仲間とパークゴルフに出かけた。健康維持と仲間づくりを兼ね、近所又は地域の方々（高齢者）とスポーツ（パークゴルフ、グランドゴルフ、ゲートボールなど）に取り組み、その結果、新しい仲間がたくさんできた。



～充実した医療体制、安心して生活できる～

近年、長寿を支える財政制度も整い、地域の公共的な病院を中心に医療体制が整備・充実し、75歳以上の高齢者も安心して医療を受けられる様になっている。これにより高齢者が安心して生活できるようになり、全国でもトップクラスに入るほど、より長生きをするようになった。



想定

高年齢者

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～社会活動に励み、いきいきとした生活を送っている～

午後はボランティアで様々な仕事、諸活動に参加している。私はシルバー人材センターが開発してくれた諸外国の人々との交流促進の仕事に知識・経験を生かし、毎日楽しく従事しているし、友人は幼稚園や小・中学校で整備されたビオトープで環境教育に励み、いきいきしている。

別の知人は公民館の野菜づくりの講習会に参加し、市民農園では、指導者として先頭に立って野菜づくりに精を出し、食料自給率の向上、食の安全・安心、地場の特産品づくりに寄与している。



荒川河川敷の農地（鴻巣地域）

～充実した移動手段、様々な交流が創出される～

バス利用不便地域が解消され、便利になったフラワー号は、朝8時から夜10時まで走っているので、通勤や買物に良く利用する。買い物先では高齢者向けの店舗も充実し、木陰やベンチのある広場を取りまく商店街で買物を楽しんだ。広場では若者がギターを弾き歌っている。その光景をみて自ら仲間に入れてもらい、若返った気分になった。



フラワー号

～助け合いができるまちとなっている～

災害時の行動として高齢者同士の助け合いが重要であり、それを行政が支援するシステムができている。



想定

主婦

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～あいさつからはじまる朝～

朝起きる。子どもを送り出すと地域ぐるみで周りの人が子ども達に声をかけあうなど、治安が良く暮らしやすいまちだ。ごみ出しの時は、分別収集のルールが徹底され、各人のマナーもよいので、いつもきれいになっている。市内には高性能な焼却炉が整備されているため、地域の環境もよくなった。

～バリアフリー化された道、身近でできる買い物～

以前は自宅から買い物や駅へ出かける時に、歩道が未舗装であったり、狭くて歩きにくかったりしたが、今は車道、自転車道も整備された。また、電線類が地中化され、歩道はフラット化されたことで、障がい者やお年寄り、子ども達にも歩きやすく、ベビーカーも押しやすい。自宅から10分以内で歩いて行けるスーパーが3つあるので、とても暮らしやすい。

～食の安全が確保されている～

スーパーでは、地元で採れた野菜、食材が売っているので、消費者は生産者が信頼でき、かつ、商品も新鮮で安全である。そのスーパーは、消費者の目線で食の安全を考えてくれるスーパーである。



～身近な清掃活動が行われている～

歩道の街路樹や生垣の落ち葉は、地域の人達が清掃しているけれども、堆肥清掃施設ができ、残った落ち葉もきれいになっている。



吹上富士見地区の道路（吹上地域）

～自然豊かな田園環境が保全されている～

鴻巣市は田畑や緑、小川などの自然豊かな田園地帯であり、要所要所に森や木立や水路が整備され、田園地域環境が良く優れた景観となっている。

帰り道であたりを見渡すと田んぼが広がり、その田起こし、稲刈りなど、四季折々の風景が楽しめ、貴重な動植物も見ることができ、ふるさとに愛着がわく。



元荒川（笠原・常光地域）



想定

主婦

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～安全でスムーズな道路環境が整備されている～

友達と出かける時、一般国道 17 号などの主要道路には右折レーンが設けられ、また、環状道路も整備されており、交通事故や交通渋滞が解消され、スムーズになってきた。少し離れた場所には大型店舗が設置され、休日には家族ぐるみで買い物や食事などに出かけたり、友達と映画などを鑑賞したりできる。

～災害への十分な備えがある～

災害に備えて、近くに井戸が掘られており、何かあっても安心である。

普段、子ども達の学習の場として地下水の不思議について地域の人が教えている。災害に備えて車道と歩道が分離されており、防災上も安全である。

この地域は地域協定を定め、周辺の住宅の生垣助成により、ブロック塀がなく安全なまちになっている。すぐ近くに多目的広場として使える避難所があり、避難誘導の案内板も整備され、安心して逃げることができる。



生垣（鴻巣地域）



想定

会社員

「住みたい」と思う将来のまちの姿

～職住近接が実現されている～

積極的な企業誘致により、最近では鴻巣市内に会社が増えてきており、昔からある企業もますます活性化している。住む場所も働く場所も鴻巣市という人が増えてきた。徒歩でも 30 分程度で会社に通勤できるので生活に余裕が持てるようになった。

～バスの運行経路や本数が充実している～

朝、晩の通勤時間帯の渋滞を避けるため、会社に行く時に利用しているバスは、停留所も多く、バス停の間隔が短いので非常に便利だ。また、帰宅する際も、バスは夜遅くまで運行されているので安心だ。

バスは市内全域を連絡しているので、市内を移動する際にはマイカーはほとんど必要が無くなった。



～花を使った美しいまちが形成されている～

電車を降りると、駅前に、緑と花と塙輪とひな人形を上手にデザインした花壇があり、鴻巣らしさを感じられてほっとする。住宅地では行政と住民が協力しあって家の前に連続した花が置かれており、管理も充実しているので目を楽しませてくれている。また、季節ごとに市民独自の花のイベントも開催されている。



鴻巣駅東口駅前広場（鴻巣地域）

～バリアフリー化された、にぎわい空間が形成されている～

商店街などの人の集まる場所の歩道は、車椅子やベビーカーなどが安全に通行できるように幅が広い。また、街路樹が連続して整備されており、自転車と歩行者が分離され、お互い安心して快適に通行できるようになっている。昔は日曜日になると車で郊外のショッピングセンターに行っていたが、今はまちなかの商店街を歩きながらショッピングを楽しんでいる。商店街は若い人もいてにぎわっている。



想定

会社員

「住みたい」と思う将来のまちの姿

～自然豊かな田園環境が保全されている～

昔から変わらず、少し遠くに行くと田畑や森が残されていて、貴重な動植物を見ることができるほど自然が豊かだ。



寺社林（笠原・常光地域）

～農業を身近に感じられる環境が形成されている～

地場の農産業には、休日ともなると県外や近隣市町からボランティアや学生もたくさん参加していて、特産品を利用した活動が活発だ。

働きたいうちは働く場所があって安心だし、何らかの形で農業に従事できるような環境になっており、高齢者になったら自分も近所の畑を借りて野菜作りなどをしようと思う。



想定

自営業

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

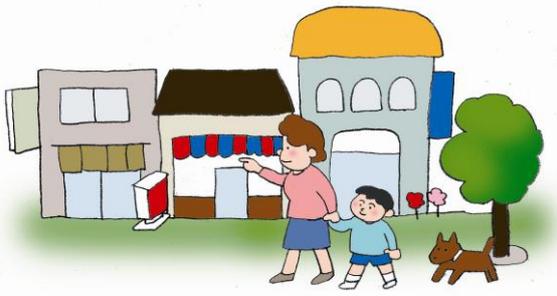
～にぎわう商店街～

私は中山道の商店街でケーキ屋を営んでいる。うちの商店街では、にぎわいづくりのため、沿道の拡幅、駐車場確保、歩行空間の確保、楽しく買い物ができるように休憩ベンチなどの整備を行っている。

また、休日などはメイン通りを歩行者天国にしたり、地場産業を活用した商品を開発するとともに、行政と一体となって専門店を誘致するなど、魅力ある商品を販売するようになって、買い物客などの往来は以前の倍以上となり、売り上げも上昇している。

～まちなかには若者や子連れファミリーが多く見られる～

鴻巣市による、優良企業や若者に人気がある企業の誘致によって、若年層の雇用が促進され、まちなかでは、以前より若いカップルや小さな子どもを連れたファミリーを見かけるようになった。



～多くの観光客が訪れるようになってきている～

最近では、「人形と花のまち、鴻巣」が有名になってきており、市内では観光客をよく見かけるようになった。商工会と観光協会、行政とが一体となって、集客するための魅力あるイベントを数多く実施することにより商店街にも観光客が来るようになった。



ポピー畑（鴻巣地域）



びっくりひな祭り（鴻巣地域）



理想

自営業

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～魅力的なまちが形成されている～

鴻巣市ではまちの活性化のため、まちの玄関口である鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅を中心として、区画整理事業や再開発事業で周辺のまちづくりを一体的に進めており、そのほかにも、市内では、鴻巣市の魅力向上のため、以下のような様々な取り組みが行われている。



鴻巣駅東口再開発事業区域

- 元荒川は浄化が促進されて清流となり、植栽や蛍・観賞魚などの放流などにより、市民や観光客が集まるようになった。

- 鴻巣の伝説の鳥であるコウノトリの生息環境を整える活動も取り組まれている。



野鳥が生息できる環境（川里地域）

- 様々な緑化制度が確立されている（屋上緑化、新規住宅への20%程度の緑化面積の推進、垣根（生垣）の補助制度の促進）
- 神社や仏閣、農家の屋敷林など、歴史と文化を保全し、回廊コースを設定して、市民のまちづくりに活用している。
- 花を生かしたまちづくり（緑道、公園など）が行われている（既存のものを極力活用するなどして、あまりお金をかけないで）。



想定

学生

「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～地域のすばらしさを知る機会がある～

私は〇△中学校に通っている。先生と25人のクラスメイトが毎日楽しく学校生活を送っている。今日の授業では郷土史や地場産業について勉強した。地域の素晴らしさが発見でき、嬉しかった。また、最近の授業では『モラル・思いやり』についても勉強している。

～社会教育施設が充実している～

先日の課外授業では、サイエンスパーク（科学博物館）で、地域の人々の指導を受け、郷土の歴史や身近な科学を楽しんだ。市内には、郷土館や美術館、図書館などの社会教育施設などが整備され、訪れるのが楽しみだ。



～様々な人たちと交流する場がある～

「発見館（仮称）」や野外体験施設が整備された公園では、市役所の人や、ボランティアで来ている大学生の人、あるいは会社を退職した人が私たちにいろいろ教えてくれた。私たちも楽しかったが、教えてくれる人たちもとっても楽しそうであった。

今日は学校ビオトープの観察当番なので、少し早く出かけた。ビオトープは地域や自然保護団体と交流しながら、整備を進めている。また、午後は鴻巣の花について勉強

するため、近くの花き農家を訪問した。体験学習を通じて、花き栽培に興味湧いてきた。

～奉仕活動などが行われている～

校内だけでなく通学路などの清掃当番があり、公共の物品や施設を大切にすることを指導もされている。

空き教室を利用したパソコン教室が開催され、学生と地域住民と一緒に学んでいる。

休日は校庭、体育館は開放され、地域住民との交流の場となっている。これらの施設は父兄などが積極的に管理することが普通になっている。

～防犯体制が充実している～

冬などの間、下校が遅くなっても駅前広場や学校周辺の通学路には街路灯が整備されているので安全に帰ることができる。その上、町内の防犯体制が整備されているため、犯罪発生件数も減ってきたそうだ。

～自然豊かな環境のなか生活している～

夏休みのクラブ活動で、友達と自転車でコスモスアリーナへ向かった。荒川コスモス街道が整備されて、四季折々に3kmに渡って花が咲いていて気持ちがいい。また、広々とした鴻巣市の自然景観、〇〇〇〇の森（仮称）では野鳥や野草も楽しむことができた。



想定

障がい者「住み続けたい」と思う将来のまちの姿

～サポート体制が充実している～

普段から週に2回くらい、給食センターの安くておいしい食事を届けてくれる人がいるので、食事も会話も楽しみだ。

病院に行こうと思ったので電話したら、ボランティアの人がすぐ来てくれた。ボランティアの人たちは、登録制度によって様々な人が集まっているので、時間や場所がまちまちでも対応してくれてありがたい。

～気楽にあつまれる場所がある～

障がい者も気軽に集まれる施設に通っていて、趣味を通じてたくさんの友人が増えた。その施設は、公民館や集会所くらいの近さにあってとても便利だ。また、施設や周辺道路のバリアフリー^{*4}化がすすめられていて、高齢者や障がい者にも利用しやすくなっている。



～近所で買い物ができる～

帰る途中で買い物をしなくなったのでスーパーに寄ってもらった。スーパーは、家からも徒歩10分程度のところにあり、他にも1箇所にはいろいろなお店が集まっていてとても便利だ。また、地産地消が進められて、地場のモノを扱っているので安心して買い物が楽しめる。

また、歩道や駐車場からお店の中までバリアフリーが徹底されているので、快適に買い物が楽しめる。

～まちなかでの買い物も楽しめる～

中山道の商店街も大型店舗や専門店が進出したのでにぎわっていて時々出かける。自動車の道路や駐車場が中山道とは別の場所に整備されたので、通りは歩行者専用になっていて、安心して移動できる。商店街には、四季折々の草花がたくさん植わっていて、気持ちが良い。

月に1回くらいは、デパートや観劇に出かけられるバスが運行しているので毎月、家族ぐるみで楽しみにしている。

3-2 中学生の声

人口減少、少子高齢化が進む近年、次世代の若者が住みやすく活発に活動できる元気なまちづくりが重要です。

鴻巣市では、まちの将来の担い手である中学生の方々の意向を把握し、都市計画マスタープランに反映していくため、市内の中学校 8 校に対して以下に示す内容で意見の募集を行いました。

【意見募集時の依頼内容】

■ 検討テーマ

『大人になった時、住み続けたいと思うまちの姿』

＊) 世間一般の常識に囚われず、「住み続けたいと思うまちの姿」を素直に表現してください。

■ 対象者

- ・各中学校で 1 クラスもしくは 1 グループ

＊) 参加者の選定は各中学校にお任せします。

■ 検討方法

- ・ワークショップ^{※33}形式などの話し合いでの検討を基本とします。

＊) アンケートやプリント提出などでの検討でない方が、より率直な意見が得られると考えられるため、できれば、話し合いでの検討をお願いします。

■ 記載様式・方法

- ・自由様式
- ・基本スタイル（右図のとおり）
- ・検討テーマの下に「サブテーマ」を設定し、それに対する意見等を箇条書きで記載してください。なお、図・表やイラストを挿入しても構いません。
- ・抽象的な表現でなく、できるだけ、具体的な表現で記載願います。
 - × 環境にやさしいまち
 - リサイクルのシステムが整っていて、住民の環境に対する意識が高いまち

『大人になった時、住み続けたいと
思うまちの姿』
○○○中学校

～サブテーマ～

- ・～（箇条書きで）～
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○

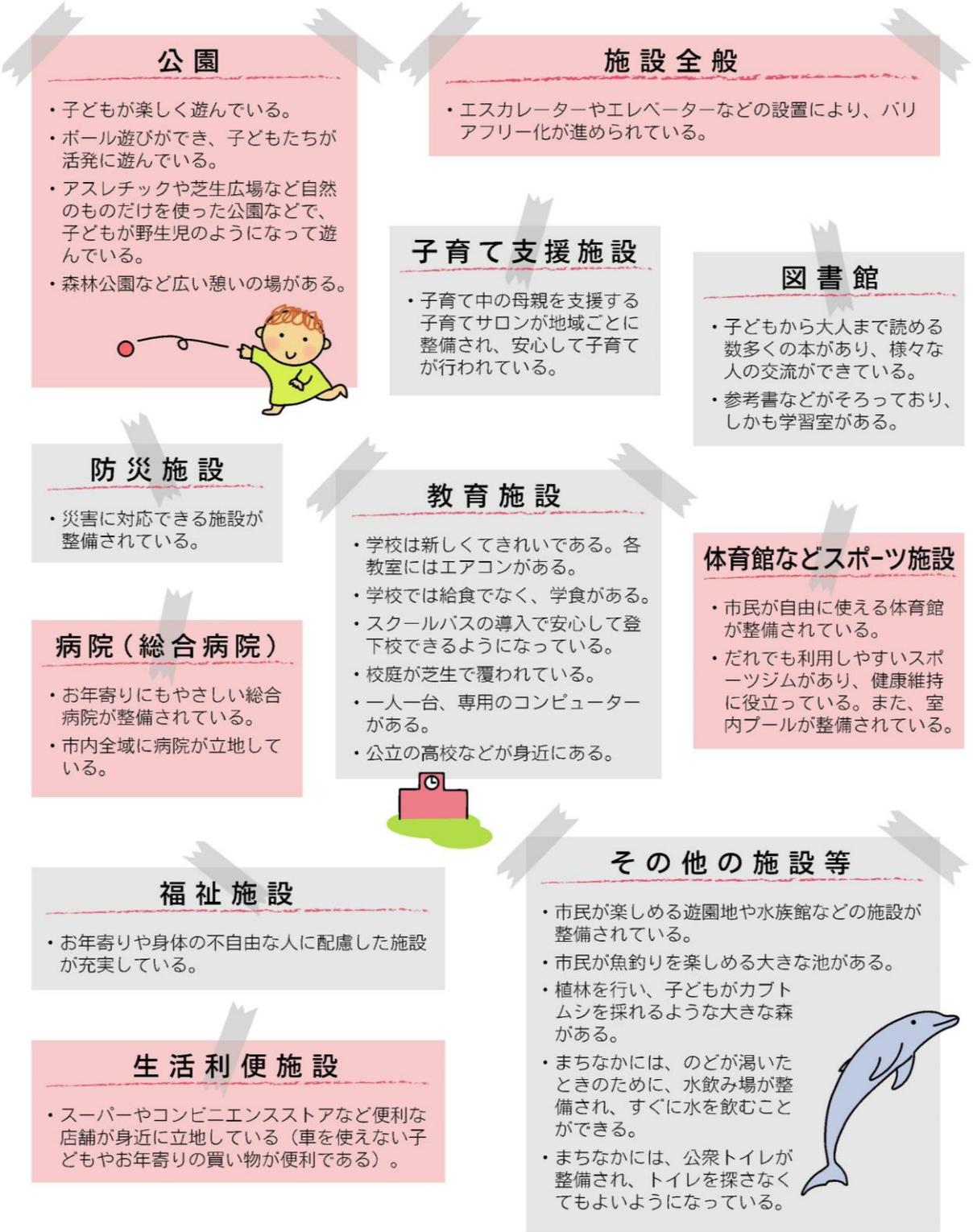
〔例〕交通

- ・主要な道路網が整備されていて、どこに行くにも渋滞がなく、歩道が整備されているので、歩行者も安心して歩ける。
- ・運転免許がない人も、利便性が高い（運行頻度が多く、路線も多様）バスが運行しているため、毎日積極的に行動ができる。

提出された結果の総括を次頁以降に示します。

 **中学生の声**〔総括No.1〕 「大人になった時、住みたいと思うまちの姿」

(1) 公共公益施設などについて





中学生の声〔総括No.2〕「大人になった時、住み続けたいと思うまちの姿」

(2) 交通施設などについて

道路

- ・道路渋滞に対応し、十分な車線数が確保されている。
- ・踏切は、車や自転車、歩行者が安心して通れる幅の広いものとなっている。
- ・カーブミラー、横断歩道があり、安心して横断できる。
- ・子どもたちが安全に登下校できるように、スクールゾーンが指定されている。
- ・道路にはガードレールが整備され、安心して通行できるようになっている。
- ・街灯が多く、夜でも安心して歩ける道路となっている。
- ・大きな道路を安全に横断できるように、多くの歩道橋が整備されている。また、歩道橋は誰もが利用しやすいように、スロープなどが整備されている。
- ・点字ブロックや音響式信号などが整備され、かつ、凹凸や段差が解消され、バリアフリー化されている。
- ・電線類が地中化され、歩きやすい道路となっている。
- ・施設への案内がわかりやすく充実している。
- ・大きな道路は地下を通行するようになっており、上部空間は公園や森林となっている。
- ・まちなかを歩いていて疲れたとき、ベンチで休憩することができるようになっている。



歩道

- ・歩行者と自転車がスムーズにすれ違えることができるくらい広い。
- ・自転車専用の道路も整備され、自転車利用が便利である。

バス

- ・気軽に利用でき、バス停が多くある。
- ・100円バスで広範囲を移動することができるようになっている（市民が無料で乗れるバスがある）。
- ・低床型バスが導入され、バリアフリー化が進んでいる。



駅や駅前広場など

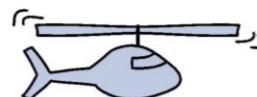
- ・エレベーターやスロープが設置されており、バリアフリー化が進んでいる。

その他

- ・自転車も利用できるエレベーターやエスカレーターのある遊歩道がある。
- ・大都市に直接行ける空港（ヘリポート）がある。
- ・川越や所沢方面に向けての電車（地下鉄）がある。

駐輪場

- ・交通の迷惑にならないように多く点在している。



 **中学生の声** [総括No.3] 「大人になった時、住み続けたいと思うまちの姿」

(3) 様々な取組について

美しいまちづくりへの取組

- ・各学校で取り組むとともに、地域の取組と連携している。
- ・取組がPRされており、多くの人に参加している。
- ・中学生時代に美しいまちづくりへの意識が作られている。
- ・市として方針が出され、積極的に支援が行われている。

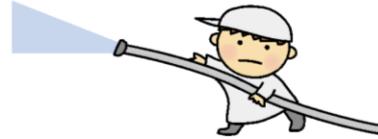
花を使ったまちづくりへの取組

- ・地域住民が参加して、家や公共施設、道路等に花を植える活動をするなど、花を使ったまちづくりが行われている。



防災意識（活動）

- ・様々な防災訓練を通して、防災意識が高まっており、地域住民同士の交流が深まっている。



伝統行事の継承

- ・伝統的な行事がまち全体で取り組まれており、継承されている。

地域での交流活動など

- ・地域でイベントを開催するなど、様々な活動により、地域の交流が深まり、結束が強くなっている。
- ・あいさつ運動が行われており、様々な人が交流を深めている。
- ・子どもをもつ父親同士や母親同士などの会ができ、子どもの教育等について、意見交換や交流活動を行い、地域の子どもたちをみんなで育てていこうとしている。
- ・地域ごとに青年の会が組織され、ボランティア活動や様々なイベントが行われている。

教育への取組

- ・コンクールや様々な大会などの情報が積極的に公表されている。

地域環境への取組

- ・地域の産業を学ぶことができるなど、地域の人たちとの交流がある。





中学生の声 [総括No.4] 「大人になった時、住みたいと思うまちの姿」

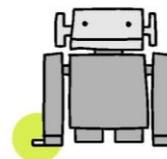
(4) 環境・その他について

生活環境

- 木や花が多く、自然に囲まれている。
- 月や星がよく見える。



- まちに多くのごみ箱が設置されていることから、ごみ一つないまちになっている。
- 落ちているたばこの吸い殻を拾うロボットがいて、まちなかがきれいになっている。



その他

- まちを代表する商店街がある。
- 昔の宿場が再現されている。
- 市民の自慢となるシンボルマークやキャラクターがある。

自然環境

- 川がきれいで、樹木が多く、魚や虫、鳥が共存することができる。





第4章 将来都市像

4-1 将来の都市像

(1) 「基本理念」及び「将来都市像」

鴻巣市の上位計画（鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針[H29.1]、第6次鴻巣市総合振興計画[H29.3]）における基本理念や将来都市像を踏まえ、鴻巣市都市計画マスタープランの基本理念、将来都市像を次のとおりとします。

【基本理念】

- すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり
- 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり
- 河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

【将来都市像】

『 花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす 』

(2) 目標年次

鴻巣市都市計画マスタープランは、長期的な都市の姿を展望したうえで、都市の将来像を示し、個別の都市計画の指針となる基本的な方向性を示すものです。したがって、本市の合併から概ね20年後の令和7年度を目標年次とします。

目標年次 : 令和7年度

(3) 将来人口フレーム

平成27年国勢調査による我が国の人口は調査開始以来、初めて減少に転じました。本市において、令和2年国勢調査では前回（平成27年）に比べ、1,208人減少の116,864人となり、今後も減少傾向が続くことが予想されています。

このような情勢の中、本市では人口減少の抑制と人口減少社会への適応を見据え、『鴻巣市人口ビジョン』などを踏まえた将来人口フレームを次のとおり設定し、「住みたい」、「住んでよかった」と思えるまちづくりを進めることにより、人口の転入促進、転出抑制を図ります。

将来人口フレーム(令和7年) : 113,000人

4-2 将来の都市構造

(1) 各エリアの特徴と都市機能

本市域は、市街化の状況や都市機能の配置状況などから、中央に細長く配置された市街地エリアと、その周りを包み込むように広がっている農地・集落地エリア、荒川沿いの大規模な自然・レクリエーションエリアの3つのエリアに分類されます（P46 参照）。

各エリアの特徴とそこに配置された主な都市機能は、下表のとおり整理されます。

表 4-1 各エリアの特徴と都市機能(その1)

エリア名称	各エリアの特徴	主な都市機能
市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> 古くは江戸時代の中山道の宿場として栄え、街道沿いに市街地が形成されていました。明治時代のJR高崎線開通以降は、街道沿いから鉄道駅へ、その中心を移して発展し、近年においては首都圏の住宅地として、南北に細長く連なる現在の市街地エリアが形成されています。 用途地域の指定状況を見ると、商業系用途地域が約5%、工業系用途地域が約15%、住居系用途地域が約80%となっています。埼玉県平均と比較すると、その割合は同程度ですが、全国平均と比較すると、住居系用途地域が多く、商業系、工業系用途地域が少ない状況となっています。 (一)鴻巣桶川さいたま線から(一)鎌塚鴻巣線に続く中山道沿道には、江戸時代に始まった人形づくりに関する建物や歴史的な寺社などが残り、歴史・文化の軸を形成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住機能(エリア全体) 工業生産機能(鉄道3駅の周辺市街地の縁辺部に位置する工場など) 商業機能(鉄道3駅直近や一般国道17号沿道など) 公共公益機能(市役所、文化センター、福祉保健総合センター、埼玉県免許センターが集積した鴻巣駅東側や吹上支所周辺、川里ふるさと館周辺など)

表 4-2 各エリアの特徴と都市機能(その2)

エリア名称	各エリアの特徴	主な都市機能
農地・集落地 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・北部に広がる農地・集落地エリアは、明治時代に全国の模範となった鴻巣式耕地整理^{※34}により、広大な新田開発が行われたエリアです。現在は、市街化調整区域に指定されており、全国有数の花き生産地が形成され、「花のまち」としてのイメージの中心となっています。また、広大な田園風景の中、特徴ある屋敷林や寺社林が存在し、魅力的な景観が形成されています。 ・市街地エリアと荒川に挟まれた農地・集落地エリアは、市街地エリアと連担した集落地が多い状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産機能（花き栽培などの中心エリア） ・居住機能（農業に携わる人々の集落地） ・景観形成機能（田園地帯全体など）
自然・レクリエーション エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代には中山道の宿場として栄え、加えて、荒川を利用した舟運が発達するなど、本市は陸上・水上交通の要衝として発展してきました。 ・現在の荒川及び河川敷は、多くの自然と耕地、緑地などが残り、堤防道路の散策道、公園、スポーツ施設などが整備されています。このエリアは、大規模河川としての特徴的な景観を有し、本市の自然・レクリエーションの場として親しまれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保全機能、レクリエーション機能^{※35}、景観形成機能（エリア全体など）

用語解説

※34 鴻巣式耕地整理：耕地整理は、農地の形を整えたり、用排水路を整備することにより生産性の高い農地にするもの。埼玉県鴻巣町・常光村で明治35年に始められた耕地整理の方式は、区画は30間×10間(約54m×18m)の1反(10a)で、すべての区画が用排水路と道路に接するもので、明治36年の第5回内国勧業博覧会で1等賞に輝き、鴻巣式耕地整理として全国の模範となった。

※35 レクリエーション機能：仕事や勉強などの疲れを、休憩や娯楽によって精神的・肉体的に回復する役割のこと。

(2) 将来の都市構造の設定

既存の道路や計画路線で構成された本市の道路網は、はしご状の道路配置パターン（ラダーパターン）となっています。

これらの道路配置パターンや表 4-1 及び表 4-2 に示した都市機能の配置状況を踏まえ、本市の「拠点」及び「軸」を設定します。

さらに、これらの「拠点」及び「軸」と3つのエリア（市街地エリア、農地・集落地エリア、自然・レクリエーションエリア）、骨格となる「道路配置パターン」を要素とした将来の都市構造を設定することにより、本市の将来の都市形成を進めます。

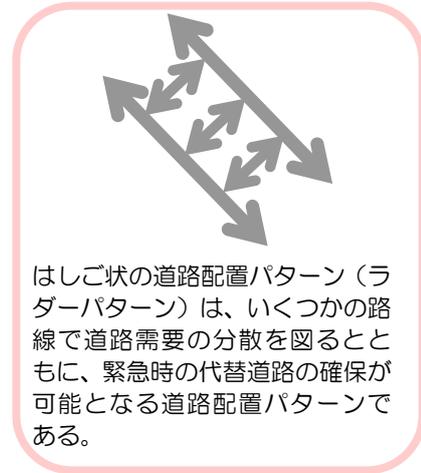


図 4-1 はしご状の道路配置パターンのイメージ

① 拠点の設定

各エリアの中心となり本市をリードしていく「拠点」を、以下のとおり位置付けます。

表 4-3 拠点の設定

拠点の名称	位置付ける地区の説明
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> 鴻巣駅周辺地区は、鴻巣駅東口市街地再開発事業の実施により、本市最大の商業集積地となっています。歴史ある中山道が横断し、さらに市役所等の公共公益施設^{※3}などの中枢機能が隣接する地区であるため、本市の中心拠点として位置付けます。
副次拠点	<ul style="list-style-type: none"> 吹上駅周辺地区は、中心拠点に次ぐ商業集積地であり、本市北部の中心となる地区です。北新宿地区では土地区画整理事業が行われ、吹上駅周辺でも土地の有効活用や都市基盤施設^{※36}の整備がなされています。したがって、吹上駅周辺地区を本市の副次拠点として位置付けます。
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 北鴻巣駅周辺地区は、赤見台団地やすみれ野地区などで計画的な基盤整備が行われ、一体的な地区として良好な住環境が形成されている地区です。中心拠点及び副次拠点の2つの拠点到に挟まれたエリアの中心となる地区であるため、北鴻巣駅周辺地区を地域拠点として位置付けます。 川里ふるさと館周辺は、川里地域の中央部に位置し、川里図書館、教育支援センター、高齢者福祉センター、広域消防川里分署などの公共公益施設を計画的に集積させた川里地域の地域振興拠点となる地区です。したがって、川里ふるさと館周辺を本市の地域拠点として位置付けます。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 上谷総合公園や吹上荒川総合運動公園、川里中央公園は、本市の市街地調整区域に立地する大規模なスポーツ・レクリエーション施設であり、本市住民の健康増進やレクリエーションなどの中心となる施設です。したがって、これらの施設周辺をスポーツ・レクリエーション拠点として位置付けます。
花の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> 「花」は本市を象徴するイメージであり、その中心となるのがフラワー通り沿道や川里地域に広がる花き栽培エリアです。ここで栽培された花きの集配施設が鴻巣フラワーセンターであり、隣接する花のオアシスでは花のイメージアップのためのイベント開催が行われています。これに隣接してフラワー通りが整備されています。したがって、鴻巣フラワーセンター周辺地区を花の交流拠点として位置付けます。

用語解説

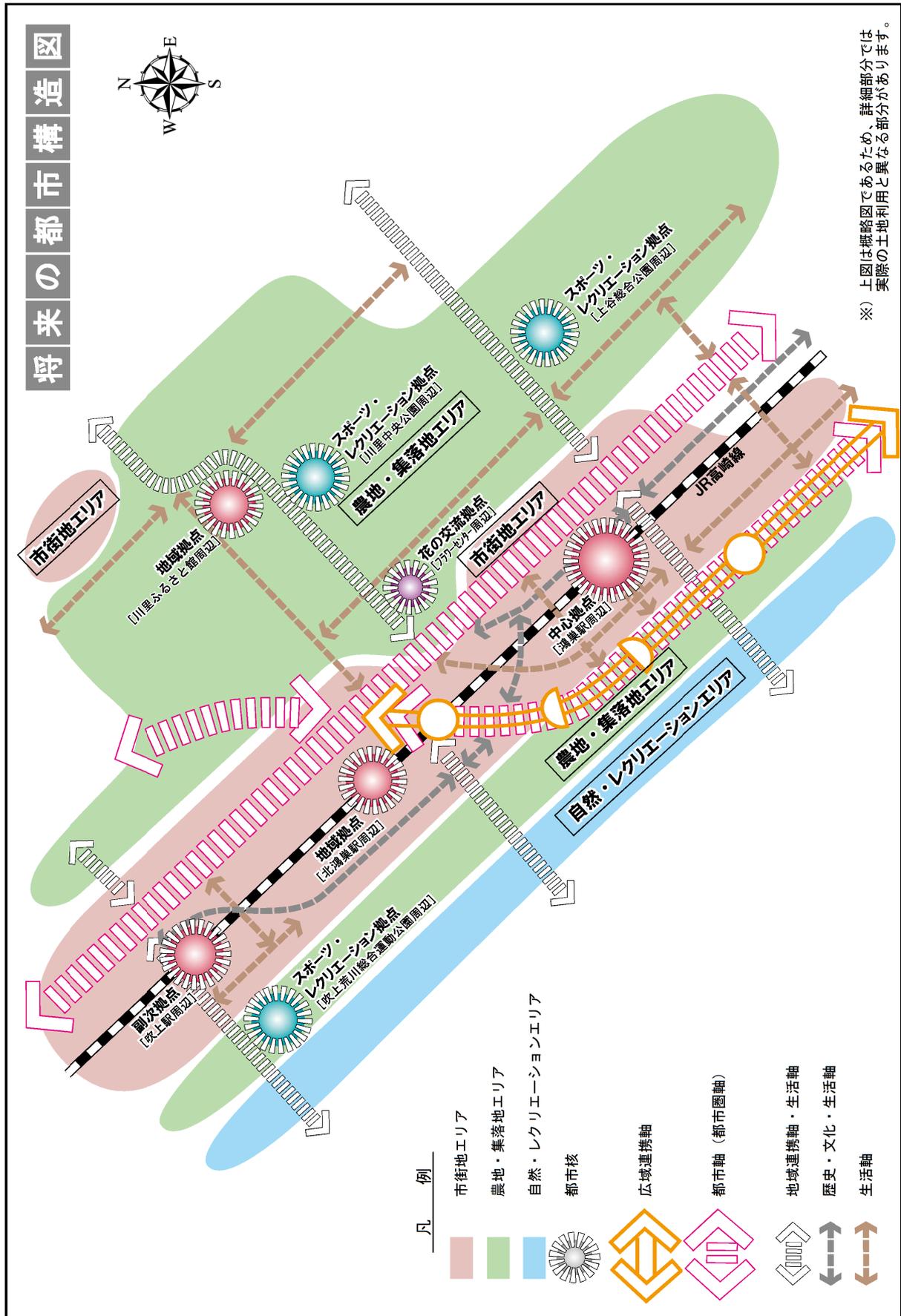
※36 都市基盤施設：道路、上下水道、ごみ処理施設、電気・通信施設など市民生活・産業活動を支える施設や学校などの公共施設のこと。

② 軸の設定

鴻巣市の骨格を形成し各拠点間を連絡する「軸」を、以下のとおり位置付けます。

表 4-4 軸の設定

軸の名称	軸の位置付けの説明
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 高速埼玉中央道路は、東京都心から伸びた高速道路であり、広域連携機能を有しています。したがって、本路線を広域連携軸として位置付けます。
都市軸(都市圏軸)	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道 17 号は、市街地エリアを南北に貫き、鴻巣駅周辺の中心拠点、吹上駅周辺の副次拠点、北鴻巣駅周辺の地域拠点を連絡しています。また、一般国道 17 号上尾道路は、JR高崎線西側の市街地を通過し、上記の中心拠点及び地域拠点を連絡しています。したがって、この 2 路線を都市軸として位置付けます。
地域連携・生活軸	<ul style="list-style-type: none"> 本市を東西に貫き、拠点と周辺都市とを連絡する県道及び主要地方道を中心とした道路を、地域連携・生活軸として位置付けます。
歴史・文化・生活軸	<ul style="list-style-type: none"> 本市形成の歴史的な舞台となった(一)鴻巣桶川さいたま線から(一)鎌塚鴻巣線に続く中山道沿道は、都市軸と並行した軸であり、歴史的・文化的建築物が現存していることから、これらの軸を歴史・文化・生活軸として位置付けます。
生活軸	<ul style="list-style-type: none"> 都市軸や地域連携・生活軸に囲まれたエリアにおいて骨格を形成する軸を、生活軸として位置付けます。



③ 拠点の形成方針

各エリアの中心となり本市をリードしていく「拠点の形成方針」を、以下のとおりとします。

表 4-5 拠点の形成方針

拠点の名称	拠点の形成方針
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鴻巣駅周辺地区については、鴻巣駅東口再開発地区を核として、本市の中心となるシンボル性や都市景観を有し、にぎわいのある商業・業務機能を中心とした多機能空間の形成を図ります。また、中山道沿道についても、宿場の歴史的街並みを活かしながら商業機能の更新、防災性の向上を図り、本市の中心拠点として、質の高いまちづくりを進めます。
副次拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吹上駅周辺地区については、駅前広場や駅へのアクセス道路^{※37}などの基盤整備を活かした土地の有効利用を推進します。さらに、商業・サービス機能の充実を図ることにより、本市の副次拠点としてのまちづくりを進めます。
地域拠点	<p>(北鴻巣地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北鴻巣駅東口周辺では、基盤整備により良好な低中層の住宅地が形成されているため、これらの住宅地の生活を支える商業・サービス機能の充実などを図ります。また、北鴻巣駅西口周辺については、低・中・高層のバランスの取れた良好な住宅地を形成し、商業・サービス機能などの配置により、利便性の高い地域拠点の形成を図ります。 <p>(川里地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川里ふるさと館周辺では、川里地域の地域振興の拠点として、今後も公共公益施設^{※3}を計画的に集積させるとともに、アクセス道路の整備により利便性の高い地域拠点の形成を図ります。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上谷総合公園や吹上荒川総合運動公園、川里中央公園など、中心となるスポーツ・レクリエーション施設の保全・整備を図ります。
花の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鴻巣フラワーセンターやフラワー通り、花のオアシスなどを中心に、美しい花の空間を形成しながら、花きの集配施設としての機能やイベント開催などの充実を図り、産業・観光拠点を形成します。

用語解説

※37 アクセス道路：駅、公共施設などの目的地へ行くための道路。



第5章 全体構想

全体構想では、「第4章 将来都市像」（基本理念、将来都市像、将来人口フレーム、将来の都市構造）を踏まえながら、「土地利用」、「道路・交通」、「公園・緑地」、「市街地整備」、「供給処理施設等^{※30}」、「景観形成」、「都市防災」の7つの分野別にそれぞれ整備方針を示します。

分野別整備方針

分野別整備方針という7つの柱によって、鴻巣市の都市計画を支えていきます。

5-1 土地利用に関する方針

5-2 道路・交通に関する整備方針

5-3 公園・緑地に関する整備方針

5-4 市街地整備に関する方針

5-5 供給処理施設等に関する整備方針

5-6 景観形成に関する方針

5-7 都市防災に関する方針

図 5-1 分野別整備方針の構成



5-1 土地利用に関する方針

(1) 商業系土地利用

① 商業業務地

- 商業施設などが集積している鉄道駅（鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅）周辺では、訪れた人が魅力を感じ、地域住民にとっても便利で快適な生活のため、今後も本市の商業エリアの核としてさらに商業・業務機能の充実を図ります。



鴻巣駅東口駅前

- 鴻巣駅東口周辺では、都市基盤の整備、土地の高度利用を図ります。これにより、既存商店街との連たん性・回遊性などの向上と、商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能の集積を図り、「まちの顔」となる拠点を形成します。

- 鴻巣駅西口周辺では、指定容積率に見合った土地の高度利用を促進し、近隣住民の日常生活の利便性を重視した身近な商業地の形成を図ります。

- 中山道沿道では、宿場としての歴史や江戸時代からの「鴻巣びな」の伝統が受け継がれている街並みを活かし、商業・観光施設の集積地として、また、近隣住民が歩いて日用品などの買い物ができるような商業地としての機能更新を図ります。

** 市民検討会からの声 **



「買い物先では高齢者向けの店舗も充実し、木陰やベンチのある広場を取りまく商店街で買物を楽しんだ。広場では若者がギターを弾き歌っている。その光景をみて自ら仲間に入れてもらい、若返った気分になった。」



エルミパーク

※市民検討会「『住み続けたい』と思う将来のまちの姿（高齢者）」より

- 北鴻巣駅周辺では、土地区画整理事業により低・中・高層のバランスの取れた良好な住宅地が形成されていることを踏まえ、地区の生活を支える商業・サービス施設などの充実を図ります。
- 吹上駅周辺では、整備された都市基盤を活かしながら、商業業務、サービス施設などの集積を図ります。

② 主要幹線道路等沿道地

【市街化区域内】

- 一般国道 17 号沿道では、後背の住宅地などの環境保全を図りながら利便性を十分に活用した行楽などのレジャー系施設^{※38}や商業施設などの沿道サービス施設^{※39}の立地を誘導します。
- 道路沿道へのこれら施設の誘導にあたっては、中心市街地活性化施策^{※40}と十分な調整を図ります。

【市街化調整区域内】

- 市街化調整区域内の主要幹線道路等沿道では、周辺環境の保全を図りながら商業施設などの沿道サービス施設の立地を誘導します。また、一般国道 17 号上尾道路沿道では、事業の進捗に併せ、周辺環境に配慮しつつ、適切な土地利用を検討します。
- 道路沿道へのこれらの施設の誘導は、条例に基づく開発行為^{※41}等により実施します。

市街化調整区域内の主要幹線道路等：一般国道 17 号、一般国道 17 号熊谷バイパス、(市) A-1022 号線（一部区間）、一般国道 17 号上尾道路

用語解説

※38 レジャー系施設：運動、観光・行楽などの目的となる施設のこと。

※39 沿道サービス施設：ドライブイン、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどのこと。

※40 中心市街地活性化施策：活気が失われた中心市街地を対象として、かつての活力や魅力を取り戻し、にぎわいのあるまちとするための取り組みのこと。

※41 条例に基づく開発行為：この「条例」とは「鴻巣市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」平成 17 年 9 月 22 日条例第 104 号のことで、市街化調整区域における開発行為を許可する基準を定めている。また、「開発行為」とは主に建物を建てるために、敷地の境界線を変更したり、土を盛ったり、切り取ったり、あるいは宅地以外の土地の使い方を変えて宅地としたりすること。

(2) 工業系土地利用

① 軽工業地及び住工複合地

【軽工業地】

- 軽工業地は、ある程度の用途の純化^{*22}が図られている地域であるため、既存の工場や店舗の経営環境を守ることにより企業定着に努めるほか、地区の周辺環境にも配慮した軽工業地の形成を図ります。なお、地区内の主たる土地利用が軽工業以外の産業に特化している場合は、地域の状況や必要に応じて、用途の適正化についての検討を行います。
- 中井地区では、敷地内の緑化の促進や住居などの混在の規制により、良好な生産環境や景観を備えた軽工業地の形成を図ります。また、住環境の悪化が懸念される施設や工場を規制し、周辺地域と調和のとれた土地利用を図ります。

【住工複合地】

- 地区内に多くの住居系土地利用が存在する住工複合地では、既存の工業の生産環境の保全を図る一方で、工場周辺の住環境の悪化が懸念される施設や業種の立地については規制し、周辺の住環境と調和のとれた土地利用を図ります。また、地域の状況や必要に応じて、軽工業地としての用途の純化や、地区内の住宅地における住居系への用途転換、住工混在の排除などの方策について検討します。

住工複合地：宮前地区、生出塚1丁目地区など

② 工業・流通地

- 工業・流通地では、本市の産業の中心の1つとして、周辺の住環境と調和する適切な産業活動・雇用の場を確保します。
- 工業・流通地では、既存企業の定着と本市の工業の活性化を目指し、基盤整備や環境整備を行うことにより、中密度な工業・流通地の形成を図ります。

工業・流通地：箕田地区、原馬室・上曾部地区、上谷・谷田地区、赤城台地区、袋地区など

【新規立地誘導エリア】

- 一般国道17号熊谷バイパス沿道や川里工業団地周辺の幹線道路整備済みエリアでは、新たな工業・流通地の形成を図り、新規企業の立地を促進します。また、上会下地区では製造業や研究所などの立地促進を図ります。

(3) 住居系土地利用

① 低中層住宅専用地

- 中高層住宅地の背後地に位置する住宅地は、ゆとりある緑豊かで良好な住環境を備えた低中層の専用住宅地の形成を図ります。
- 赤見台1・2丁目や吹上富士見1・2・3・4丁目などの、ある程度の基盤整備が行われている中層住宅地では、今後もさらに住環境の充実を図りながら、鉄道駅に近接した利便性の高い快適な住宅地の形成を図ります。
- 新宿1・2丁目、愛の町、氷川町は、土地区画整理事業により基盤整備が行われた良好な住環境が形成されている地区であるため、今後も既存の住環境を維持します。
- ひばり野・生出塚団地や赤見台3・4丁目は、ゆとりある緑豊かな低層住宅地が形成されているため、今後も既存の住環境を維持します。
- すみれ野は、土地区画整理事業により都市基盤が行われ、駅直近の中高層住宅地とその周辺の低層住宅地とのバランスの取れた低中層住宅地として良好な住環境の形成を図ります。
- 北新宿第二土地区画整理事業区域では、良好な低中層の住宅地の形成を図ります。
- 広田中央特定土地区画整理事業区域では、既存農地と調和した、緑豊かなゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。



赤見台団地(北鴻巣地域)

② 中高層住宅地

- 中山道沿道に残る比較的密集した市街地では、地区計画^{*29}等の導入による良好な土地利用の誘導について検討していきます。
- 中高層住宅を含む良好な住宅地では、中高層住宅を中心として、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用を図ります。
- 鴻巣駅周辺では、市街地再開発事業による都市基盤の整備を行いながら、駅前という立地条件を活かした利便性・防災性に優れ都市環境にも配慮した質の高い中高層住宅地の形成を図ります。

(4) 農地・集落地

① 優良な農地との健全な調和

- 以下の優良農地^{※23}は、今後も保全を図ります。
 - ❖ おおむね10ha以上の集団的に存在する農地
 - ❖ 土地改良事業などが行われ、農業に対する公共投資の対象となった農地
 - ❖ 標準的な農地を越える生産性が確保されているなど、良好な営農条件を備えている農地



優良な農地（川里地域）

- 農地の生産機能、保水・遊水機能、緑地機能などの多様な機能を活かした土地利用を図ります。
- 農地における生産機能の向上を図るため、優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止に努めるほか、必要な農地の大区画化・汎用化を推進します。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制

- 荒川、元荒川、新忍川沿いなどの低地帯は、市街化を抑制し、自然環境の保全を図ります。

③ 自然環境形成・レクリエーション空間の創出

- 自然景観が優れた荒川沿いの地域や台地上に散在する樹林地は、生態系ネットワークに配慮し、コウノトリをはじめとした多様な生物が生息できるような自然地として保全を図ります。
- 自然地については、自然環境の保全との調和を図りながら広域的なレクリエーションの場として活用します。
- 郊外に広がる田園などは、緑地空間として保全を図ります。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現

- 集落地は、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 集落地の景観を阻害する都市的土地利用^{※24}に対しては、これらの抑制について検討します。

(5) その他

① 公共施設地としての土地利用

- 鴻巣市役所周辺、吹上支所周辺及び川里ふるさと館周辺を、公共施設地として位置付けます。公共施設地では、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能などの整備や集積を推進することにより機能的・効果的に公共サービスを提供し、地域住民の利便性の向上を図ります。

② 市街化区域内の農地の保全・有効活用

- 生産緑地地区^{※5}を中心とする市街化区域内の農地は、営農者の高齢化などに伴い、将来的には宅地化されることが予想されます。これらの農地は、市街化区域内での貴重なオープンスペース^{※42}となっているため、農地や緑地としての保全や市民の交流スペースなどとしての有効活用について検討していきます。

③ 良好なアクセス性を活かした機能の付加

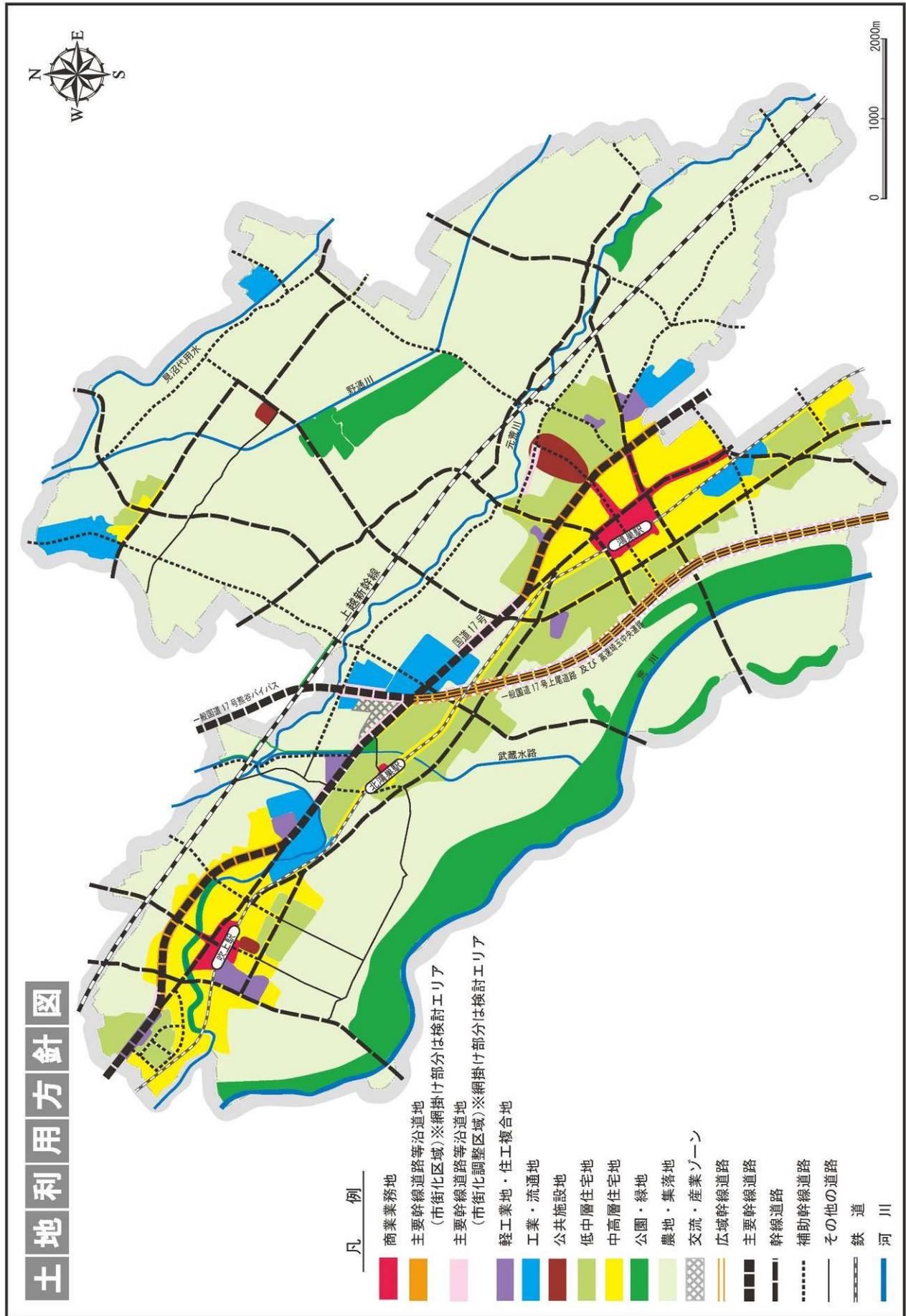
- 一般国道17号と一般国道17号熊谷バイパス交差点周辺の「交流・産業ゾーン」では、農業施策との調整を図りつつ道路交通及び公共交通に関する良好なアクセス性を積極的に活用した道の駅を中心とする交流・産業機能の立地を推進します。

④ 統合等に伴う公共施設等の跡地利用

- 統合等に伴う公共施設等の跡地については、地域の実情を踏まえた地域の活性化に資する施設として、民間活力の導入も視野に入れながら有効に活用できる用途への転用を図ります。

用語解説

※42 オープンスペース：都市における、建物などが無い空いた空間。ゆとり空間。





5-2 道路・交通に関する整備方針

(1) 道路ネットワークの形成

市内の主要な道路の役割を「広域幹線道路」「主要幹線道路」「幹線道路」「補助幹線道路」の4種類に区分します。本市の道路ネットワーク^{*25}は、これら4種類の道路を適切に配置することにより形成し、本市内で営まれる社会経済活動や日常的な生活を支えます。

道路ネットワークは、都市計画法上の都市施設として位置付けることを基本とします。

① 広域幹線道路

広域幹線道路は、国土レベルの高速交通体系を形成する道路です。この道路は、広域な交通の円滑な処理や広域的な地域の連携の強化を図ります。

- 以下の1路線を広域幹線道路として位置付けます。

1・4・1 高速埼玉中央道路

*) 位置付ける区間については「道路ネットワーク図(P63)を参照」(以下、同様)

② 主要幹線道路

主要幹線道路は、都市拠点間を連絡し都市構造の骨格を形成する高規格な幹線道路です。この道路は、国土レベルの高速交通体系を補完しながら広域的交通の円滑な処理を行います。

- 以下の3路線を主要幹線道路として位置付けます。

一般国道17号、一般国道17号熊谷バイパス、一般国道17号上尾道路

③ 幹線道路

幹線道路は、都市内の骨格を形成する道路です。この道路は、補助幹線道路と主要幹線道路を効率的に連絡し、都市内交通の円滑な処理を行います。

- 以下の18路線を幹線道路として位置付けます。

3・4・7 荒川左岸通線、3・4・8 仲仙道線、3・5・18 富士見通線、3・4・6 三谷橋大間線、3・3・3 駅前通線、3・4・12 榛名通線、3・5・17 中央通線、(主)さいたま鴻巣線、(主)行田東松山線、(主)鴻巣川島線、(主)鴻巣羽生線、(主)行田蓮田線、(主)東松山鴻巣線、(主)加須鴻巣線、(一)鎌塚鴻巣線、(一)北根菖蒲線、(一)騎西鴻巣線、(仮称)共和箕田線

④ 補助幹線道路

補助幹線道路は、主要幹線道路又は幹線道路で囲まれた区域内において幹線道路を補完する道路です。この道路は、区域内交通の円滑な処理を行います。

- 以下の22路線を補助幹線道路として位置付けます。

3・4・5 駅南通線、3・4・10 駅東通線、3・4・11 環状線、3・4・13 駅南口線、3・4・14 工業団地通線、3・5・19 筑波通線、3・5・20 北新宿南北幹線、3・5・21 北新宿1号幹線、3・5・22 北新宿2号幹線、3・5・23 北新宿3号幹線、3・4・8 北2号線（北本都市計画）、（一）内田ヶ谷鴻巣線、（一）笠原菖蒲線、（一）上中森鴻巣線、（一）下石戸上菖蒲線、（市）A-1003号線他、（市）A-1004号線他、（市）A-1011号線、（市）A-1012号線、（市）A-1034号線、（市）川6号線、（市）川18号線

（2）歩行者ネットワークの形成

- 歩行者ネットワーク^{※21}は、道路ネットワーク^{※25}を形成する道路の歩行空間及び緑道（さきたま緑道、ふるさと総合緑道^{※43}）を中心として形成します。

** 市民検討会からの声 **



「以前は自宅から買い物や駅へ出かける時に、歩道が未舗装であったり、狭くて歩きにくかったりしたが、今は車道、自転車道も整備された。また、電線類が地中化され、歩道はフラット化されたことで、障がい者やお年寄り、子ども達にも歩きやすく、ベビーカーも押しやすい。」

※市民検討会「住み続けたい」と思う将来のまちの姿（主婦）より

- 以下の考えに基づき、街路樹や花に彩られた人にやさしく美しい歩行者ネットワークの整備を図ります。
- ❖ 高齢者や障がい者などが多く利用する鉄道駅周辺、公共公益施設^{※3}周辺の歩行者ネットワークでは、バリアフリー法^{※44}に即した歩道整備を推進します。
- ❖ その他の歩行者ネットワークでは、バリアフリー法やユニバーサルデザイン^{※45}の考え方も配慮した快適な歩道整備を進めます。

用語解説

※43 ふるさと総合緑道：市内の主要な公園緑地、保全すべき緑地、代表的な景観が良い地区、歴史文化施設及び主要な公共施設などを相互に連絡する緑道のこと。

※44 バリアフリー法：鉄道駅などを中心に高齢者や障がい者を対象としてバリアフリー化を進めるいわゆる「交通バリアフリー法（平成12年制定）」と建築物のバリアフリー化を進めるいわゆる「ハートビル法（平成6年制定）」を統合・拡充（対象者を障がい者全般や妊婦等まで拡充、対象地区なども高齢者、障がい者などが利用する施設が集まっている地区まで拡大）して平成18年に制定された法律のこと。

※45 ユニバーサルデザイン：すべての人が快適に利用できるように製品や環境などを設計すること。高齢者や障がい者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

- ❖ 商業業務地沿道では、電線類の地中化や壁面後退^{※46}などの方法によるゆとりある歩行空間の確保及びにぎわいの創出や美しい沿道景観形成にも配慮した歩行空間の整備を進めます。
- ❖ 歩行空間の整備においては、歩行空間を歩行者と自転車が通行することによって生じる安全性や快適性の低下を改善するため、歩行者と自転車の分離を検討します。

(3) 交通結節機能の強化及び公共交通ネットワークの形成

- 鉄道駅（JR高崎線）周辺では、道路ネットワーク^{※25}の整備と合わせて以下の整備・保全を実施することにより、交通結節機能^{※47}の強化を図ります。
 - ❖ 駅舎及び自由通路の整備
 - ❖ 駅前広場の整備
 - ❖ 駅施設及び歩行空間のバリアフリー^{※4}化
- 鉄道（JR高崎線）とバス・タクシー交通により公共交通ネットワーク^{※26}を形成し、住民の通勤・通学・買い物などの利便性の向上を図ります。
- 高齢者や障がい者などの貴重な交通手段となるバス交通については、ノンステップバスの導入や運行地域・運行形態の最適化について検討し、持続可能な交通環境の実現を図ります。

(4) その他

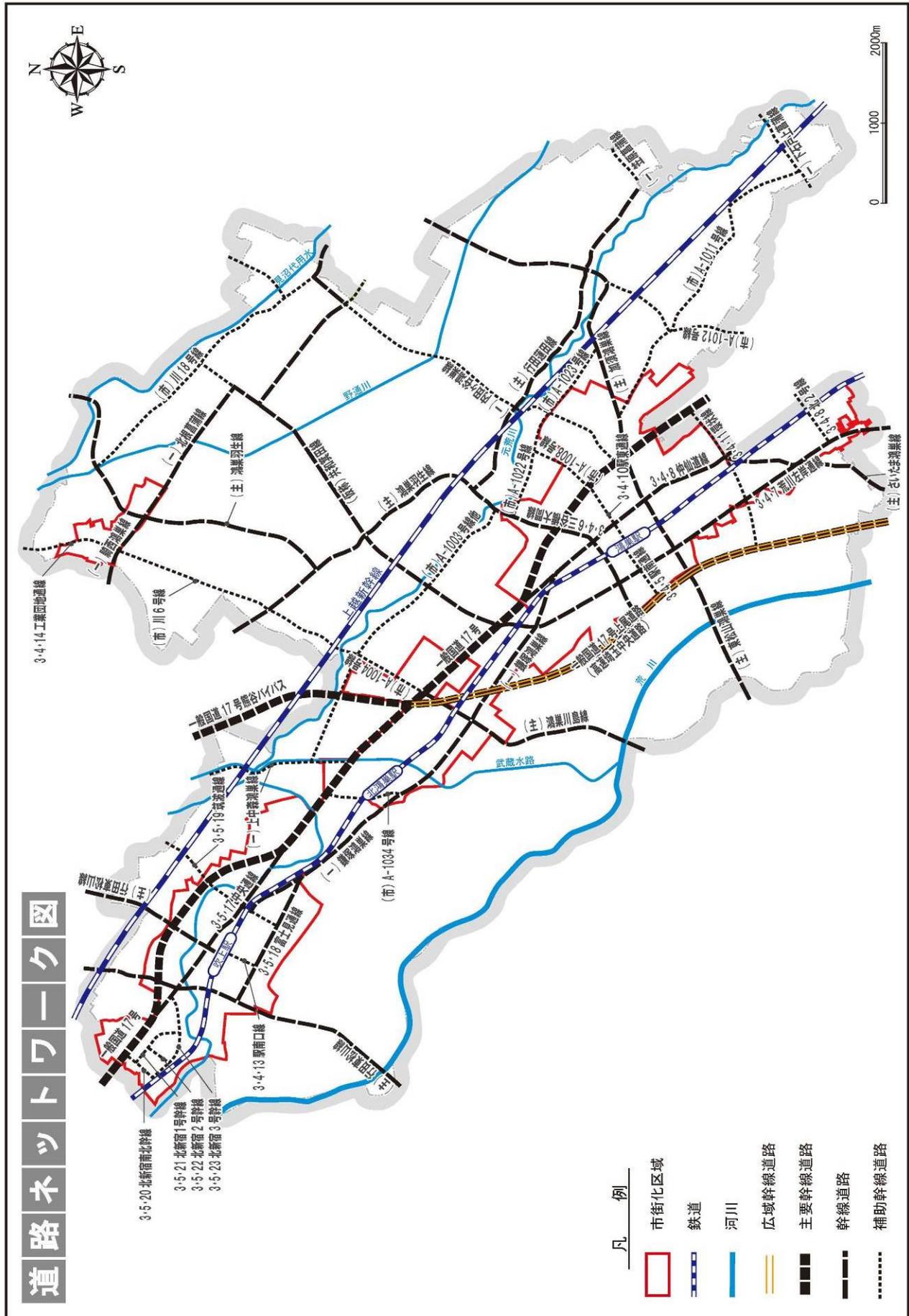
- 駅周辺及び商業業務地において路上駐車や放置自転車などの問題が発生しています。この問題については、行政、住民及び企業が一体となって取り組みます。また、必要に応じて公共駐車場及び駐輪場の配置について検討します。
- 集落地では、歩道のない道路に大型車などの通過交通が流入し、歩行者の安全性に問題があります。地区内への通過交通の流入を抑制するため、地区内道路と平行する都市計画道路の整備を進めながら公共公益施設^{※3}や学校などの主要施設近辺から段階的に歩道を整備します。

用語解説

※46 壁面後退：道路と建物敷地との境界線や隣の敷地との境界線から建物の外壁面を、ある距離まで後退させること。

※47 交通結節機能：徒歩、自転車や自動車、バス、電車など複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えや乗り継ぎが可能で、相互に連携させるはたらき。

- 道路の幅員が狭く住宅が密集しているなど、歩行者の安全確保や火災、災害発生時の消防活動などが困難である生活道路については、道路の拡幅や側溝新設などにより、有効幅員を確保するなど安全性の向上を図ります。
- 長期末整備となっている都市計画道路などにおいて、必要に応じて将来の交通量や周辺の道路整備状況、土地利用状況、費用対効果などを勘案し、適切な道路の配置・規模を検討します。





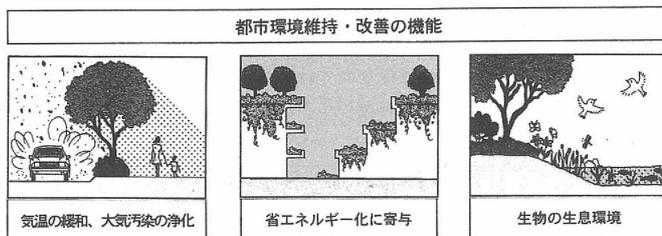
5-3 公園・緑地に関する整備方針

(1) 整備の基本方針 ～水・緑の4つの機能を考慮～

① 都市環境維持・改善の機能を考慮した整備・保全

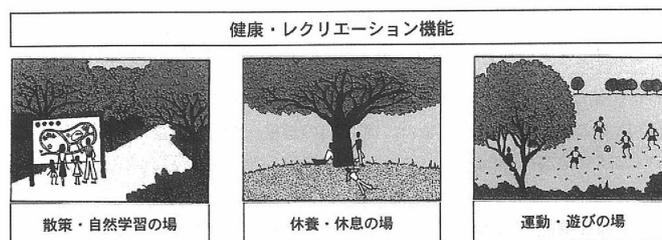
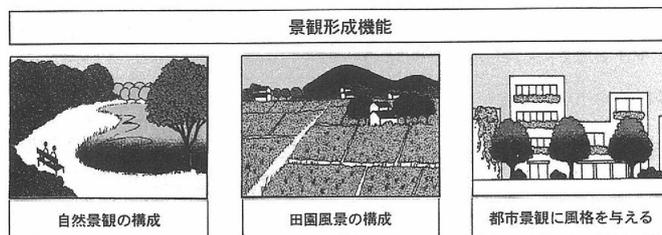
- 市街地では、地球温暖化の抑制やヒートアイランド現象^{※48}の緩和、雨水循環促進^{※49}を目指し、区域内の公園・緑地・緑道・樹林の整備・保全を図ります。

- 荒川河川敷や市街化調整区域では、多様な生物の生息環境の形成に配慮しながら地域に多く残る自然環境の保全を図ります。



② 健康・レクリエーション機能を考慮した整備

- 市民のレクリエーション需要の増大などに対処するため、既存の公園・緑地等の充実や適切な配置・整備とともに、施設を結ぶ緑道整備により総合的レクリエーション機能^{※35}の充実を図ります。（上谷総合公園、吹上荒川総合運動公園、川里中央公園をスポーツ・レクリエーション核として、ふるさと総合緑道^{※43}、さきたま緑道を線的要素として位置付けます）



資料：緑の基本計画ハンドブック

図 5-2 緑の主な機能

③ 防災機能を考慮した整備

- 地域防災計画^{※50}に定められた避難場所及び避難路の安全を確保するため、公園・緑地・緑道の適正な配置を図ります。

用語解説

※48 ヒートアイランド現象：都市部の気温が、その周辺に比べて高温を示す現象のこと。

※49 雨水循環促進：森林や農地、宅地などに降った雨水が、表流水となって川の流れとなるとともに、土の中にしみ込み、地下水となって流下し、海で蒸発して、雨となってまた降り注ぐという循環を促進すること。

※50 地域防災計画：災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市長を会長とする鴻巣市防災会議が定めた防災計画のこと。

④ 景観形成機能を考慮した整備・保全

- 以下の水と緑の空間を個性的な景観として位置付け、その整備・保全を図ります。
 - ❖ 市街化調整区域の広大な農地
 - ❖ 既存集落に点在する屋敷林・寺社林（鎮守の森）・自然豊かな水辺空間などが一体となった田園風景
 - ❖ 荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷の開放感あふれる水と緑の景観

(2) 水と緑のネットワークの形成

本市では、市内の主要な水と緑を「面的な要素」「線的な要素」「点的な要素」の3つに区分し、その整備・保全を図ります。

本市を、身近に水と緑を感じることができる安全で快適なまちとするため、市内に水と緑の3つの要素を適切に結びつけた水と緑のネットワーク^{*28}の形成を図ります。

① 面的な水と緑の要素

- 市街化調整区域に広がる農地・集落地に点在する屋敷林・寺社林（鎮守の森）・自然豊かな水辺空間などが一体となった水と緑の面的な空間
- 荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷の水と緑の面的な空間



荒川河川敷のポピー畑（鴻巣地域）

② 線的な水と緑の要素

- 吹上地域では市街地内の貴重な水と緑の空間として周辺居住者へうるおいと安らぎを与えるとともに、上越新幹線と並行するかたちで市街化調整区域を流れ、本市の特徴的な田園風景を演出している元荒川

[→良好な水と緑の空間を活かし、地域住民が水と緑に触れ合うことができるような親水空間の整備を促進します]



元荒川（吹上地域）

- 豊かな自然地であるとともに、レクリエーション機能^{*35}を有する荒川河川敷
- 特徴ある緑の軸を形成しているさきたま緑道
- 都市計画道路を中心とした道路空間で、往来する人々にうるおいと安らぎを提供している街路樹や草花
- 散歩道として親しまれているふるさと総合緑道^{*43}

③ 点的な水と緑の要素

- 駅前広場などのシンボル空間^{※19}で整備された環境空間
- 都市公園^{※16}や緑地
- 特徴的な市街地形成に寄与している屋敷林や寺社林
- 公共施設などの施設内緑地
- 生産緑地地区^{※5}
- 特定生産緑地地区^{※51}
- 住宅地の生垣や樹木
- その他、まとまりのある緑地や歴史ある緑



北鴻巣駅東口駅前広場
(北鴻巣地域)

表 5-1 代表的な点的な要素の整備・保全の方針

	整備・保全の方針
上谷総合公園、吹上荒川総合運動公園、川里中央公園	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ活動の拠点として、また、代表的な緑地として整備・保全します。
氷川神社、小松原神社、愛宕神社、赤城神社、城山ふるさとの森(伝源経基館跡)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然との共生を図るため、身近に自然と触れ合える良好な緑地等として保全します。
鴻巣フラワーセンター周辺	<ul style="list-style-type: none"> ● 花による景観を形成する地区として保全します。 ● 花のオアシス及び市民農園を市民の交流の場として保全します。
大間近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 荒川の堤防の決壊を防ぐ機能を有し、災害時における避難場所ともなる公園として整備・保全します。
石田堤周辺	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的な遺産である石田堤を活用した歴史公園などとして保全します。

** 市民検討会からの声 **



「鴻巣市は田畑や緑、小川などの自然豊かな田園地帯であり、要所要所に森や木立や水路が整備され、田園地域環境が良く優れた景観となっている。帰り道であたりを見渡すと田んぼが広がり、その田起こし、稲刈りなど、四季折々の風景が楽しめ、貴重な動植物も見ることができ、ふるさに愛着がわく。」

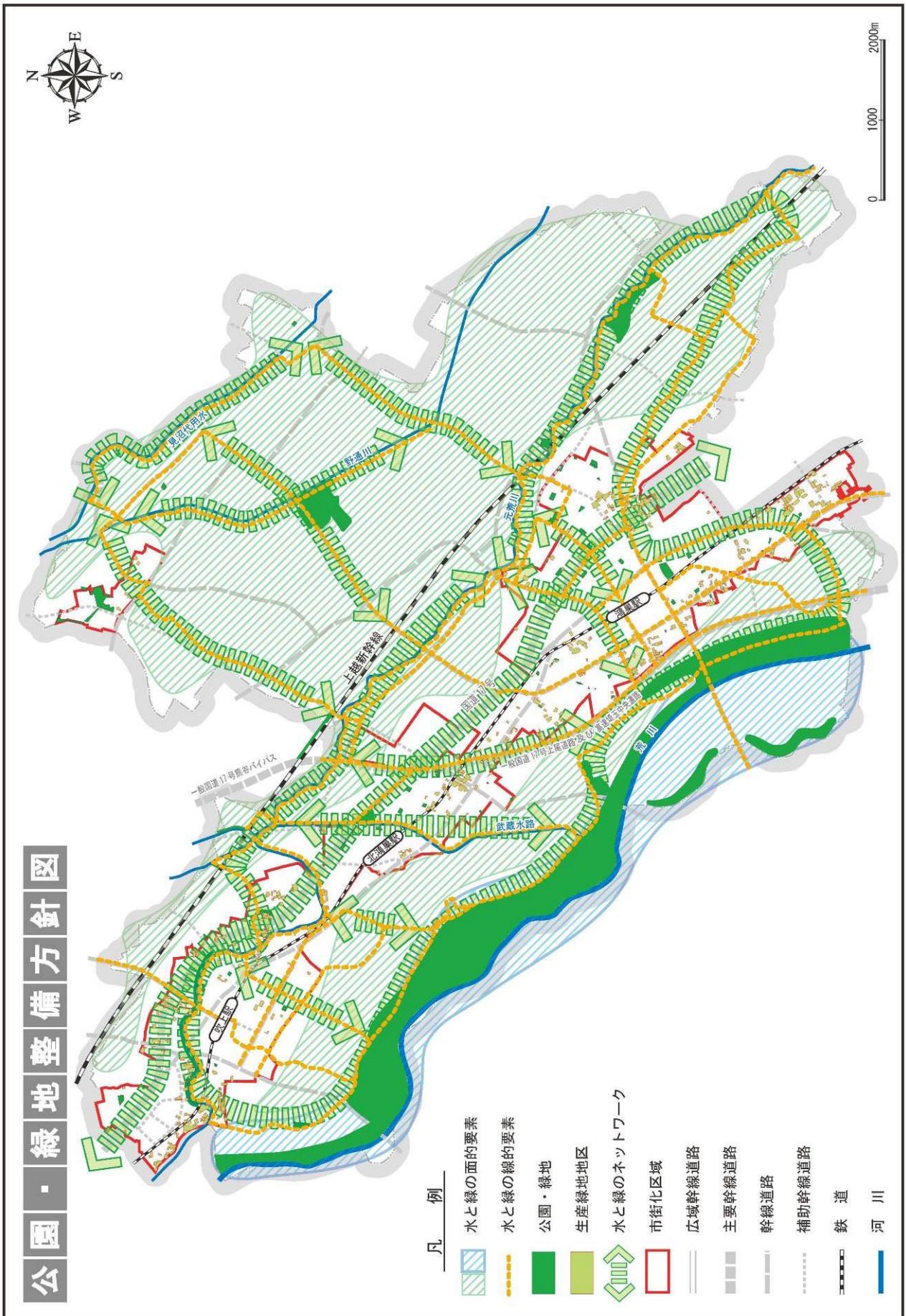
※市民検討会「住み続けたい」と思う将来のまちの姿(主婦)より



稲刈り(川里地域)

用語解説

※51 特定生産緑地地区：生産緑地のうち、申出基準日以降も農地などの土地や森林により良好な都市環境の形成を図る区域のこと。





5-4 市街地整備に関する方針

(1) 基本的な方針

本市の市街地整備は、県央地区の中心にふさわしい都市機能と魅力ある都市空間の形成を目指し、都市基盤の整備を優先的かつ計画的に推進します。また、生活環境の向上と都市機能の充実を図るため、面的な整備や土地利用の計画的な誘導を行います。

特に、鴻巣駅を中心とした市街地では、老朽木造建築物の建て替えの促進による良好な住環境の確保による本市の中心的商業業務地としての都市機能の充実と土地の高度利用を図ります。

道路や公園などの都市基盤施設^{※36}が十分に整備されないまま立地が進んだ住宅地区（いわゆるスプロール市街地^{※52}が形成されている地区）については、市街地開発事業や地区計画^{※29}制度、開発に対する指導などを地区の実情に応じて選択的に活用し、計画的に都市基盤施設の整備と住環境の向上を図ります。

(2) 市街地開発事業等の推進

基本的な方針に基づき、以下に示す市街地開発事業等を実施します。

① 鴻巣駅東口周辺整備事業

- 鴻巣駅東口周辺は、「まちの顔」となる拠点として、都市基盤施設や公共施設の整備に合わせて商業業務地及び住宅地などの多様な都市機能の集積を図り、土地の高度利用を促進します。

② 広田中央特定土地区画整理事業

- 広田・赤城地区では、土地区画整理事業の実施により計画的な宅地開発を進めるとともに区画街路の一体的な整備・改善を図り、既存農地と調和した良好な住環境の形成を推進します。

③ 北新宿第二土地区画整理事業

- 北新宿地区は、一般国道 17 号に接していることに加えて JR 高崎線行田駅から約 700m（駅～対象地区中央間の距離）と駅に近い立地条件であることから、土地区画整理事業を推進し、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な住環境と秩序ある街並みの形成を図ります。

用語解説

※52 スプロール市街地：都市周辺において、無秩序に広がった市街地のこと。

④ 交流・産業ゾーンの整備

- 一般国道17号と一般国道17号熊谷バイパスに挟まれた市街化調整区域内に位置する地区は、農業施策との調整を図りつつ、良好なアクセス性を活かした道の駅をはじめとする交流・産業機能の立地を推進します。

(3) 地区計画制度等による市街地整備の推進

- 本市では、地区が抱える以下のような様々な課題に細やかに対応するため、地域住民の合意のもと地区計画^{※29}制度や建築協定^{※53}などの導入を図ります。
 - ❖ 土地の高度利用や用途の純化^{※22}
 - ❖ 都市基盤の整備
 - ❖ 防災性の向上
 - ❖ 良好な景観形成
 - ❖ バリアフリー^{※4}化の推進
 - ❖ 敷地の細分化防止
- 既に都市計画決定している地区や協定を締結している地区では、計画内容に即し、個別建物の更新時における整備を誘導することにより段階的に良好な市街地の形成を誘導します。
- 地区計画や建築協定の内容については、社会情勢や地域環境の変化に適切に対応し、地域住民の合意のもとで必要に応じて見直しを行うものとします。

用語解説

※53 建築協定：地域のよりよい環境を創っていくために、地域の人の全員の合意のもとに、建物の建て方などのルールを定め、お互いに守りあっていくことを約束する制度。



5-5 供給処理施設等に関する整備方針

(1) 都市における排水及び河川等の整備に関する方針

- 将来の人口規模や都市機能の集積に対応した環境の保全及び防災性の強化を図るため、市街化の動向等に応じた下水道及び河川等の整備などを推進し、生活環境の改善と都市の健全な発展を図ります。
- 生活排水処理については、市街化の動向及び都市基盤整備との整合を十分に図りながら、今後も公共下水道の整備や農業集落排水^{※18}の維持管理の適正化及び合併処理浄化槽の整備支援を推進します。
- 雨水排水処理については、調整池やポンプ場を適切に配置するとともに、排水路や側溝などの適切な維持管理を行います。
- 河川・水路の整備については、河道などの治水施設の整備を図るとともに流域貯留浸透施設^{※54}の設置など総合的な治水対策を図ります。

(2) その他の供給処理施設の整備に関する方針

本市のまちづくりでは、快適でうるおいのある生活環境を創出するため、都市生活を支える、廃棄物の処理をはじめとした環境整備についても配慮し、持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現を目指します。

そのためには、市民・事業者・行政が一体となって、4R^{※55}（リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル）を推進し、環境負荷に配慮した地域社会を構築していく必要があります。

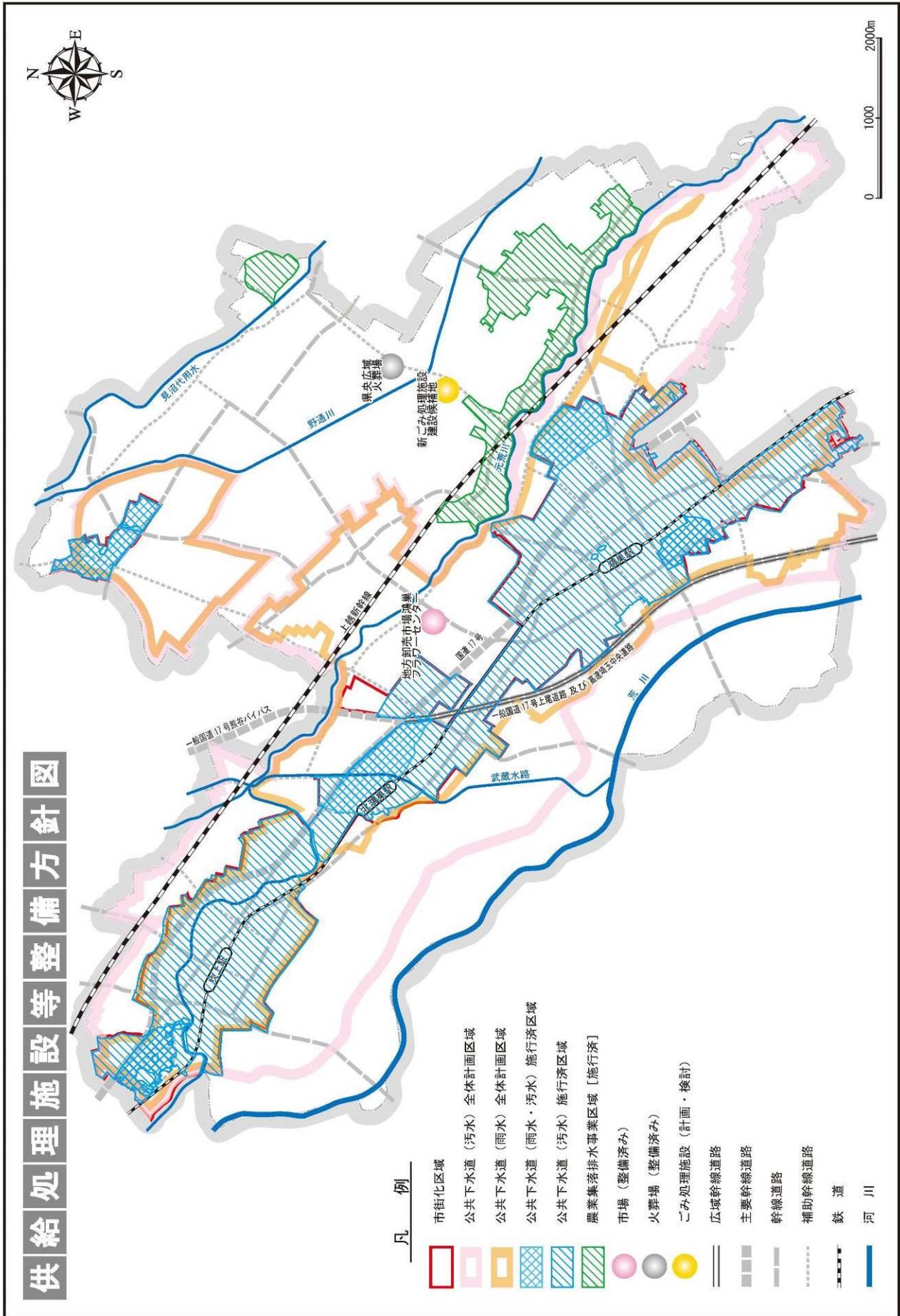
今後とも本市におけるごみ処理の適正化を図っていくため、新たなごみ処理施設の整備を推進します。

用語解説

※54 流域貯留浸透施設：河川の流域内において、雨水を一時的に貯めたり、地下にしみ込ませることにより、大雨時の浸水被害を防止することを目的とした施設のこと。

※55 4R： Reduce（減らす）、Refuse（断る）、Reuse（再使用）、Recycle（再利用）の頭文字をとった、廃棄物を減らすための具体的な方針、キャッチフレーズのこと。

供給処理施設等整備方針図





5-6 景観形成に関する方針

本市域は、市街化の状況や都市機能の配置状況などから、以下の3つのエリアに分類されます（景観形成エリア区分図 P77 参照）。

- ❖ 中央に細長く配置された市街地エリア
- ❖ 市街地エリアの周りを包み込むように広がっている農地・集落地エリア
- ❖ 荒川沿いの大規模な自然・レクリエーションエリア

以下に景観形成に関する方針を示します。

(1) 市街地エリアの景観形成

- 市街地エリアでは、鴻巣市の象徴である花と市街地にうるおいを与える水と緑を各所へ配置し、これらをネットワーク化することにより、本市にふさわしい、花と水と緑を取り入れた市街地景観の形成を図ります。
- 市街地には、特徴ある民有緑地（屋敷林、樹林、鎮守の森など）や歴史的建築物などの地域資源が残っています。これらの地域資源の保全と活用により本市らしい市街地景観の形成を図ります。

① シンボル空間での景観形成

- 鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅の駅前広場及び駅前通りは、本市のシンボル空間^{※19}です。これらの空間では、沿道の建築物も一体としてまちの玄関口、シンボルロード^{※56}としてふさわしい景観形成を図ります。
- 川里ふるさと館付近を通る中央通りにおいても沿道の緑化を推進し、公共施設地へと続くシンボルロードとしての景観形成を図ります。
- 公共施設地周辺では、アクセス道路^{※37}の景観形成をはじめ公共施設地における積極的な緑化や花による演出を行い、シンボル空間としての景観形成を図ります。



鴻巣駅東口再開発施設他（鴻巣地域）



屈巣小学校の花壇（川里地域）



※56 シンボルロード：都市の顔となる道路。

- 小中学校などは、各地区の中心的な施設であることから、積極的に施設内の緑化に努めるとともに花を用いた景観形成を図ります。

② 商業業務地の景観形成

- 主要幹線道路・幹線道路等沿道の規模の大きな商業業務施設の集積地区では、地区内に水と緑を積極的に配置することにより、ゆとりとうるおいの感じられる景観形成を図ります。
- 規模の大きな商業業務施設の集積地では、積極的に花の名所を創出し、本市の「花のまち」としてのイメージアップを図ります。



中山道沿道（鴻巣地域）

- 中山道沿道では、宿場としての歴史・花・ひな人形に関連した文化などの積極的な活用を図り、新たな商業業務地としての景観や鴻巣地域の歴史・文化を代表する空間としての景観形成を図ります。

③ 工業・流通地の景観形成

- 工業・流通地では、敷地内の緑化や敷地境界部における緩衝緑化^{※57}を推進し、周囲の環境と調和した景観形成を図ります。
- 工場敷地内では、オープンスペース^{※42}の確保により緑豊かな開放感のある景観形成を図ります。
- 工業・流通地においても、花・水・緑を用いた景観形成を図ります。



川里工業団地（川里地域）

④ 住宅地の景観

- 生垣整備や敷地内緑化を促進し、緑豊かなうるおいのある景観形成を図ります。



ひばり野団地（鴻巣地域）

用語解説

※57 緩衝緑化：工場立地に伴う周辺地域への影響を緩和するために敷地境界部に樹木などによる植栽を行うこと。

- 地域住民の合意のもと、地区計画^{※29}や建築協定^{※53}などの導入による建物の形態や色彩などのルール化を図り統一性のある整然とした景観形成を誘導します。

⑤ 主要道路沿道の景観

- 主要幹線道路（一般国道17号、一般国道17号上尾道路、一般国道17号熊谷バイパス）は、本市を訪れる人や本市を通過して他の地域へ向かう人が多く利用する道路です。主要幹線道路沿道では、本市のイメージアップを図るため、屋外広告物や建築物などの色彩やデザインなどの規制・誘導を行うことにより落ち着いた質の高い沿道景観形成を図ります。



一般国道17号（鴻巣地域）

- 主要幹線道路沿道では、市民が日常的に花と緑に触れられるように沿道に花と緑を配置し、本市らしい花と緑豊かな沿道景観の形成を図ります。
- (主)さいたま鴻巣線から(一)鴻巣桶川さいたま線、(一)鎌塚鴻巣線へ続く中山道の歴史・文化・生活軸においては、周辺の歴史的建築物などを活用した景観形成を図ります。

⑥ 河川沿道の景観

- 河川敷内やその周辺では、親水空間づくりに加えて樹木や草花などを配置し、自然豊かで彩りにあふれる景観形成を図ります。



元荒川（吹上地域）

(2) 農地・集落地エリアの景観形成

- 市街化調整区域に広がる農地と集落地に点在する屋敷林・寺社林（鎮守の森）・自然豊かな水辺空間は、後世に引き継ぐべき貴重な景観です。市街化調整区域においては、自然生態系へ配慮しながら、これらの農地や屋敷林・寺社林・水辺空間などを一体とした田園地帯の景観の保全・活用を図ります。

- 農地・集落地エリアにおいて宅地化や都市的土地利用^{※24}を図る場合は、周辺の景観に十分配慮した整備とするように誘導します。



屋敷林（笠原・常光地域）



寺社林（川里地域）

（3）自然・レクリエーションエリアの景観形成

- 荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷は、ハンノキ林や斜面林^{※20}などの貴重な自然環境が存在するとともに開放感あふれる花と水と緑の景観を形成しています。河川敷では、自然環境や景観と調和した公園や遊歩道・散策道などのレクリエーション機能^{※35}の充実に努めながら、広大な空間の中で人々がにぎわう景観形成を図ります。



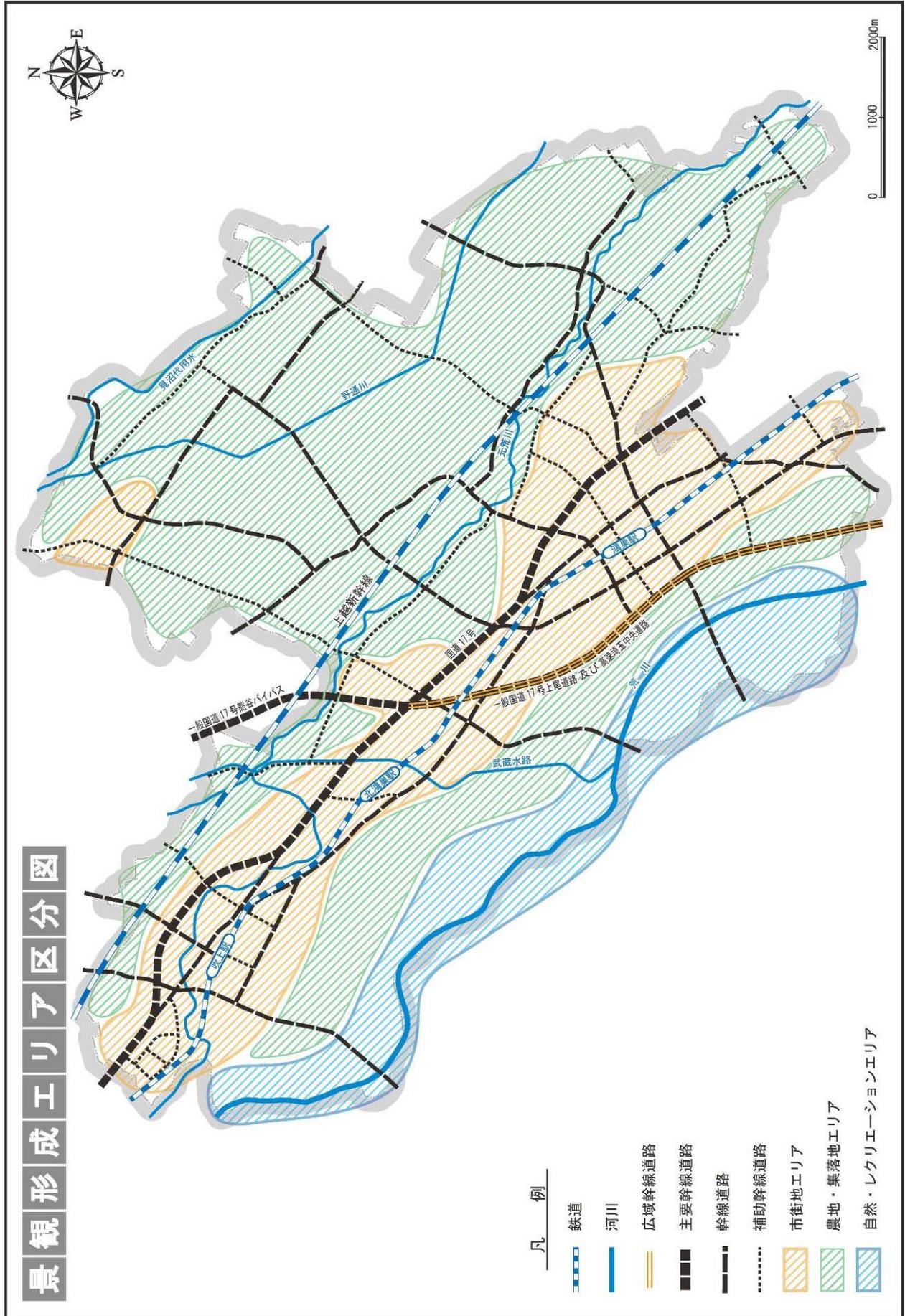
斜面林（鴻巣地域）



荒川パノラマ公園（吹上地域）



散策道（吹上地域）





5-7 都市防災に関する方針

(1) 基本的な考え方

- 本市では、大規模地震による被害を最小限にとどめるため、計画的な市街地整備による防災都市づくりを推進します。
- 計画的な市街地整備が困難な地区については、以下に示す整備等を総合的に進め、地区の防災機能の向上を図ります。
 - ❖ 公園整備、自動車の進入が困難な幅員の狭い道路の拡幅
 - ❖ ブロック塀の生垣化
 - ❖ 緊急輸送道路の確保
 - ❖ 延焼遮断空間の確保
- 台風やゲリラ豪雨などの大雨による被害を軽減するため、堤防やポンプ場、排水路や側溝などの既存施設の適切な維持管理を行うほか、流域貯留浸透施設^{※54}の設置など総合的な治水対策を図ります。
- 道路・公園などの整備や延焼遮断空間確保などに加えて住民による自主防災活動^{※58}を支援し、災害に強い街づくりを推進します。

(2) 大規模地震による被害軽減のための対策

① 市街地の整備等

- 災害に強い安全で快適な都市を形成するため、事業中の土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進します。
- 密集市街地については、地区計画^{※29}の活用などにより、地区の防災性の向上を誘導します。併せて、住民による自主防災活動^{※58}の推進により都市の防災機能を補います。
- 中山道沿道地区は、古くから栄えてきたため、木造家屋などが多く残る比較的密集した市街地を形成しています。本地区では、歴史・文化の保全を図りながら老朽木造家屋の建て替えや建築物の不燃化^{※59}の促進などにより防災性の高い市街地の形成を誘導します。

用語解説

※58 自主防災活動：「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、市民が自主的に防災知識の普及啓発、防災訓練、地域の安全点検、防災用資機材の整備及び点検、避難場所及び避難体制の確認などを行うこと。

※59 不燃化：火災発生時に、火災による建物倒壊や延焼を防止するため、建物の屋根、外壁、柱などを燃えない、又は燃えにくい材料とすること。

② 防火地域・準防火地域の指定促進

- 各駅周辺では、建築物の不燃化^{※59}促進と面的な防災性の向上を図るため、都市基盤施設^{※36}の整備状況や建築物の立地状況を勘案しながら効果的な防火地域・準防火地域^{※32}の指定を推進します。
- 今後、新たに市街化区域への編入を行う地域は、防災性の高いまちを目指し、防火地域・準防火地域の指定を促進します。

③ 防災空間等の確保

- 農地、樹林地、河川などの自然空間や市街地内・集落地内の広幅員道路・公園などの都市施設を火災時の延焼遮断帯として、その保全・確保に努めます。
- 計画的な市街地整備が困難な地域では、敷地の細分化の防止や幅員の狭い道路の拡幅などを図ります。
- 避難所、避難場所、緊急輸送道路、避難路周辺の建物などの耐震不燃化、幅員の狭い道路の拡幅及びブロック塀の倒壊防止等を図り、避難所、避難場所、緊急輸送道路、避難路などの安全の確保を推進します。

④ 空き家等の実態把握

- 空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導等を行います。

(3) 水害による被害軽減のための対策

- 水害から市街地を守るため、調整池の配置や雨水排水システムの整備充実を図り、既存施設の適切な維持管理を行います。
- 主要河川となる荒川や元荒川流域における治水対策としては、調整池の整備を推進します。



荒川の増水状況（鴻巣地域）

- 総合的な治水対策として、水防拠点整備事業としての堤防盛土整備及び防災機能を有する公園整備を推進します。

- 雨水管理総合計画^{※60}に基づき、水害対策を実施します。

(4) 市民の自主防災活動による防災性の向上

- 地域コミュニティ^{※61}による初期消火や救助活動などの自主防災活動^{※58}は、災害による被害を軽減する上で大きな役割を果たすことから、本市では、市民による自主防災組織の結成を支援します。
- 自主防災組織による防災・減災活動（防災知識の普及及び意識の高揚、防災訓練など）や応急活動（情報の収集及び伝達、救出及び救護など）を推進し、市街地整備等と合わせて、防災性の向上を図ります。
- 市民の円滑な避難行動を促すため、避難所や避難場所などの地域防災情報の周知を図ります。

** 市民検討会からの声 **



「災害に備えて、近くに井戸が掘られており何かあっても安心である。普段、子ども達の学習の場として地下水の不思議について地域の人が教えている。災害に備えて車道と歩道が分離されており、防災上も安全である。」

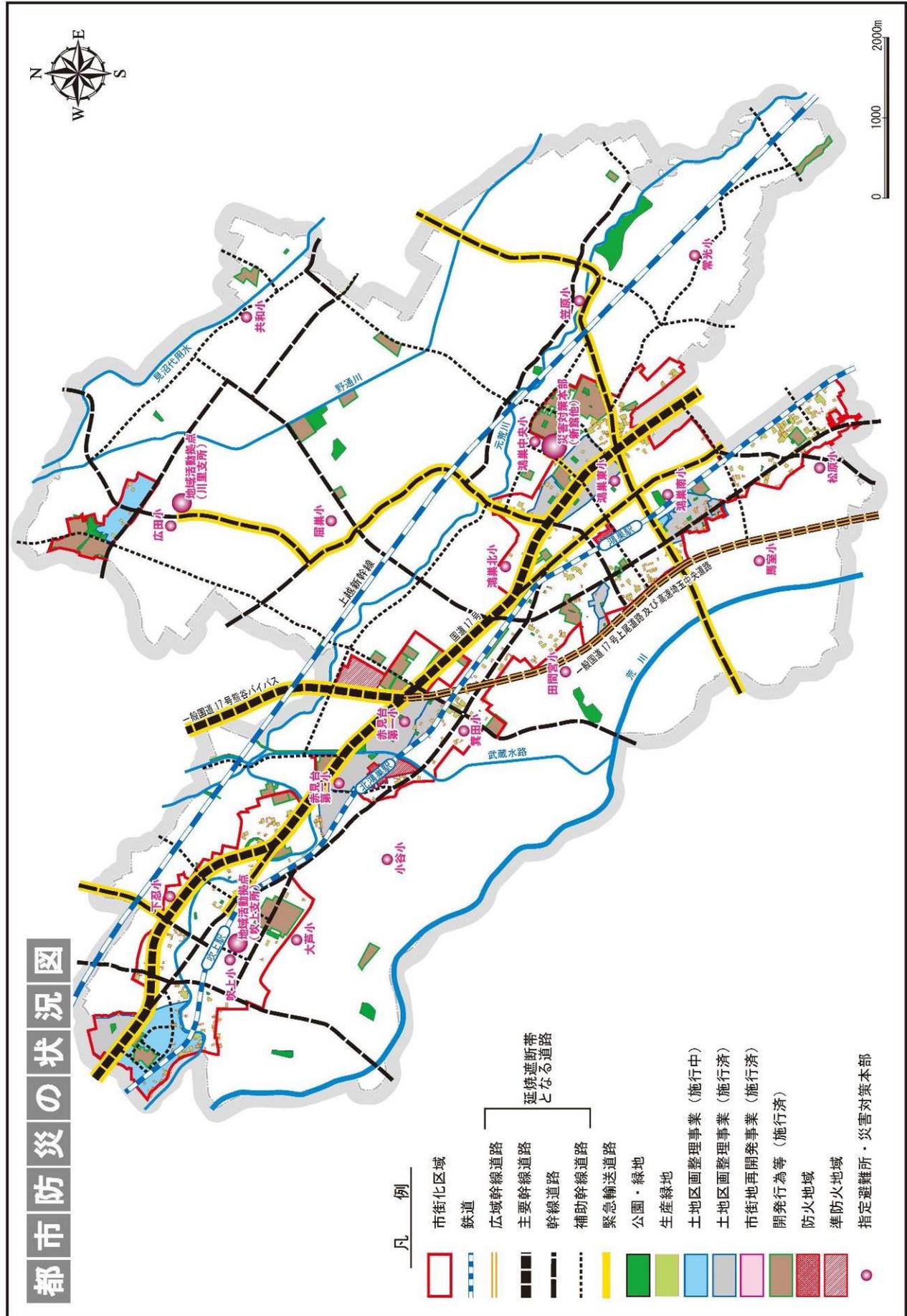
「この地域は地域協定を定め、周辺の住宅の生垣助成により、ブロック塀がなく安全なまちになっている。すぐ近くに多目的の広場として使える避難所があり、避難誘導の案内板も整備され、安心して逃げることができる。」

※市民検討会「「住み続けたい」と思う将来のまちの姿（主婦）より

用語解説

※60 「雨水管理総合計画」：下水道による浸水対策を実施する上での基本的な事項を定め、「下水道による浸水対策を計画的に進め、浸水被害の軽減を図る」ことを目的とした計画。

※61 コミュニティ：地域社会やある共通の意識によりつながっているまとまりのこと。







第6章 地域別構想

■ 地域区分

鴻巣市都市計画マスタープランでは、地域の特性を活かし、地域ごとの個別の課題に対応していくため、地域別構想を定めます。

地域別構想は、全体構想を踏まえた上で、地域の状況に応じた、地域ごとの目標と方向性を示したものです。

地域を分けるにあたっては、市内にある鉄道駅（鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅）の駅勢圏や合併前の旧市町としてのまとまり、土地利用、均等な地域面積区分などを考慮し、下図に示すように、本市を「鴻巣地域」「吹上地域」「北鴻巣地域」「川里地域」「笠原・常光地域」の5地域に区分しました。



図 6-1 地域区分



6-1 鴻巣地域



6-1-1 地域特性

(1) 地域人口

令和 2 年の国勢調査による地域人口は、約 54,400 人であり、平成 22 年から 10 年間で約 2%減少しています。

地区別の人口推移をみると、多くの地域で減少傾向となっていますが、北側の鴻巣地区、南側の氷川町や大間地区では、人口が増加しています。

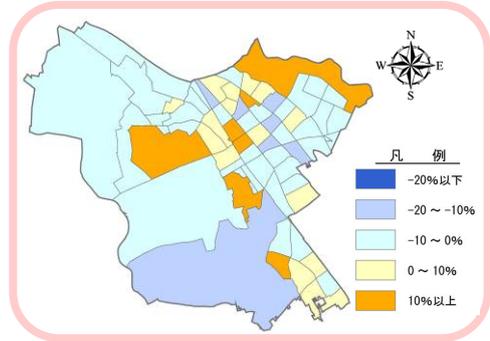


図 6-2 地区別人口増減 (R2/H22)

資料：国勢調査

(2) 土地利用現況

本地域では、JR高崎線及び一般国道 17 号沿道に市街地が形成され、荒川沿いの地域は農地及び集落地となっています。

商業系土地利用は鴻巣駅周辺や一般国道 17 号沿道に多く分布し、工業系土地利用は本地域の縁辺部に分布しています。

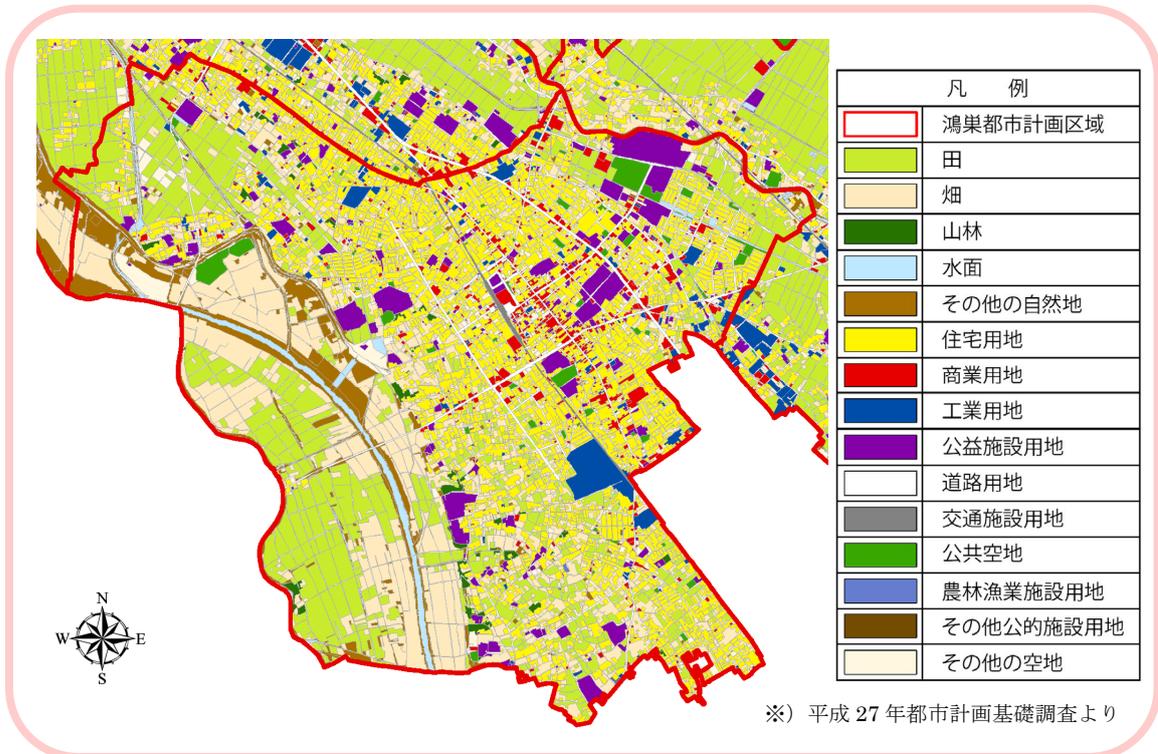


図 6-3 土地利用現況 (H27)

(3) 地域の状況

鴻巣地域における主要施設の立地状況や、問題・課題と考えられる事項などをまとめると次頁の図のとおりとなります。

6-1-2 まちづくりの目標・基本方針

本地域は、本市の中で最も公共公益施設^{※3}や商業施設が集積している地域です。また、鴻巣駅周辺は、中心拠点として位置付けられています。

本地域西側の荒川沿いの市街化調整区域には、レクリエーション機能^{※35}を有する広大な河川敷もあります。

地域の中央を通過する中山道沿道は、宿場としての歴史やひな人形づくりなどの文化が感じられる地区となっていますが、比較的密集した市街地が形成されています。

本地域の特性を踏まえ、既存の施設・機能の集積や歴史・文化などの地域資源を十分に活用し、本市の中心拠点としてふさわしい、より魅力ある地域とします。

<まちづくりの目標>

KONOSU

「中心拠点としての機能、魅力を備え、歴史・文化を育むまち」

<まちづくりの基本方針>

○ 中心拠点としての機能、魅力向上

- 公共公益施設や商業業務施設など、多様な都市機能を集積します。
- 都市計画道路の整備などによる交通機能の向上、水や緑（花）を活用した中心市街地の魅力の向上及び住宅地における都市景観の向上を図ります。
- 既存市街地に隣接した地域においてレクリエーション機能の向上を図ります。



エルミ
こうのす



クレアこうのす



びっくり
ひな祭り



プリムラ（出荷量日本一）

○ 歴史・文化の保全・再生・育成

- 中山道沿道における宿場としての歴史的建築物、ひな人形づくりや花のまちとしての知名度など、本市固有の歴史・文化を保全・再生・育成し、更なる魅力向上を図ります。
- 中山道沿道では、密集した市街地の改善を図ります。

6-1-3 整備方針

(1) 土地利用の方針 **KONOSU**

① 商業系土地利用

- 鴻巣駅東口周辺では、都市基盤整備と土地の高度利用を図ります。これにより、既存商店街との連たん性・回遊性を向上させ、本市における中心的な商業地として、商業・業務をはじめとする多様な都市機能の集積を図ります。
- 鴻巣駅西口周辺では、駅から近いという立地を活かし、近隣住民の日常生活の利便性を重視した身近な商業地の形成を図ります。
- 中山道沿道では、宿場としての歴史や「鴻巣びな」の伝統が受け継がれている街並みを活かしながら、商業・観光施設の集積を図ります。また、近隣住民が歩いて日用品などの買い物ができるような商業地として、機能更新を図ります。



エルミこうのす



鴻巣市産業観光館「ひなの里」

- 一般国道 17 号沿道における市街化区域内では、後背の公共公益施設^{*3}や教育施設、住宅地などの生活環境との調和を図りながら利便性を十分活用した行楽などのレジャー系施設^{*38}や商業施設などの沿道サービス施設^{*39}の立地を誘導します〔施設の誘導は中心市街地活性化施策^{*40}と十分な調整が必要〕。
- 市街化調整区域内の以下の路線沿道では、周辺環境との調和を図りながら商業施設などの沿道サービス施設の立地を誘導します〔施設の誘導は条例に基づく開発行為^{*41}により実施〕。なお、一般国道 17 号上尾道路沿道については、事業の進捗に併せ、周辺環境に配慮しつつ、適切な土地利用を検討します。
 - ❖ 一般国道 17 号、(市)A-1022 号線（一部区間）、一般国道 17 号上尾道路

② 工業系土地利用

- 宮前地区・生出塚1丁目地区などの住工複合地は、地区内の多くが住居系土地利用となっているため、以下の点に留意しながら土地利用を図ります。
 - ❖ 今後も本市における貴重な工業系土地利用として、既存工業・流通地の生産環境を保全します。
 - ❖ 周辺における住環境の悪化が懸念される施設や工場については規制していき、周辺地域と調和のとれた土地利用を図り、用途の純化^{※22}や適正化についての検討を行います。
- 原馬室・上曾部地区の工業・流通地では、以下の土地利用を図ります。
 - ❖ 周辺における住環境を勘案しながら、雇用の場としての適切な産業活動空間を確保します。
 - ❖ 工業の活性化を図るため、アクセス道路^{※37}となる3・4・7荒川左岸通線や3・4・11環状線などの基盤整備や環境整備を行い、既存企業の定着を求めながら、中密度な工業・流通地として利用を推進します。

③ 住居系土地利用

- 駅周辺・幹線道路沿道・JR高崎線沿線の中高層住宅地の後背地に位置する住宅地は、ゆとりある緑豊かで良好な住環境を備えた低中層の専用住宅地の形成を図ります。
- ひばり野・生出塚団地では、ゆとりある緑豊かな低層住宅地が形成されています。したがって、今後も自治会などのコミュニティ^{※61}活動の維持・活性化などを進めることにより、良好な住環境を維持します。
- 中山道沿道に残る比較的密集した市街地では、地区計画^{※29}等の導入による良好な土地利用の誘導について検討していきます。
- 中高層住宅地では、中高層住宅を中心として、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用の形成を図ります。
- 鴻巣駅周辺では、駅前という立地条件を活かし、利便性や防災性に優れた質の高い中高層住宅地の形成を図ります。



ひばり野団地

④ 農地・集落地

- 市街化調整区域を中心として広がる農地は、優良農地^{※23}の確保や耕作放棄地の発生防止に努めます。
- 糠田地区、大間地区、登戸地区、北中野地区、原馬室地区、滝馬室地区、松原地区、小松地区、宮前地区の集落地では、農地や屋敷林、寺社などの地域資源が多く残る美しい田園風景が形成されています。これらの集落地では、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 集落地の景観を阻害する都市的土地利用^{※24}に対しては、これらの抑制について検討します。
- 自然景観の優れた荒川沿いの地域、斜面林^{※20}及び郊外に広がる田園などは、コウノトリをはじめとした多様な生物が生息できるような自然地として保全を図ります。また、自然地としての役割との調和を図りながら広域的なレクリエーションの場として活用します。

⑤ その他

- 鴻巣市役所周辺は公共施設地として位置付け、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能などの整備や集積を推進し、公共サービスの充実と地域住民の利便性の向上を図ります。
- 営農者の高齢化に伴い、宅地化が予想される生産緑地地区^{※5}などの市街化区域内農地については、住宅地などにおけるオープンスペース^{※43}として適切に保全するほか、市民の交流スペースなどとしての有効活用について検討していきます。

(2) 道路・交通に関する整備方針 KONOSU

① 道路ネットワークの形成

- 本地域の骨格的な道路ネットワーク^{※25}を、以下に示す主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路により道路相互の間隔が狭いラダー（はしご）状に形成し、中心拠点をはじめとする地域内の交通機能を確保するほか、産業活動の促進や防災機能を確保します。
 - ❖ 主要幹線道路 : 一般国道 17 号、一般国道 17 号上尾道路
 - ❖ 幹線道路 : 3・4・6 三谷橋大間線、3・4・7 荒川左岸通線、3・4・8 仲仙道線、(主)鴻巣川島線、(主)加須鴻巣線
 - ❖ 補助幹線道路 : 3・4・5 駅南通線、3・4・10 駅東通線、3・4・11 環状線、3・4・8 北 2 号線(北本都市計画)、(一)内田ヶ谷鴻巣線、(市)A-1011 号線

- 3・4・7 荒川左岸通線及び 3・4・8 仲仙道線は、骨格的な道路ネットワーク^{※25}を補完する生活軸として、それぞれJR高崎線の西側市街地と東側市街地の社会経済活動や日常的な生活を支えます。
- 3・4・8 仲仙道沿道については、生活軸としての役割に加えて、地域に残る歴史的・文化的建築物を活用した歴史・文化軸を形成します。

② 歩行者ネットワークの形成

- 本地域における歩行者ネットワーク^{※21}は、道路ネットワークを形成する道路の歩行空間及びふるさと総合緑道^{※44}を中心に、バリアフリー法^{※45}やユニバーサルデザイン^{※46}の考え方に十分配慮した歩行空間を整備することにより形成します。また、本市の特徴である緑や花を生かした、うるおいを感じられる歩行空間を形成します。
- 中心的な商業業務地では、バリアフリー^{※4}や景観形成に配慮した質の高い歩行空間の形成を図ります。特に、鴻巣駅東口の市街地再開発事業区域では、壁面後退^{※47}や電線類の地中化により十分な歩行空間を確保します。
- 中山道沿道では、歴史的景観や「鴻巣びな」に関連した産業や文化などの沿道特性を活かした歩行空間の形成を図ります。
- 東2丁目・天神1丁目・本町6丁目付近は、公共公益施設^{※3}や教育施設が多数集積し、多くの方が往来しています。したがって、バリアフリーを基本とした歩道整備を進めながら、歩道内には、花や樹木を配置し、魅力的な歩行空間を形成します。
- 歩行者と自転車の混在通行による危険性が高い場所では、双方の安全を確保するため、歩行者と自転車の分離を検討します。

③ 交通結節機能の強化及び公共交通ネットワークの形成

- 鴻巣駅周辺では、自由通路や駅前広場などの既存施設の維持管理を行いながら、駅周辺の歩行空間をバリアフリー化することにより、交通結節機能^{※48}の強化を図ります。
- 地域内は、JR高崎線とバス交通により、住民の通勤・通学・買い物などの利便性の向上を図ります。バス交通については、地域の状況を踏まえ、ノンステップバスの導入や運行地域・運行形態の最適化について検討します。

④ その他

- 鴻巣駅周辺及び商業業務地における路上駐車や放置自転車などについては、行政、住民及び企業が一体となって取り組み、必要に応じて公共駐車場や駐輪場の配置について検討します。
- 原馬室地区、滝馬室地区、北中野地区、大間地区、糠田地区、登戸地区、宮前地区の集落地では、歩道のない道路に大型車などの通過交通が流入し、歩行者の安全性に問題があります。したがって、これらの地区では、以下の整備を行います。
 - ❖ 地区内への通過交通の流入を抑制するため、集落地の外側に計画されている一般国道17号上尾道路や3・4・7荒川左岸通線などの都市計画道路の整備を推進します。
 - ❖ 地区内の都市計画道路以外の道路においても、公共公益施設^{※3}や学校などの主要施設近辺から段階的に歩道を整備します。
- 道路の幅員が狭く住宅が密集した地域では、計画的に、狭隘道路の拡幅や側溝新設による有効幅員の確保などを行い、通行の安全や地域内の防災性を確保します。

(3) 公園・緑地に関する整備方針 KONOSU

- 本地域では、都市における水・緑の様々な機能を活かすため、水と緑のネットワーク^{※28}の形成に留意しながら、以下の公園・緑地に関する“面”・“線”・“点”的な要素の整備・維持・魅力向上を推進します。

【面的な要素】

- ❖ 北本市から連続する貴重な高木群である斜面林^{※20}や作付面積日本一のポピー畑、貴重なハンノキ林などが存在し、田園と荒川河川敷の水辺空間が一体となった水と緑の面的な空間

【線的な要素】

- ❖ 良好な水と緑の空間を形成している元荒川
[→ 良好な水と緑の空間を活かし、地域住民が水と緑に触れ合うことができるような親水空間の整備を促進します]
- ❖ 豊かな自然地であるとともに、レクリエーション機能^{※35}を有する荒川河川敷
- ❖ 都市計画道路を中心とした道路空間で、往来する人々にうるおいと安らぎを提供している街路樹や草花
- ❖ 散歩道として親しまれているふるさと総合緑道^{※44}

【点的な要素】

- ❖ 鴻巣駅の東・西口駅前広場などのシンボル空間^{※19}で整備された環境空間
- ❖ 糠田運動場や大間近隣公園、鴻巣公園などの都市公園^{※16}、城山ふるさとの森などの緑地
- ❖ 氷川神社(馬室地内)や小松原神社、愛宕神社などの寺社林や市街地に残る屋敷林
- ❖ 鴻巣市役所や鴻巣市文化センターなどの公共施設の施設内緑地
- ❖ 生産緑地地区^{※5}
- ❖ 特定生産緑地地区^{※51}
- ❖ 住宅地の生垣や樹木
- ❖ その他、まとまりのある緑地や歴史ある緑

(4) 市街地整備に関する方針 **KONOSU**

- 鴻巣駅周辺では、老朽木造建築物の建て替えの促進による良好な住環境を確保するとともに、都市基盤整備を推進し、商業業務施設及び都市型住宅をはじめとする多様な都市機能の集積を図ることにより土地の高度利用を促進します。
- 今後、無秩序な土地利用などによる問題が生じるおそれのある地域に対しては、地域住民の合意のもと地区計画^{※29} 制度などの導入を検討します。また、既に地区計画を都市計画決定している地区については、計画に沿って整備を誘導するほか、社会情勢や地域環境の変化に応じ、地域住民の合意のもと必要に応じて見直しを行います。

(5) 供給処理施設等に関する方針 **KONOSU**

- 生活排水処理については、市街化の動向及び都市基盤整備との整合を十分に図りながら、今後も公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備支援を推進します。
- 雨水排水処理については、調整池やポンプ場を適切に配置するとともに、排水路や側溝などの維持管理を行います。
- 河川・水路の整備については、河道などの治水施設の整備を図るとともに流域貯留浸透施設^{※54} の設置など総合的な治水対策を図ります。

(6) 景観形成に関する方針 KONOSU

- 鴻巣駅駅前広場及び駅前通りは、本市のシンボル空間^{※19}であるため、沿道の建築物も含めて、まちの玄関口、シンボルロード^{※56}としてふさわしい、花を活用した魅力的な景観形成を図ります。沿道の商業施設についても、緑と水を配することにより、ゆとりとuringおいの感じられる空間とします。
- 鴻巣市役所周辺の公共施設地では、アクセス道路^{※37}の景観形成をはじめ、公共施設地における積極的な緑化などを行い、シンボル空間としての景観形成を図ります。
- 小中学校などは、地域の中心的な施設であることから、積極的に施設内の緑化に努めるとともに花を用いた景観形成を図ります。
- 中山道沿道には、宿場としての歴史、ひな人形などに関連した文化、徳川家の寺で人形供養でも知られる勝願寺、街道筋の一里塚及び歴史的建築物があります。これらの地域資源に加えて全国的にも知名度がある花を積極的に活用し、鴻巣地域の歴史・文化を代表する個性的な沿道商業地の景観を形成します。
- 工業・流通地では、敷地内の緑化、敷地境界部の緩衝緑化^{※57}及びオープンスペース^{※42}の確保を図り、緑豊かな開放感のある景観形成を推進します。
- 住宅地では、地区計画^{※29}や建築協定^{※53}などの適用により敷地周りの生垣の整備や敷地内緑化を推進するなど、建築物や外溝の形態・色彩に関わるルール化などを行い、緑豊かで統一性のある整然とした景観形成を誘導します。
- 主要幹線道路沿道は、本市を訪れる人や本市を通過する多くの人々の目にふれる地域です。沿道地域では、屋外広告物や建築物などの色彩やデザインなどの規制・誘導を図り、落ち着いた質の高い沿道景観を生み出します。
- 集落地においては、自然生態系へ配慮しながら、農地や屋敷林、寺社林、水辺空間を一体とした田園地帯の景観保全を図ります。なお、宅地化や都市的土地利用^{※24}を図る場合は、周辺の景観に十分配慮した整備とするように誘導します。
- 荒川河川敷は、農地や屋敷林、寺社林、水辺空間などが一体となり、自然豊かで開放感あふれる花と水と緑の景観を形成しています。また、ハンノキ林や斜面林^{※20}など貴重な植生も存在します。今後もこれらの景観や植生を保全しながら、景観や環境と調和した公園整備や遊歩道、散策道整備などのレクリエーション機能^{※35}の充実により、人々の交流促進を図ります。

(7) 都市防災に関する方針 **KONOSU**

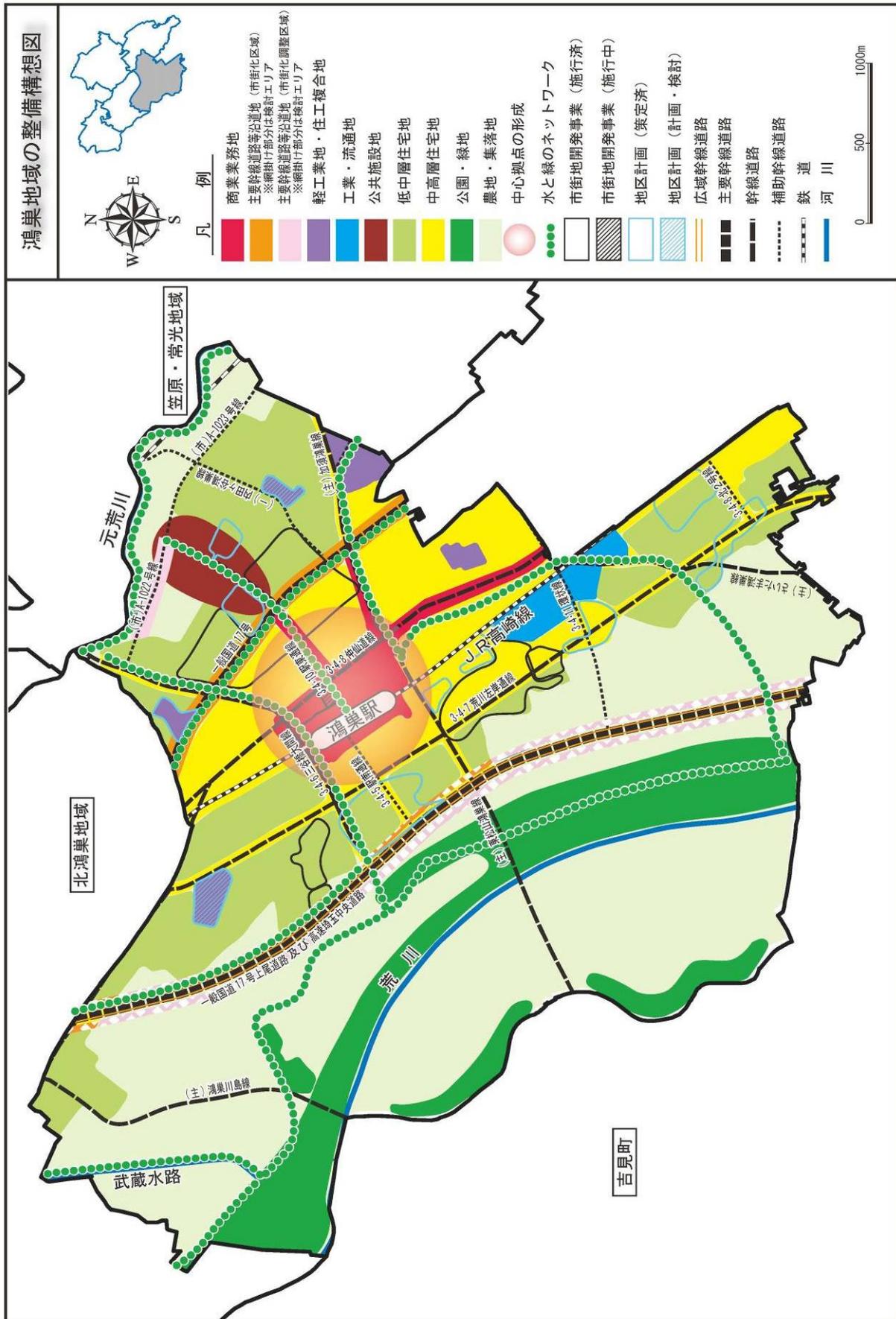
- 土地区画整理事業など計画的な市街地整備が実施された地区では、避難及び延焼遮断空間となる公園や道路が整備されています。今後は、事業中の鴻巣駅東口市街地再開発事業の促進、地区計画^{※29}の活用などにより、災害に強い安全で快適な市街地整備を図ります。

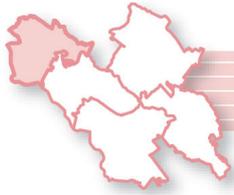
- 中山道沿道では、幅員の狭い道路やいわゆる“旗ざお敷地”（通路状の敷地によって道路と接続している敷地）が多く、木造家屋の比較的密集した市街地が形成されています。これらの地区では、歴史・文化の保全との調整にも配慮しながら、地区計画の導入などによる防災性の高い市街地形成について、検討していきます。



幅員の狭い道路
(中山道沿道：本町3丁目地区)

- 集落地や計画的な市街地整備が困難な地区については、以下に示す整備等を総合的に進め、地区の防災機能の向上を図ります。
 - ❖ 公園整備、自動車の進入が困難な幅員の狭い道路の拡幅
 - ❖ 外構の生垣化
 - ❖ 沿道建築物の耐震不燃化などにより、避難所、避難場所、緊急輸送路、避難路などの安全の確保
 - ❖ 延焼遮断空間の確保
- 台風や増加するゲリラ豪雨などの大雨による被害を軽減するため、調整池の配置や雨水系統の整備充実を図るほか、排水路や側溝などの既存施設の適切な維持管理を行います。
- 鴻巣西中学校周辺などの低地では、以下の整備を行います。
 - ❖ 水害対策として雨水幹線を整備します。
 - ❖ 総合的な治水対策として、水防拠点事業としての堤防盛土整備や、防災倉庫などによる防災基地を考慮した公園整備などを推進します。
- 自主防災組織による防災・減災活動（防災知識の普及及び意識の高揚、防災訓練など）や応急活動（情報の収集及び伝達、救出及び救護など）を推進し、市街地整備等と合わせて、防災性の向上を図ります。





6-2 吹上地域



6-2-1 地域特性

(1) 地域人口

令和 2 年の国勢調査による地域人口は、約 25,400 人であり、平成 22 年から 10 年間で約 2%増加しています。

地区別の人口推移では、袋地区や北新宿地区などで人口が増加しているほか、吹上駅周辺の地区などでは、ほぼ横ばいとなっています。

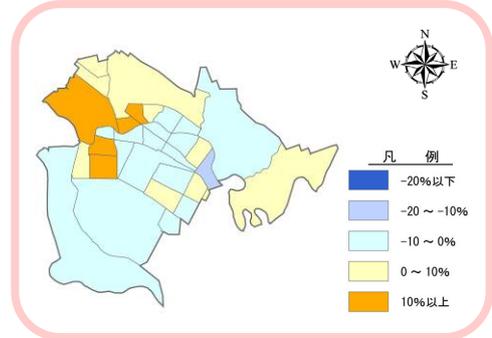


図 6-4 地区別人口増減 (R2/H22)

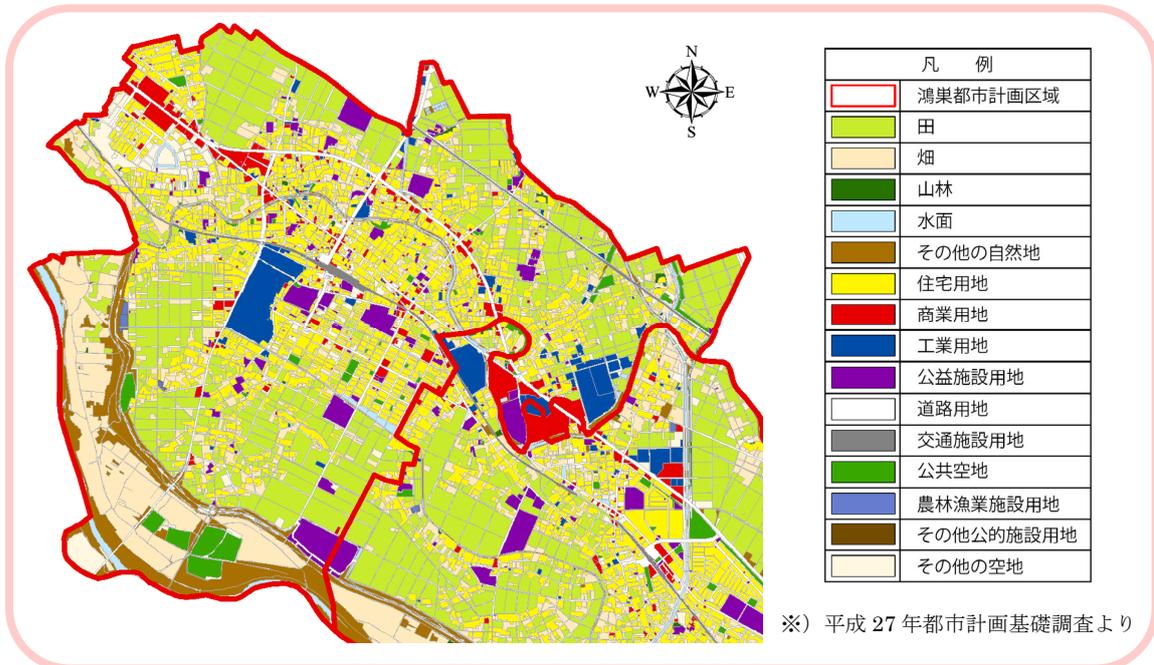
資料：国勢調査

(2) 土地利用現況

本地域では、JR高崎線及び一般国道 17 号に沿って市街化が進んでおり、荒川周辺は農地が広がっています。

商業系土地利用は、一般国道 17 号沿道で多く見られ、吹上駅周辺では小規模な施設が点在しています。

工業系土地利用は、一般国道 17 号沿道の袋地区と吹上駅南側（南地区）の 2 力所で大規模な工場立地が見られます。



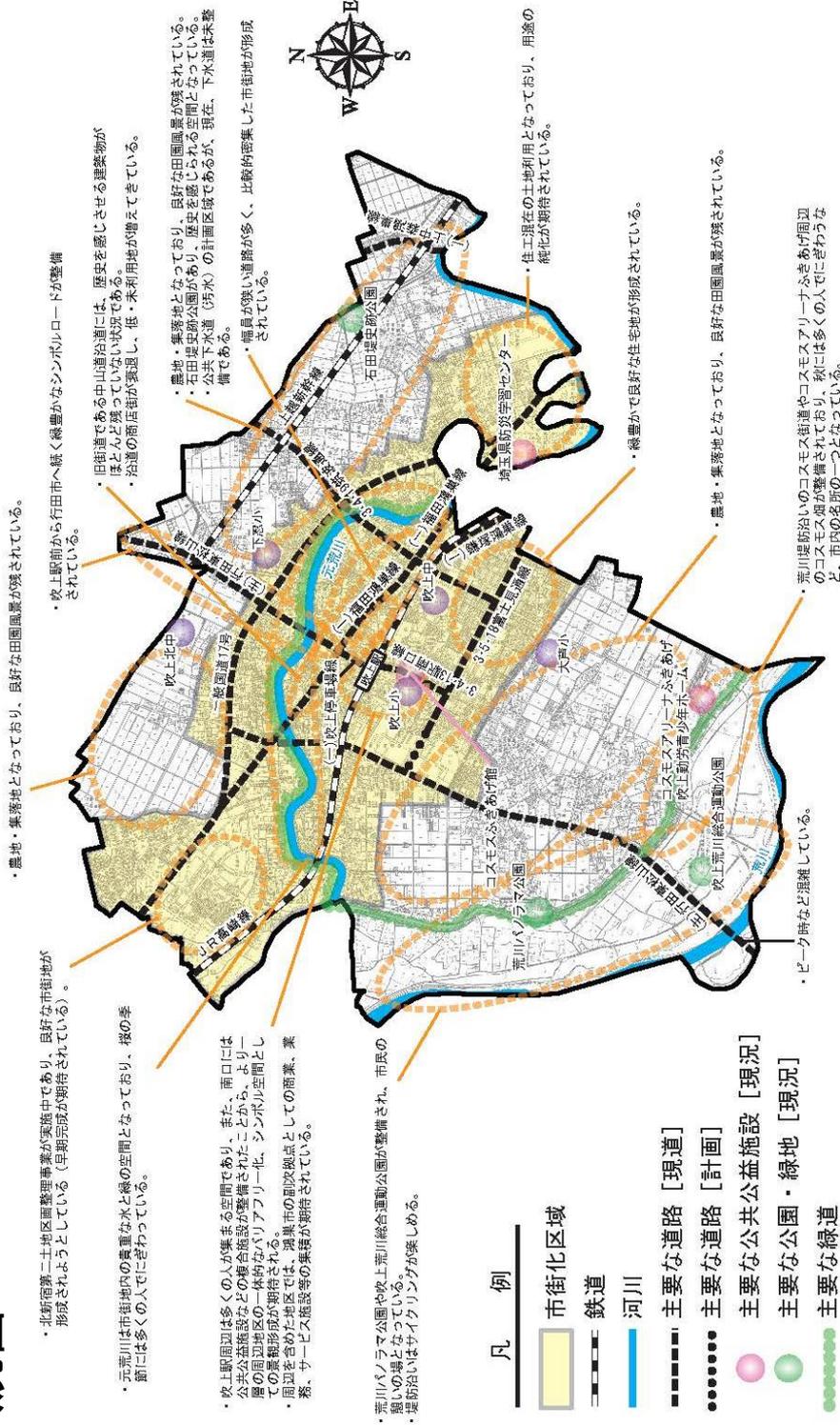
※) 平成 27 年都市計画基礎調査より

図 6-5 土地利用現況 (H27)

(3) 地域の状況

吹上地域における主要施設の立地状況や、問題・課題と考えられる事項などをまとめると次頁の図のとおりとなります。

吹上地域 状況図



凡 例

- 市街化区域
- 鉄道
- 河川
- 主要な道路 [現況]
- 主要な道路 [計画]
- 主要な公共施設 [現況]
- 主要な公園・緑地 [現況]
- 主要な緑道
- 学校

6-2-2 まちづくりの目標・基本方針

本地域では、一般国道17号沿道と市街地内に点在する商業施設、袋地区・吹上駅南側（南地区）周辺に集積した工場、吹上駅を中心に広く集積した住居などがバランスよく配置されています。

市街地周辺部では、荒川河川敷の自然豊かな空間や美しい田園地帯が広がっています。

本地域の特性を踏まえ、商・工・住・緑相互の調和に配慮しつつ、各土地利用の配置や量的なバランスの取れた本市の副次拠点として、機能の充実と魅力の向上を図ります。

<まちづくりの目標>

FUKIAGE

「商・工・住・緑のバランスの取れた、副次拠点としての魅力のあるまち」

<まちづくりの基本方針>

○ 商・工・住・緑のバランスの取れたコンパクトな市街地の形成

- 商・工・住・緑の各土地利用が配置的、量的に適度にバランスが取れ、相互に調和したコンパクトな市街地^{*7}を形成します。



吹上駅南口
駅前広場



吹上団地
(吹上富士見地区)

○ 副次拠点としての魅力の向上

- 公共公益施設^{*3}や商業、業務、サービス施設を集積させるように努めます。
- 元荒川の水と緑（花）や駅前広場、都市計画道路における質の高い歩行空間、街路樹などを活用した魅力ある都市景観を形成します。
- ふるさと総合緑道^{*43}や荒川河川敷の既存のレクリエーション施設の充実・活用により魅力ある地域住民の交流の場を創出します。



吹上駅北口
駅前広場



コスモス畑（荒川河川敷）

6-2-3 整備方針

(1) 土地利用の方針 FUKIAGE

① 商業系土地利用

- 吹上駅周辺の商業業務地では、吹上駅北口駅前広場と駅へのアクセス道路^{※37}の整備効果や駅から近いという立地特性を活かし、本市の副次拠点にふさわしい商業、業務、サービス施設などの集積を図ります。
- 吹上駅北側の(一)鎌塚鴻巣線沿道では、中山道沿道としての街並みを活かしながら、近隣住民が歩いて日用品などの買い物ができるような商業地の形成を図ります。
- 市街化区域内の一般国道 17 号沿道では、周辺土地利用との調和を図りながら、行楽などのレジャー系施設^{※38}や商業施設などの沿道サービス施設^{※39}の立地を誘導します[施設の誘導は中心市街地活性化施策^{※40}との十分な調整が必要]。
- 市街化調整区域内の一般国道 17 号沿道では、周辺環境との調和を図りながら商業施設等の沿道サービス施設の立地を誘導します[施設の誘導は条例に基づく開発行為^{※41}等により実施]。

② 工業系土地利用

- ある程度の用途の純化^{※22}が図られているような軽工業地では、既存の工場や店舗の生産環境を保全することにより企業の定着に努めるほか、周辺環境と調和のとれた土地利用を図ります。また、地区の主たる土地利用が工業系以外の場合には、必要に応じて、用途の適正化についての検討を行います。
- 地区内に多くの住居系土地利用が存在する住工複合地では、既存の工場の生産環境の保全を図りながら工場周辺の住環境の悪化が懸念される施設や業種については規制し、周辺環境と調和のとれた土地利用を図ります。また、必要に応じて、用途の純化や適正化についての検討を行います。
- 袋地区では、以下の土地利用を図ります。
 - ❖ 優れた交通利便性を活用し、周辺住環境と調和する適切な産業活動・雇用の場を確保します。
 - ❖ 工業の活性化を目指し、工業・流通地内の基盤整備や環境整備を図ることにより、既存企業の定着を求めながら、中密度な工業・流通地を形成します。

③ 住居系土地利用

- 吹上富士見 1・2・3・4 丁目は、ある程度の基盤整備が行われている緑豊かな中層住宅地となっているため、今後もさらに住環境の充実を図りながら吹上駅に近接した利便性の高い快適な住宅地を目指します。
- 新宿 1・2 丁目は、土地区画整理事業により基盤整備が行われた良好な住環境が形成されている地区であるため、今後も既存の住環境を維持します。
- 北新宿第二土地区画整理事業区域では、地区計画^{※29}に即した良好な低中層の住宅地の形成を誘導します。
- 主として地域の中心部に広がる中高層住宅を含む良好な住宅地では、中高層住宅を中心として、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用の形成を図ります。

④ 農地・集落地

- 大芦地区、下忍地区、荊原地区、鎌塚地区、袋地区の集落地は、農地や屋敷林、寺社などの地域資源が多く残る美しい田園風景を形成しています。これらの集落地では、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 集落地の景観を阻害する都市的土地利用^{※24}に対しては、これらの抑制について検討します。
- 自然景観が優れた荒川沿いの地域は、郊外に広がる田園などと一体となってコウノトリをはじめとする多様な生物が生息できるような自然地として保全を図ります。なお、保全にあたっては河川の計画や総合運動公園事業との整合を図ります。
- 荒川、元荒川、新忍川沿いなどの低地帯は、市街化を抑制し、自然環境の保全を図ります。

⑤ その他

- 吹上支所周辺は公共施設地として位置付け、各種行政サービス機能や文化機能などの整備や集積を推進し、公共サービスの充実と地域住民の利便性の向上を図ります。
- 営農者の高齢化に伴い、宅地化が予想される生産緑地地区^{※5}などの市街化区域内農地については、住宅地などにおけるオープンスペース^{※42}として適切に保全するほか、市民の交流スペースなどとしての有効活用について検討していきます。

(2) 道路・交通に関する整備方針 **FUKIAGE**

① 道路ネットワークの形成

- 本地域の道路ネットワーク^{*25}を、以下に示す主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路によりラダー（はしご）状に形成し、副次拠点を中心とする地域内の交通機能を確保するほか、産業活動の促進や防災機能を確保します。
 - ❖ 主要幹線道路 ：一般国道 17 号
 - ❖ 幹線道路 ：3・5・18 富士見通線、3・5・17 中央通線、
3・3・3 駅前通線、3・4・12 榛名通線、(主)行田東松山線、
(一)鎌塚鴻巣線
 - ❖ 補助幹線道路 ：3・4・13 駅南口線、3・5・19 筑波通線、3・5・20 北新宿南
北幹線、3・5・21 北新宿 1 号幹線、3・5・22 北新宿 2 号
幹線、3・5・23 北新宿 3 号幹線

② 歩行者ネットワークの形成

- 本地域の歩行者ネットワーク^{*21}は、地域内の道路ネットワークを形成する道路において、バリアフリー^{*4}に十分配慮した歩行空間を整備することにより形成します。
- 本地域では、ふるさと総合緑道^{*43}が荒川河川敷緑地の縁辺部や元荒川のほか、市街地内部に配置されています。この緑道と吹上荒川総合運動公園、荒川パノラマ公園、石田堤史跡公園などの地域内の主要な公園・緑地とを連結させ、散策や回遊ができる歩行者ネットワークを形成します。
- 歩行空間の形成においては、歩行者と自転車が通行することによって生じる安全性や快適性の低下を改善するため、歩行者と自転車の分離を検討します。
- 吹上駅周辺の商業業務地では、電線類の地中化や壁面後退^{*46}などによる歩行空間の確保も視野に入れ、にぎわいと良好な景観を備えた歩行空間の形成を図ります。

③ 交通結節機能の強化等及び公共交通ネットワークの形成

- 吹上駅周辺では、既存施設の有効利用を図りながら鉄道（JR高崎線）とバス・一般車などとの交通結節機能^{*47}の強化を図るほか、駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- バス交通については、ノンステップバスの導入や運行地域・運行形態の最適化について検討し、持続可能な交通環境の実現を図ります。

④ その他

- 道路の幅員が狭く住宅が密集した地域では、計画的に、狭隘道路の拡幅や側溝新設による有効幅員の確保などを行い、通行の安全や地域内の防災性を確保します。

(3) 公園・緑地に関する整備方針 **FUKIAGE**

- 本地域では、都市における水・緑の様々な機能を活かすため、水と緑のネットワーク^{※28}の形成に留意しながら、以下の公園・緑地に関する“面”・“線”・“点”的な要素の整備・維持・魅力向上を推進します。

【面的な要素】

- ❖ 市街化調整区域に広がる農地と、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、自然豊かな水辺空間などが一体となった水と緑の面的な空間
- ❖ 吹上荒川総合運動公園やコスモス畑など、荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷の水と緑の面的な空間

【線的な要素】

- ❖ 吹上駅周辺市街地における貴重な水と緑の空間として周辺居住者へうるおいと安らぎを与えている元荒川
- ❖ 豊かな自然地であるとともに、レクリエーション機能^{※35}を有する荒川河川敷
- ❖ 都市計画道路を中心とした道路空間で、往来する人々にうるおいと安らぎを提供している街路樹や草花
- ❖ 散歩道として親しまれているふるさと総合緑道^{※43}

【点的な要素】

- ❖ 吹上駅の南・北口駅前広場などのシンボル空間^{※19}で整備された環境空間
- ❖ 吹上荒川総合運動公園や荒川パノラマ公園、石田堤史跡公園
- ❖ 吹上支所やコスモスふきあげ館などの公共施設の施設内緑地
- ❖ 生産緑地地区^{※5}
- ❖ 住宅地の生垣や樹木

(4) 市街地整備に関する方針 FUKIAGE

- 北新宿第二土地区画整理事業の推進を図り、一般国道17号やJR行田駅に近いなどの利便性を活かした、良好な住環境の整備、秩序ある街並みの形成を図ります。
- 今後、無秩序な土地利用などによる問題が生じるおそれのある地域に対しては、地域住民の合意のもと地区計画^{※29}制度などの導入を検討します。また、既に地区計画を都市計画決定している地区については、計画に沿って整備を誘導するほか、社会情勢や地域環境の変化に応じ、地域住民の合意のもと必要に応じて見直しを行います。



北新宿第二土地区画整理事業区域

(5) 供給処理施設等に関する方針 FUKIAGE

- 生活排水処理については、市街化の動向及び都市基盤整備との整合を十分に図りながら、今後も公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備支援を推進します。
- 雨水排水処理については、引き続き排水路や側溝などの整理を進めるとともに維持管理を行います。
- 河川・水路の整備については、河道などの治水施設の整備を図ります。

(6) 景観形成に関する方針 FUKIAGE

① シンボル空間での景観形成

- 吹上駅南口・北口駅前広場及び駅前通り（(一)吹上停車場線、(主)行田東松山線、3・4・13 駅南口線）沿道は、本市の玄関口、シンボルロード^{※56}の一つとしてふさわしい景観形成を図ります。
- 吹上支所周辺の公共施設地では、アクセス道路^{※37}の景観形成をはじめ、公共施設地における積極的な緑化などを行い、シンボル空間^{※19}としての景観形成を図ります。
- 小中学校などは、地域の中心的な施設であることから、積極的に施設内の緑化に努めるとともに花を用いた景観形成を図ります。

② 商業業務地での景観形成

- 主要幹線道路・幹線道路等沿道の規模の大きな商業業務施設の集積地区では、地区内に水と緑を積極的に配置することによりゆとりとうるおいの感じられる景観形成を図ります。

③ 工業・流通地での景観形成

- 工業・流通地では、敷地内の緑化、敷地境界部の緩衝緑化^{※57}及びオープンスペース^{※42}の確保を図り、緑豊かな開放感のある景観形成を推進します。

④ 住宅地での景観形成

- 住宅地では、地区計画^{※29}や建築協定^{※53}などの適用により敷地周りの生垣の整備や敷地内緑化を推進するなど、建築物や外溝の形態・色彩に関わるルール化などを図り、緑豊かで統一性のある整然とした景観形成を誘導します。

⑤ 主要道路沿道での景観形成

- 一般国道 17 号沿道は、本市を訪れる人や本市を通過する多くの人々の目にふれる地域です。沿道地域においては、屋外広告物や建築物などの色彩やデザインなどの規制・誘導を図り、落ち着いた質の高い沿道景観を生み出していきます。
- (主) さいたま鴻巣線から (一) 鴻巣桶川さいたま線、(一) 鎌塚鴻巣線へ続く中山道の歴史・文化・生活軸においては、周辺の歴史的建築物などを活用した景観形成を図ります。

⑥ 河川沿道での景観形成

- 元荒川周辺では、樹木や草花などを配した親水空間づくりを進め、自然豊かで彩りにあふれる景観形成を図ります。

⑦ 農地・集落地エリアの景観形成

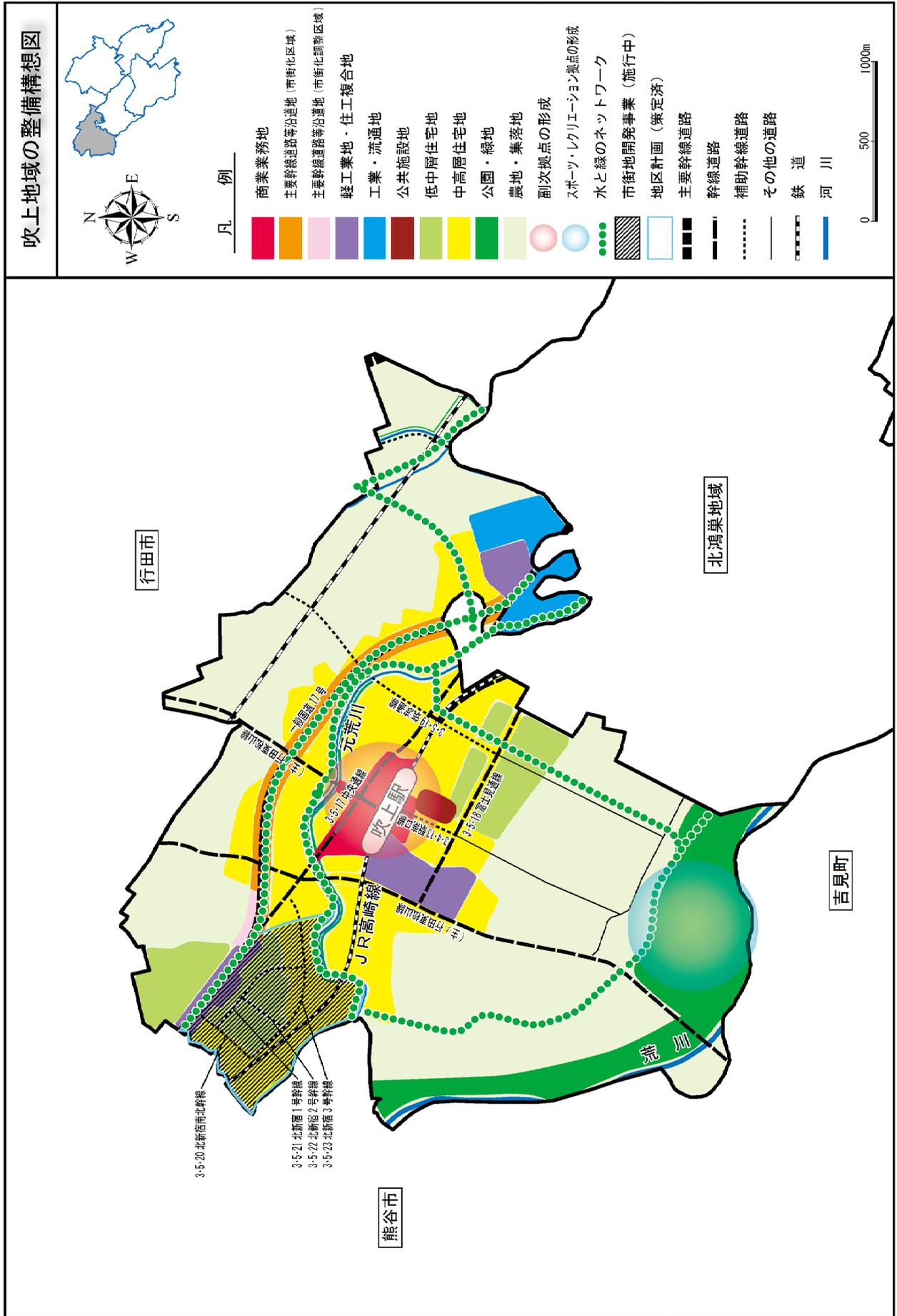
- 市街化調整区域に広がる農地、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、自然豊かな水辺空間などは、後世に引き継ぐべき貴重な景観です。自然生態系の保全にも配慮しながら、農地や屋敷林、寺社林、水辺空間などを一体とした田園地帯の景観の保全を図ります。
- 農地・集落地エリアにおいて宅地化や都市的土地利用^{※24}を図る場合は、周辺の景観に十分配慮した整備とするように誘導します。

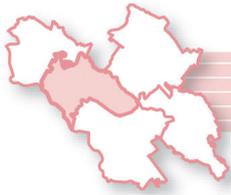
⑧ 自然・レクリエーションエリアの景観形成

- 荒川河川敷は、自然豊かで開放感あふれる花と水と緑の景観を形成しています。今後もこれらの景観を保全するとともに、景観や環境保全と調和した公園、遊歩道・散策道、スポーツ施設などのレクリエーション機能^{※35}の充実により、人々の交流促進を図ります。

(7) 都市防災に関する方針 **FUKIAGE**

- 本地域における市街化区域では、新宿1・2丁目では土地区画整理事業が施行されたほか、北新宿では土地区画整理事業が実施されています。また、駅周辺においても適正な間隔で、延焼遮断空間となる都市計画道路や河川が配置されているため、市街化区域内の防災機能は将来的に見て概ね確保されと考えられます。今後は、以下の方針により災害に強い安全で快適な都市を形成していきます。
 - ❖ 北新宿第二土地区画整理事業（事業中）の推進
 - ❖ 吹上駅北口駅前広場及びアクセス道路^{※37}の維持管理
 - ❖ 吹上駅周辺の商業業務地における防火地域・準防火地域^{※32}の指定
 - ❖ 中山道沿道の吹上本町1丁目に残る比較的密集した市街地等への地区計画^{※29}などの導入
 - ❖ 主要路線における電線類の地中化など
- 集落地や計画的な市街地整備が困難な地区については、以下に示す整備などを総合的に進め、地区の防災機能の向上を図ります。
 - ❖ 公園整備、自動車の進入が困難な幅員の狭い道路の拡幅
 - ❖ 外構の生垣化
 - ❖ 沿道建築物の耐震不燃化などにより、避難所、避難場所、緊急輸送路、避難路などの安全の確保
 - ❖ 延焼遮断空間の確保
- 水害から市街地を守るため、調整池の配置や雨水排水システムの整備充実を図り、既存施設の適切な維持管理を行います。
- 災害による被害の軽減に大きな役割を果たす市民による自主防災活動^{※58}を推進することにより都市の防災機能を補っていきます。なお、自主防災活動の一環として、地域内にある埼玉県防災学習センターは、情報普及活動の拠点としての活用を検討します。





6-3 北 鴻 巣 地 域



6-3-1 地域特性

(1) 地域人口

令和 2 年の国勢調査による地域人口は、約 23,000 人であり、平成 22 年から 10 年間で約 5%減少しています。

地区別の人口推移では、市ノ縄地区や八幡田地区など多くの地区で人口が減少していますが、愛の町地区やすみれ野地区、稻荷町地区などでは、人口が増加しています。

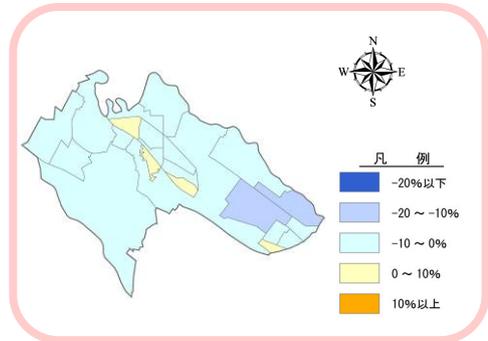


図 6-6 地区別人口増減 (R2/H22)

資料：国勢調査

(2) 土地利用現況

本地域では、JR高崎線及び一般国道 17 号に沿って、細長く市街化が進んでおり、荒川及び元荒川周辺は農地及び集落地が広がっています。

商業系土地利用は、一般国道 17 号沿道や北鴻巣駅周辺に点在しています。

工業系土地利用は、一般国道 17 号沿道（箕田地区・中井地区）に集積が見られます。

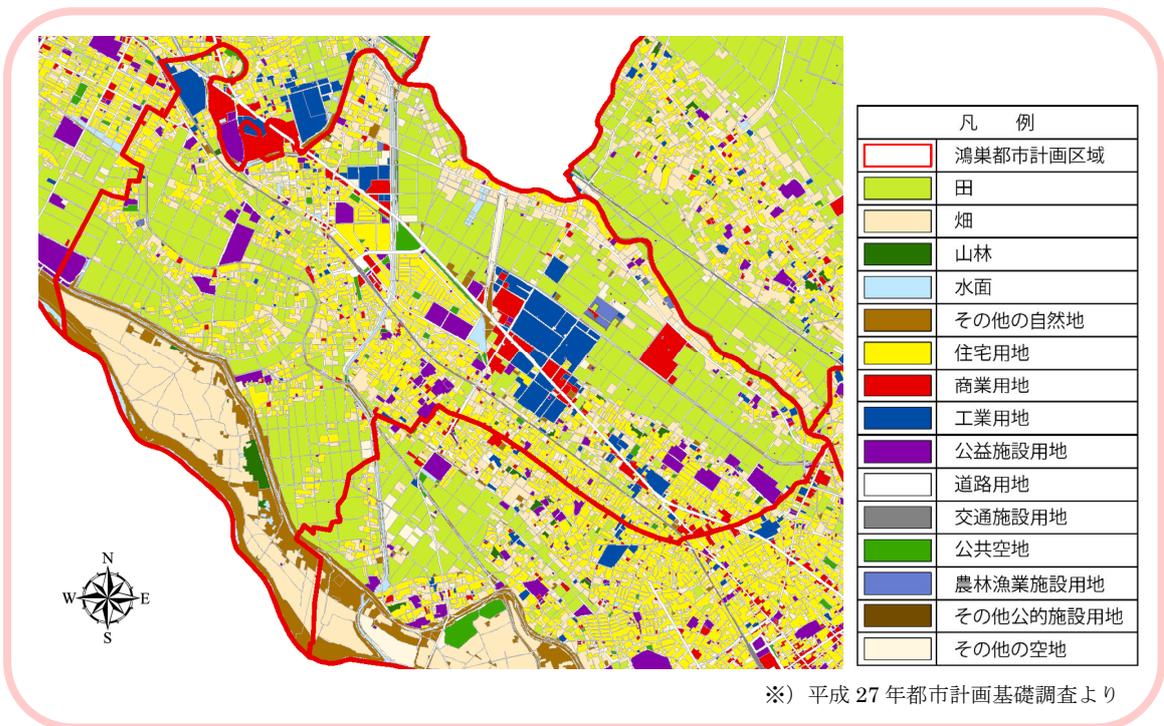


図 6-7 土地利用現況 (H27)

(3) 地域の状況

北鴻巣地域における主要施設の立地状況や、問題・課題と考えられる事項などをまとめると次頁の図のとおりとなります。

6-3-2 まちづくりの目標・基本方針

北鴻巣駅東口周辺では、計画的な面的開発により、緑豊かな質の高い居住空間が形成されています。また、西口周辺においても土地区画整理事業により、質の高い居住空間が形成されています。

一方、これらの居住空間を取り囲む荒川、元荒川沿いでは、自然豊かな水辺空間や良好な田園地帯が形成され、また、鴻巣フラワーセンター周辺では、花き栽培を中心とした花の交流拠点となっています。

本地域の特性を踏まえ、「質の高い居住空間」及び「自然豊かな水辺空間、良好な田園地帯」などの個々の魅力をさらに高めるとともに、相互に調和のとれた地域としての魅力の創出を図ります。

<まちづくりの目標>

KITA-KONOSU

「駅周辺の質の高い居住空間と河川沿いの自然豊かな水辺空間、良好な田園地帯とが調和するまち」

<まちづくりの基本方針>

○ 北鴻巣駅周辺の質の高い居住空間の維持・形成

- 北鴻巣駅東口周辺では、今後も良好な居住空間の維持を図りながら、商業・サービス機能の向上などによる更なる魅力向上を目指します。
- 北鴻巣駅西口周辺では、質の高い居住空間の維持を図ります。

(→次頁へ続く)



北鴻巣駅東口
周辺市街地



北鴻巣駅西口周辺市街地

○ **自然豊かな河川沿いの水辺空間、良好な田園地帯の維持・形成**

- 自然豊かな荒川、元荒川沿いの水辺空間の保全を図ります。
- 河川沿いの良好な田園地帯では、農業生産機能に加えて自然環境保全機能やレクリエーション機能^{※35}などを有する地区として水辺空間と一体的に維持・形成を図ります。



元荒川
(寺谷地区)

花のオアシス
(寺谷地区)



○ **花の交流拠点の整備によるにぎわいの創出**

- 鴻巣フラワーセンター周辺のフラワー通りや花のオアシス、市民農園などでは、「花」を中心とした緑化を促進し、花の交流拠点としての魅力向上により、にぎわいを創出します。



フラワー通り沿道のポケットパーク
(寺谷地区)

○ **相互に調和した一体となった地域としての魅力創出**

- 河川沿いの自然豊かな水辺空間、鴻巣フラワーセンター周辺のにぎわい空間が相互に調和し、一体となった地域として新たな魅力を創出します。このため、箕田地区や中井地区などの工業系土地利用では、周辺環境に十分配慮した生産環境の形成を図ります。



一般国道 17 号沿道の軽工業地 (中井地区)

6-3-3 整備方針

(1) 土地利用の方針 KITA-KONOSU

① 商業系土地利用

- 北鴻巣駅東口周辺では、主に近隣住民が歩いて日用品の買い物ができるような身近な商店街など、地区の生活を支える商業・サービス施設などの充実を図ります。
- 一般国道 17 号沿道における市街化区域内では、後背地の環境保全を図りながら利便性を十分活用した行楽などのレジャー系施設^{※38}や商業施設などの沿道サービス施設^{※39}の立地を誘導します〔施設の誘導は中心市街地活性化施策^{※40}との十分な調整が必要〕。
- 一般国道 17 号沿道及び一般国道 17 号熊谷バイパス沿道の市街化調整区域内では、周辺の集落や農地の営農・生活環境を保全しながら、行楽などのレジャー系施設や商業施設などの沿道サービス施設の立地を誘導します。なお、一般国道 17 号上尾道路沿道については、事業の進捗に併せ、周辺環境に配慮しつつ、適切な土地利用を検討します〔施設の誘導は条例に基づく開発行為^{※41}等により実施〕。

② 工業系土地利用

- 中井地区では、以下の土地利用を図ります。
 - ❖ 地区計画^{※29}に即した敷地内の緑化や建物用途の誘導などにより、景観に十分配慮した良好な生産環境を備えた軽工業地を形成します。
 - ❖ 周辺における住環境の悪化が懸念される施設や工場を規制することにより、周辺地域と調和のとれた土地利用を図ります。
- 箕田地区・三ツ木地区の工業・流通地では、以下の土地利用を図ります。
 - ❖ 一般国道 17 号及び一般国道 17 号熊谷バイパスに接するという交通の便の良さを活かし、周辺地域の住環境と調和した適切な産業活動・雇用の場としての空間を形成します。
 - ❖ 工業の活性化を目指し、基盤整備や環境整備により、既存企業の定着を求めながら、中密度な工業・流通地としての土地利用を図ります。
- 一般国道 17 号上尾道路の延伸に伴うアクセス性の向上が期待されている一般国道 17 号熊谷バイパス沿道については、農業施策と調整を図りながら、優先的に新規企業の立地を促し、新たな工業・流通地としての土地利用を図ります。

③ 住居系土地利用

- 中高層住宅地の後背地などに位置する住宅地は、ゆとりある緑豊かで良好な住環境を備えた低中層専用住宅地を形成します。
- 赤見台 1・2 丁目地区は、地区内に遊歩道や緑地帯などが配置され、安全で快適な中層住宅地となっています。この地区については、今後もさらに住環境の充実を図りながら北鴻巣駅に近接した利便性の高い快適な住宅地を形成します。
- 赤見台 3・4 丁目地区については、現状のゆとりある緑豊かな低層住宅地としての住環境の保全を図ります。
- すみれ野地区では、都市基盤が整った低・中・高層のバランスの取れた良好な住宅地を形成します。
- 中高層住宅地では、中高層住宅の環境を保全しながら、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用の形成を図ります。

④ 農地・集落地

- 明用地区、前砂地区、小谷地区、箕田地区、川面地区、八幡田地区、寺谷地区、市ノ縄地区、中井地区、三ツ木地区の集落地は、農地や屋敷林、寺社などの地域資源が多く残る良好な住環境を形成しています。これらの集落地では、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 集落地の景観を阻害する都市的土地利用^{*24} に対しては、これらの抑制について検討します。
- 自然景観が優れた荒川河川敷の地域、荒川沿いの斜面林^{*20}、郊外に広がる農地は、コウノトリをはじめとした多様な生物が生息できるような自然地として保全を図ります。自然地の一部については、環境保全との調和を図りながら、広域的なレクリエーションの場として活用していきます。

⑤ その他

- 一般国道 17 号と一般国道 17 号熊谷バイパス交差点周辺の市街化調整区域は、両道路が 4 車線であることに加えて北鴻巣駅から 1 km 以内という立地条件にあり、道路交通及び公共交通によるアクセス性に優れた地区となっています。この地区では、地区の良好なアクセス条件を積極的に活用し、農業施策との調整を図りつつ、道の駅を中心とする交流・産業機能の立地を推進します。
- 営農者の高齢化に伴い、宅地化が予想される生産緑地地区^{*5}などの市街化区域内農地については、住宅地などにおけるオープンスペース^{*42}として適切に保全するほか、市民の交流スペースなどとしての有効活用について検討していきます。

(2) 道路・交通に関する整備方針 KITA-KONOSU

① 道路ネットワークの形成

- 本地域の道路ネットワーク^{*25}を、以下の主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路により地域の細長い市街化区域に合わせたコンパクトなラダー（はしご）状に形成し、地域拠点を中心とする地域内の交通機能を確保するほか、産業活動の促進や防災機能を確保します。
 - ❖ 主要幹線道路：一般国道 17 号、一般国道 17 号熊谷バイパス、一般国道 17 号上尾道路
 - ❖ 幹線道路・補助幹線道路：3・4・7 荒川左岸通線、3・5・18 富士見通線、(主)鴻巣川島線、(一)鎌塚鴻巣線、(仮称)共和箕田線、(市)A-1003 号線他、(市)A-1004 号線他、(市)A-1034 号線

② 歩行者ネットワークの形成

- 本地域の歩行者ネットワーク^{*21}は、地域内の道路ネットワークを形成する道路においてバリアフリー^{*4}に十分配慮した歩行空間を整備することにより形成します。
- 本地域では、武蔵水路沿いにさきたま緑道が整備されており、縁辺部にはふるさと総合緑道^{*43}が配置されています。これらの緑道と花の交流拠点などを連絡し、散策や回遊ができる歩行者ネットワークを形成します。
- 北鴻巣駅周辺の商業業務地では、電線類の地中化や壁面後退^{*46}などによる歩行空間の確保も視野に入れ、にぎわいと良好な景観を備えた歩行空間の形成を図ります。

③ 交通結節機能の強化等及び公共交通ネットワークの形成

- 北鴻巣駅は、整備された駅前広場を活かし、JR高崎線とバス・一般車などとの交通結節機能^{※47}の強化や歩行空間のバリアフリー^{※4}化を図ります。
- バス交通については、ノンステップバスの導入や運行地域・運行形態の最適化について検討し、持続可能な交通環境の実現を図ります。

④ その他

- 道路の幅員が狭く住宅が密集した地域では、通行への安全が確保されていないほか、火災発生や災害時に消防活動が困難であるなど、地域生活を支える道路の安全性が十分に保たれていない状況です。このため、市民に身近な生活道路については、計画的に、狹隘道路の拡幅や側溝新設による有効幅員の確保などを行い、通行の安全や防災性を確保します。

(3) 公園・緑地に関する整備方針 KITA-KONOSU

- 本地域では、都市における水・緑の様々な機能を活かすため、水と緑のネットワーク^{※28}の形成に留意しながら、以下の公園・緑地に関する“面”・“線”・“点”的な要素の整備・維持・魅力向上を推進します。

【面的な要素】

- ❖ 市街化調整区域に広がる農地と、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、自然豊かな水辺空間などが一体となった水と緑の面的な空間
- ❖ 貴重なハンノキ林などが分布するなど、荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷の水と緑の面的な空間

【線的な要素】

- ❖ 本地域北側の川面、箕田、寺谷、市ノ縄地区にて、良好な水と緑の空間を形成している元荒川
[→良好な水と緑の空間を活かし、地域住民が水と緑に触れ合うことができるような親水空間の整備を促進します]
- ❖ 都市軸となる一般国道17号上尾道路及び一般国道17号熊谷バイパス、一般国道17号における街路樹及び沿道緑地
- ❖ 豊かな自然地であるとともに、レクリエーション機能^{※35}を有する荒川河川敷
- ❖ さきたま緑道から武蔵水路へ続く水と緑の軸線
- ❖ 散歩道として親しまれているふるさと総合緑道^{※43}

【点的な要素】

- ❖ 北鴻巣駅の東・西口駅前広場などのシンボル空間^{※19}で整備された環境空間
- ❖ 赤見台近隣公園などの都市公園^{※16}や緑地
- ❖ 市民センターや箕田公民館などの公共施設の施設内緑地
- ❖ 生産緑地地区^{※5}
- ❖ 特定生産緑地地区^{※51}
- ❖ 住宅地の生垣や樹木
- ❖ フラワー通り沿道及び鴻巣フラワーセンター周辺の花き栽培エリア

(4) 市街地整備に関する方針 KITA-KONOSU

- 一般国道 17 号と一般国道 17 号熊谷バイパス交差部周辺の市街化調整区域においては、農業施策との調整を図りつつ、良好なアクセス条件を積極的に活用し、道の駅をはじめとする交流・産業機能の立地を推進します。
- 今後、無秩序な土地利用などによる問題が生じるおそれのある地域に対しては、地域住民の合意のもと地区計画^{※29} 制度などの導入を検討します。また、既に地区計画を都市計画決定している地区については、計画に沿って整備を誘導するほか、社会情勢や地域環境の変化に応じ、地域住民の合意のもと必要に応じて見直しを行います。

(5) 供給処理施設等に関する方針 KITA-KONOSU

- 生活排水処理については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備支援を推進します。
- 雨水排水処理については、排水路や側溝などの維持管理を行います。
- 河川・水路の整備については、河道などの治水施設の整備を図ります。

(6) 景観形成に関する方針 KITA-KONOSU

- 北鴻巣駅周辺における駅前広場及び駅前通りは、本市のシンボル空間の一つであることから、沿道の建築物も含めて、まちの玄関口、シンボルロード^{※56}としてふさわしい景観形成を図ります。
- 小中学校などは、地域の中心的な施設であることから、積極的に施設内の緑化に努めるとともに花を用いた景観形成を図ります。

- フラワー通り沿道及び鴻巣フラワーセンターにおいては、花の交流拠点の核となる施設として、花を活用した魅力ある景観形成を図ります。
- 工業・流通地では、敷地内の緑化、敷地境界部の緩衝緑化^{※57}及びオープンスペース^{※42}の確保を図り、緑豊かな開放感のある景観形成を推進します。
- 住宅地では、地区計画^{※29}や建築協定^{※53}などの適用による敷地周りの生垣の整備や敷地内緑化を推進するなど、建築物や外溝の形態・色彩に関わるルール化などを図り、緑豊かで統一性のある整然とした景観形成を誘導します。
- 主要幹線道路沿道は、本市を訪れる人や本市を通過する多くの人々の目にふれる地域です。沿道地域では、屋外広告物や建築物などの色彩やデザインなどの規制・誘導を図り、落ち着いた質の高い沿道景観を生み出していきます。
- (一) 鴻巣桶川さいたま線、(一) 鎌塚鴻巣線へ続く中山道の歴史・文化・生活軸においては、周辺の歴史的建築物などを活用した景観形成を図ります。
- 農地・集落地エリアにおいて宅地化や都市的土地利用^{※24}を図る場合は、周辺の景観に十分配慮した整備とするように誘導します。
- 市街化調整区域に広がる農地と、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、自然豊かな水辺空間などは、自然生態系へ配慮しながら、これらの農地や屋敷林、寺社林、水辺空間などを一体とした田園地帯の景観の保全、活用を推進します。
- 元荒川周辺では、樹木や草花などを配した親水空間づくりを進め、自然豊かで彩りにあふれる景観形成を図ります。
- 荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷は、開放感あふれる花と水と緑の景観を形成しています。また、貴重な植生であるハンノキ林も存在します。今後もこれらの景観や植生を保全するとともに、景観や環境と調和する公園整備や遊歩道又は散策道などのレクリエーション機能^{※35}の充実により、人々の交流促進を図ります。

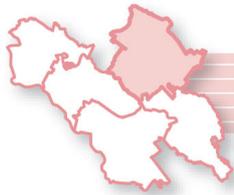
(7) 都市防災に関する方針 KITA-KONOSU

- 本地域は、計画的な市街地整備が広範囲で実施されています。また、その他の市街地においても避難及び延焼遮断空間となる公園や生産緑地地区^{※5}が多く点在していることから、防災機能は、概ね確保されていると言えます。今後は、地区計画の活用などにより、さらに災害に強い安全で快適な都市を形成していきます。

- 集落地や計画的な市街地整備が困難な地区については、以下に示す整備などを総合的に進め、地区の防災機能の向上を図ります。
 - ❖ 公園整備、自動車の進入が困難な幅員の狭い道路の拡幅
 - ❖ 外構の生垣化
 - ❖ 沿道建築物の耐震不燃化などにより、避難所、避難場所、緊急輸送道路、避難路などの安全の確保
 - ❖ 延焼遮断空間の確保

- 台風や増加するゲリラ豪雨などの大雨による被害を軽減するため、引き続き雨水幹線を整備していくほか、排水路や側溝などの既存施設の適切な維持管理を行います。

- 災害による被害の軽減に大きな役割を果たす市民による自主防災活動^{※58}を推進することにより都市の防災機能を補います。



6-4 川里地域



6-4-1 地域特性

(1) 地域人口

令和 2 年の国勢調査による地域人口は、約 8,600 人であり、平成 22 年から 10 年間でほぼ横ばいの状況となっています。

地区別の人口推移では、広田地区や上会下地区などでは、人口が減少していますが、赤城地区及び北根地区などでは、人口が増加しています。

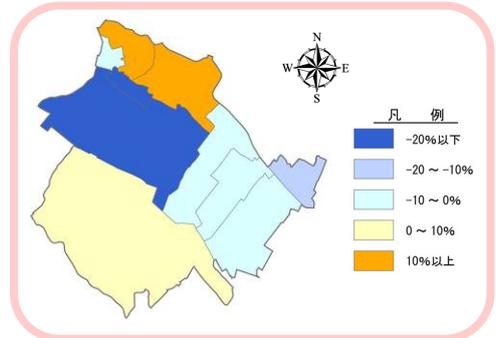


図 6-8 地区別人口増減 (R2/H22)

資料：国勢調査

(2) 土地利用現況

本地域では、屈巢、広田、赤城、北根、関新田、新井、境、上会下地区などに農業集落が立地し、その周辺には大規模な農地が広がっています。

商業系土地利用は、少なく、農業集落内に点在しています。

工業系土地利用は、川里工業団地や上会下地区などの計画的に整備された地区に集積しています。

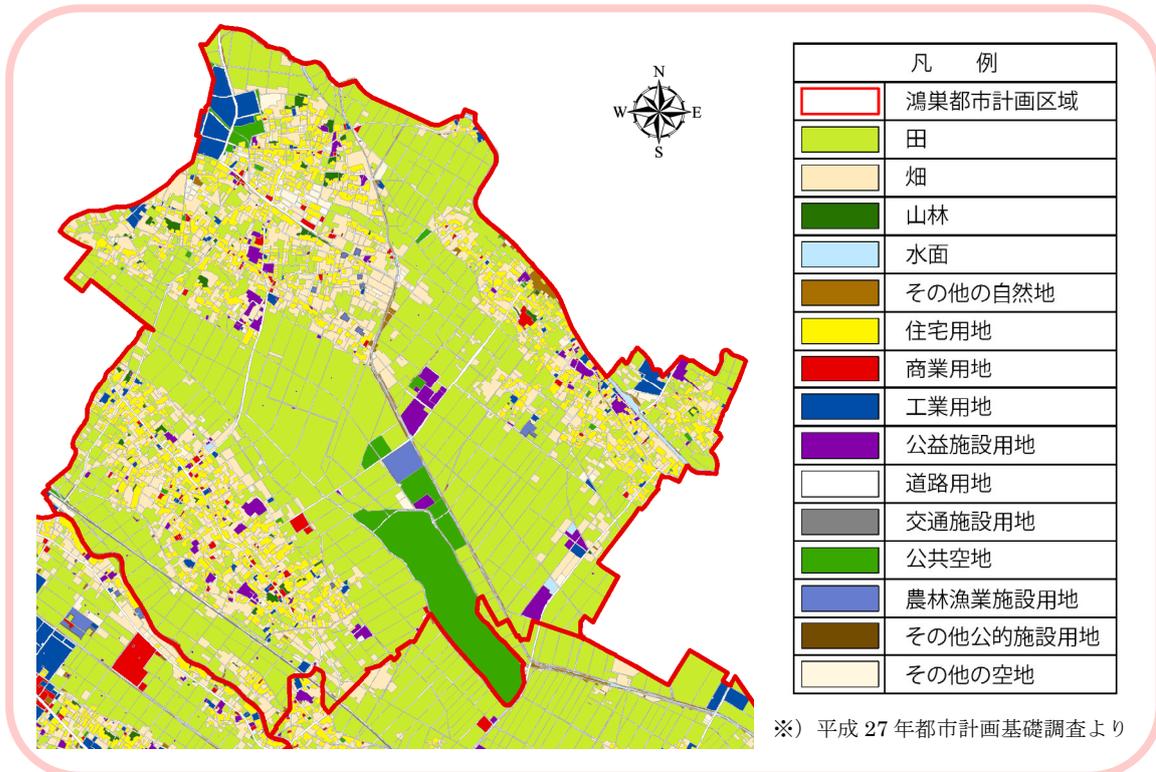


図 6-9 土地利用現況 (H27)

(3) 地域の状況

川里地域における主要施設の立地状況や、問題・課題と考えられる事項などをまとめると次頁の図のとおりとなります。

6-4-2 まちづくりの目標・基本方針

本地域には、鴻巣式耕地整理※³⁴により整備された広大な農地と屋敷林を備えた美しい集落地が広がり、本市を代表する良好な田園地帯を形成しています。

また、全国有数の花き生産地が形成され、「花のまち」としてのイメージの中心となる地域ともなっています。

本地域の特性を踏まえ、花き栽培による彩り豊かな田園環境のなか、農業生産拠点としての魅力を備えた地域を形成していきます。

<まちづくりの目標>

KAWASATO

「彩り豊かなゆとりある田園環境のなか、
農業生産拠点としての魅力を備えたまち」

<まちづくりの基本方針>

○ 彩り豊かなゆとりある田園環境の保全、創出

- 計画的に整備された広大な農地及びその周辺では、ゆとりある空間のなか、農地そのものの緑や河川沿いの緑、屋敷林、寺社林など様々な緑や、花き栽培による彩りが見られます。これらを一体的に保全、又は創出することにより、魅力的な田園環境を形成します。



広大な農地
(関新田地区)



コスモス畑
(関新田地区)

○ 農業生産拠点としての魅力の向上

- 全国有数の花き生産地として、隣接地に配置された鴻巣フラワーセンター周辺の花の交流拠点と一体となって、地域又は周辺地域の人々が交流可能な空間として魅力を高めます。



花の苗畑
(屈巢地区)



花の苗畑 (屈巢地区)

6-4-3 整備方針

(1) 土地利用の方針 **KAWASATO**

① 工業系土地利用

- 赤城台地区の川里工業団地では、緑豊かでゆとりある敷地を有する良好な工業・流通地が形成され、あかぎ公園も整備されています。これらを踏まえ、今後とも周辺における住環境、営農環境などを勘案しながら、良好な産業活動・雇用の場としての維持・保全を図ります。
- 川里工業団地周辺の幹線道路整備済みエリアでは、3・4・4 工業団地通線の開通による羽生ICへのアクセス性の向上が期待されています。これを踏まえ、この地区では、周辺の農地や集落地の環境に十分配慮した新たな工業・流通地としての土地利用の検討を行います。
- 上会下地区は、既存の工場や周辺環境に配慮し、製造業や研究所機能などの産業機能の立地促進を図ります。

② 住居系土地利用

- 広田中央特定土地区画整理事業区域では、本事業を推進し、周囲の広田地区、北根地区、赤城地区の集落地と一体となった良好な低層の住宅地を形成します。
- 幹線道路沿道の市街化区域内では、低中層住宅地との緩衝部として、一定の利便施設の立地を考慮した中高層住宅地の形成と不燃化^{※59}を推進します。

③ 農地・集落地

- 集落地は、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 屈巢地区、広田地区、北根地区、赤城地区、関新田地区、新井地区、境地区、上会下地区の集落地は、広大な水田を背景として、広い敷地の住宅や屋敷林、寺社などの地域資源が多く残る良好な田園地帯を形成しているため、今後もこれらの集落環境の維持・保全を図ります。



広大な優良農地^{※23}（関新田地区）

- 広田地区、北根地区、赤城地区の集落地では、隣接する広田中央特定土地区画整理事業区域で創出される道路、公園及び生活便利施設^{※62}などを有効に利用しながら、ゆとりある良好な田園居住地としての土地利用を図ります。
 - 集落地の景観を阻害する都市的土地利用^{※24}に対しては、これらの抑制について検討します。
 - 土地改良事業等を実施した優良農地^{※23}は、以下のとおり保全を図りながら、活性化につながる土地利用について検討していきます。
 - ❖ 稲作や花き栽培などの営農環境を今後も保全していきます。
 - ❖ 優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農地の生産機能の向上と担い手への農地集積の加速化を図るために必要な農地の大区画化・汎用化を推進します。
- ④ その他
- 川里ふるさと館周辺は公共施設地として位置付け、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能などの整備や集積を推進し、公共サービスの充実と地域住民の利便性の向上を図ります。

(2) 道路・交通に関する整備方針 KAWASATO

① 道路ネットワークの形成

- 本地域の道路ネットワーク^{※25}を、以下の幹線道路及び補助幹線道路によりラダー（はしご）状に形成し、集落地間相互及び集落地と中心市街地との交通機能を確保します。
 - ❖ 幹線道路 : (主)鴻巣羽生線、(主)行田蓮田線、(一)北根菅蒲線、(一)騎西鴻巣線、(仮称)共和箕田線
 - ❖ 補助幹線道路 : 3・4・14 工業団地通線、(一)内田ヶ谷鴻巣線、(市)A-1004号線、(市)川6号線、(市)川18号線

② 歩行者ネットワークの形成

- 本地域における歩行者ネットワーク^{※21}は、道路ネットワークを形成する道路の歩行空間及びふるさと総合緑道^{※43}を中心に、バリアフリー法^{※44}やユニバーサルデザイン^{※45}の考え方に十分配慮した歩行空間を整備することにより形成します。

用語解説

※62 生活便利施設：身近にあると便利な施設のこと。

- 歩行空間の形成においては、歩行者と自転車が通行することによって生じる安全性や快適性の低下を改善するため、歩行者と自転車の分離を検討します。

③ 交通結節機能の強化及び公共交通ネットワークの形成

- バス・タクシー交通により、駅や中心拠点への連絡を強化し、JR 高崎線との連携により公共交通ネットワーク^{*26}を形成し、住民の通勤・通学・買い物などの利便性の向上を図ります。
- バス交通は、地域の重要な交通手段として、地域拠点との連絡を強化します。
- 地域の重要な交通手段となるバス交通については、高齢者や障がい者などへ配慮し、ノンステップバスの導入や運行地域・運行形態の最適化について検討し、持続可能な交通環境の実現を図ります。

④ その他

- 屈巢地区、広田地区、境地区、新井地区、関新田地区の集落地では、歩道のない道路に大型車などの通過交通が流入し、歩行者の安全性に問題があります。地区内の歩行者の安全性の向上を図るため、(主)鴻巣羽生線、(主)行田蓮田線、(一)内田ヶ谷鴻巣線沿道の公共公益施設^{*3}や学校など市民が多く利用する主要施設近辺から、段階的に歩道整備を促進します。

(3) 公園・緑地に関する整備方針 KAWASATO

- 本地域の大きな魅力の一つである広大な農地をはじめとする、都市における水・緑の様々な機能を活かすため、水と緑のネットワーク^{*28}の形成に留意しながら、以下の公園・緑地に関する“面”・“線”・“点”的な要素の整備・維持・魅力向上を推進します。

【面的な要素】

- ❖ 市街化調整区域に広がる農地と、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、自然豊かな水辺空間などが一体となった水と緑の面的な空間

【線的な要素】

- ❖ 良好な水と緑の空間を形成している元荒川、野通川、見沼代用水
[→元荒川については良好な水と緑の空間を活かし、地域住民が水と緑に触れ合うことができるような親水空間の整備を促進します]
- ❖ 道路空間で、往来する人々にうるおいと安らぎを提供している沿道緑地や草花
- ❖ 散歩道として親しまれているふるさと総合緑道^{*43}

【点的な要素】

- ❖ 川里中央公園・あかぎ公園などの都市公園^{※16}
- ❖ 川里ふるさと館周辺の公共施設の施設内緑地
- ❖ 集落内における生垣や屋敷林
- ❖ 住宅地における生垣や樹木
- ❖ 生産緑地地区^{※5}

(4) 市街地整備に関する方針 KAWASATO

- 広田中央特定土地区画整理事業区域では、地区計画^{※29}に即した計画的な宅地開発を誘導します。また、宅地開発に併せて区画街路を一体的に整備・改善し、既存農地と調和した良好な住環境を整備します。
- 今後、無秩序な土地利用などによる問題が生じるおそれのある地域に対しては、地域住民の合意のもと地区計画制度などの導入を検討します。また、既に地区計画を都市計画決定している地区については、計画に沿って整備を誘導するほか、社会情勢や地域環境の変化に応じ、地域住民の合意のもと必要に応じて見直しを行います。

(5) 供給処理施設等に関する方針 KAWASATO

- 生活排水処理については、都市基盤整備との整合を十分に図りながら、今後も公共下水道の整備や農業集落排水^{※18}の維持管理の適正化及び合併処理浄化槽の整備支援を推進します。
- 雨水排水処理については、広田中央特定土地区画整理区域内やあかぎ公園などの調整池などを適切に配置するとともに、排水路や側溝などの維持管理を行います。

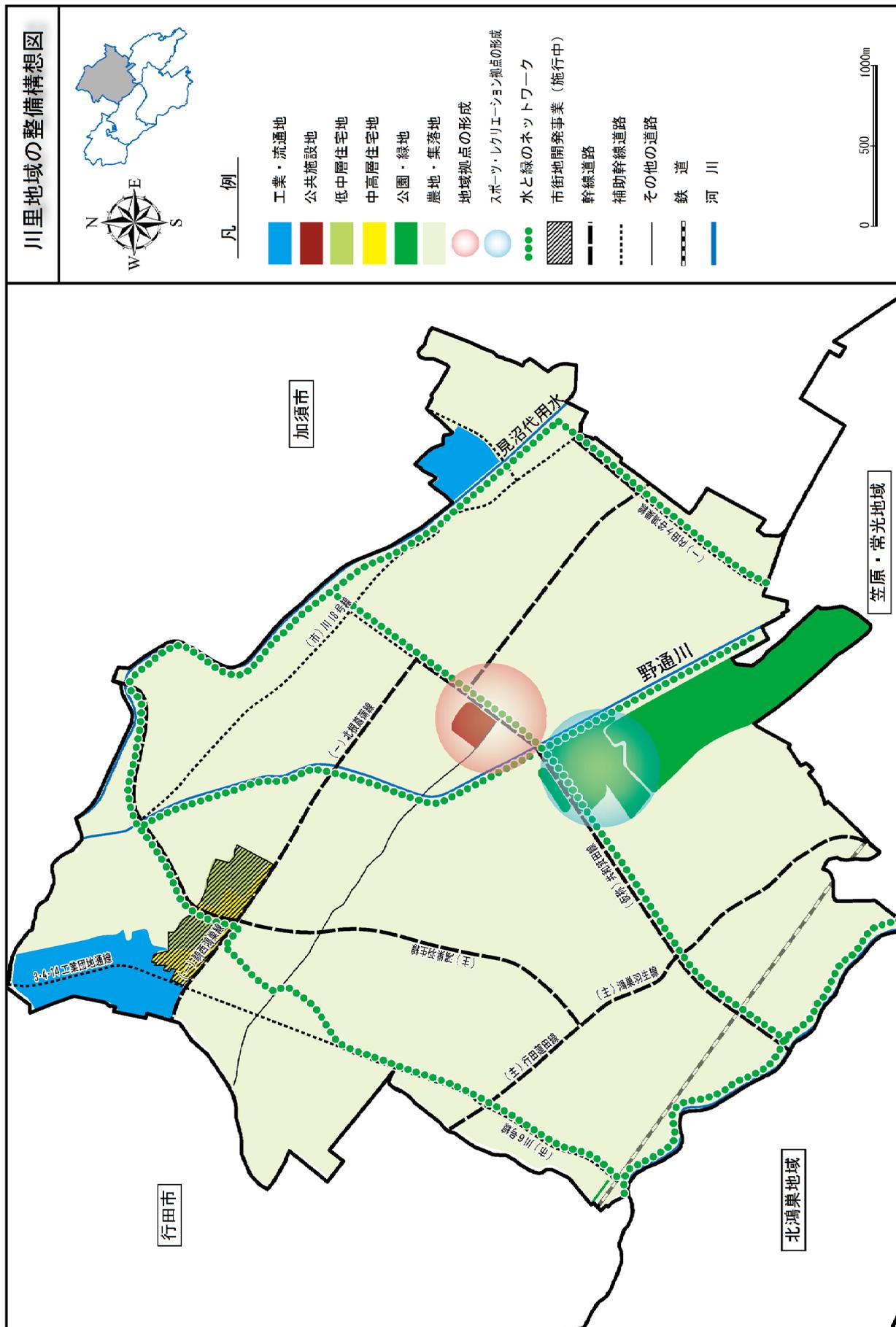
(6) 景観形成に関する方針 KAWASATO

- 川里ふるさと館をはじめとする公共施設周辺では、アクセス道路^{※37}の景観形成をはじめ公共施設地における積極的な緑化や花による演出を行い、シンボル空間^{※19}としての景観形成を図ります。
- 小中学校などは、地域の中心的な施設であることから、積極的に施設内の緑化に努めるとともに花を用いた景観形成を図ります。

- 住宅地では、地区計画^{※29}や建築協定^{※53}などの適用により敷地周りの生垣の整備や敷地内緑化を推進するなど、建築物や外溝の形態・色彩に関わるルール化などを図り、緑豊かで統一性のある整然とした景観形成を誘導します。
- 本地域に広がる広大な農地、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、野通川や見沼代用水などの緑豊かな水辺空間は、後世に引き継ぐべき貴重な景観です。自然生態系へ配慮しながら、今後も農地や屋敷林、寺社林、水辺空間などを一体とした田園景観の保全を図ります。
- 本地域において宅地化や都市的土地利用^{※24}を図るにあたっては、周辺の景観に十分配慮した整備とするように誘導します。
- 赤城台地区の川里工業団地では、緑豊かな開放感のある景観形成が行われています。この地区では、今後もこれらの景観の維持・保全に努めるとともに、花・緑・水を用いた景観形成を誘導します。

（7）都市防災に関する方針 KAWASATO

- 本地域の市街化区域は、川里工業団地のほか、広田中央特定土地区画整理事業の実施により、計画的な市街地整備が行われています。計画的な市街地整備が実施されている地区では、避難及び延焼遮断帯となる公園や道路が整備されているため、今後もこれらの施設の維持管理により、地区の防災性を担保します。
- 集落地や計画的な市街地整備が困難な地域では、避難所、避難場所周辺や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震不燃化^{※42}、集落内の幅員が狭い道路の拡幅、民有地などでのブロック塀の倒壊防止などを推進します。これにより、避難所、避難場所の防災性の向上、避難時の市民の安全の確保及び緊急物資輸送車両の通行空間の確保を図ります。
- 水害から市街地を守るため、調整池（あかぎ公園）の保全や雨水排水系統の整備充実を図ります。
- 水田は、大雨時などには保水・遊水の場として、重要な役割を担っています。元荒川流域では、この水田の役割に着目し、治水対策の観点から引き続きその保全を図ります。
- 自主防災組織による防災・減災活動（防災知識の普及及び意識の高揚、防災訓練など）や応急活動（情報の収集及び伝達、救出及び救護など）を推進し、市街地整備等と合わせて、防災性の向上を図ります。





6-5 笠原・常光地域



6-5-1 地域特性

(1) 地域人口

令和 2 年の国勢調査による地域人口は、約 5,600 人であり、平成 22 年から 10 年間で約 13%減少しています。

地区別の人口推移では、西中曽根地区をはじめとする全ての地区で、人口が減少しています。

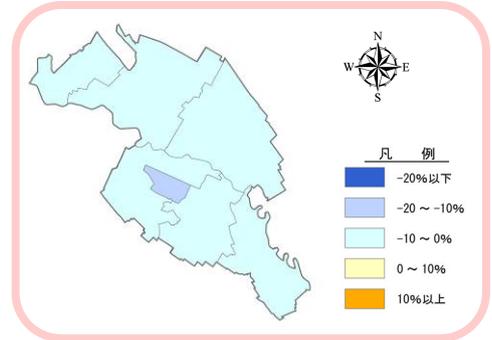


図 6-10 地区別人口増減 (R2/H22)
資料：国勢調査

(2) 土地利用現況

本地域では、笠原地区、(主)行田蓮田線沿道地区、(市)A-1011 号線沿道の上谷、下谷、常光地区などに農業集落が立地し、その周辺には大規模な農地が広がっています。

商業系土地利用は、少なく、農業集落内に点在しています。

工業系土地利用は、市街化区域の上谷地区に集積しています。

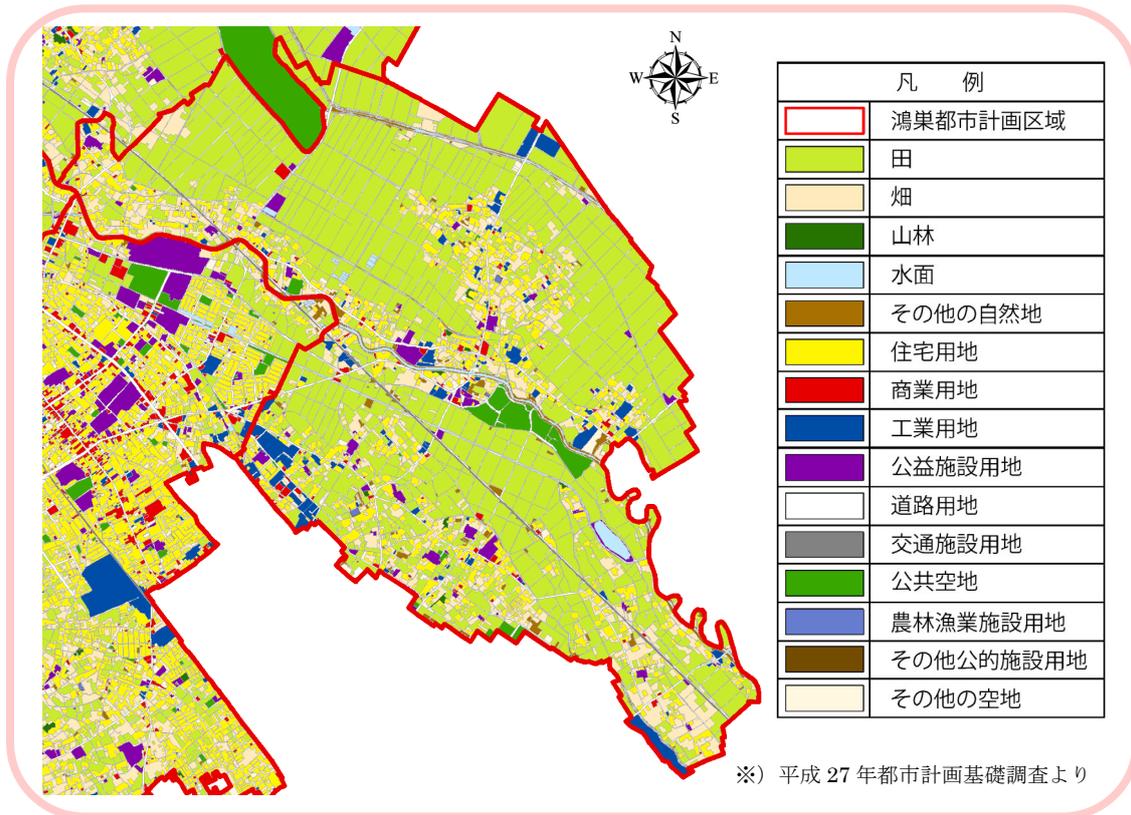


図 6-11 土地利用現況 (H27)

(3) 地域の状況

笠原・常光地域における主要施設の立地状況や、問題・課題と考えられる事項などをまとめると次頁の図のとおりとなります。

6-5-2 まちづくりの目標・基本方針

本地域では、農地そのものの緑、元荒川沿いの緑、上谷総合公園内の緑、屋敷林、寺社林など様々な緑が見られます。

また、一部の農地では、梨やブドウなどの果樹栽培が多く行われているなど、特徴ある農業が見られます。

その一方で、上谷総合公園などのレクリエーション施設や上谷・谷田地区の工場など、都市を支える機能も有しています。

本地域の特性を踏まえ、果樹が香り、広大な農地が広がる緑豊かなゆとりある田園環境のなか、本市を支える機能（工業・農業生産機能、レクリエーション機能^{※35}）の向上・創出を図ります。

<まちづくりの目標>

KASAHARA・JOKO

「果樹の香り、緑あふれる田園環境のなか、都市を支える機能を有するまち」

<まちづくりの基本方針>

○ 果樹の香り、緑あふれる田園環境の保全・創出

- 農地そのものの緑、河川沿いの緑、屋敷林及び寺社林などの様々な緑を一体的に保全・創出します。
- 果樹園の集積などの地域特性を活かしたまちづくりの展開により魅力的な田園環境を形成します。



田畑及び果樹園
(常光地区)



生産物（梨、ブドウ）

○ 都市を支える機能の向上・創出

- 緑豊かなゆとりある田園環境のなか、本市を支える工業・農業生産機能やレクリエーション機能を有する地域として機能向上・創出を図ります。



フラワースタジアム
(上谷総合公園)



サッカー場
(上谷総合公園)

6-5-3 整備方針

(1) 土地利用の方針 KASAHARA・JOKO

① 工業系土地利用

- 上谷・谷田地区の工業・流通地では、以下の土地利用を図ります。
 - ❖ 市街化調整区域に囲まれ、地区内には宅地も数多く存在するため、周辺の生活・営農環境を勘案しながら、国道 17 号に近い立地条件を活かし、適切な産業活動・雇用の場を確保します。
 - ❖ 工業の活性化を図るため、既存企業の定着を求めながら、基盤整備や環境整備により、中密度な工業・流通地として利用を推進します。

② 農地・集落地

- 集落地は、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 集落地の景観を阻害する都市的土地利用^{*24}に対しては、これらの抑制について検討します。
- 安養寺地区、郷地地区、笠原地区、上谷地区、下谷地区、常光地区の集落地においては、広い農地や屋敷林、寺社などの地域資源が多く残る良好な田園地帯を形成していることから、これらの維持・保全を図ります。
- 広大な優良農地^{*23}に接する安養寺地区、郷地地区、笠原地区では、周辺の田園風景や営農環境の保全を図るとともに、基盤整備や生活利便施設^{*62}の立地、市街地への交通の利便性の向上などを図り、良好な田園居住地としての土地利用を図ります。
- 北本市の市街地に隣接する上谷地区、下谷地区、常光地区、西中曽根地区では、大部分を農地が占めるほか、一般国道 17 号に近い地域では、工場や住宅が立地しています。このため、周辺の田園風景や営農環境と調和した良好な田園居住地として、住環境の保全を図ります。
- 元荒川沿いの低地帯は市街化を抑制し、自然環境の保全を図ります。

(3) 公園・緑地に関する整備方針 KASAHARA・JOKO

- 本地域の大きな魅力の一つである広大な農地をはじめとする、都市における水・緑の様々な機能を活かすため、水と緑のネットワーク^{※28}の形成に留意しながら、以下の公園・緑地に関する“面”・“線”・“点”的な要素の整備・維持・魅力向上を推進します。

【面的な要素】

- ❖ 本地域の広大な農地と既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、自然豊かな水辺空間などが一体となった水と緑の面的な空間

【線的な要素】

- ❖ 地域中央を流れ、良好な水と緑の空間を形成している元荒川
[→竹林公園周辺では、良好な水と緑の空間を活かし、地域住民が水と緑に触れ合うことができるような親水空間が整備されています]
- ❖ ふるさと総合緑道^{※43}
- ❖ 道路空間で、往来する人々にうるおいと安らぎを提供している街路樹や草花

【点的な要素】

- ❖ スポーツやレクリエーションの拠点として、また、代表的な緑地として整備されている上谷総合公園
- ❖ 親水空間としても親しまれ、憩いの場となっている竹林公園
- ❖ 集落内における生垣や屋敷林
- ❖ 住宅地の生垣や樹木
- ❖ 生産緑地地区^{※5}
- ❖ 特定生産緑地地区^{※51}

(4) 市街地整備に関する方針 KASAHARA・JOKO

- 今後、無秩序な土地利用などによる問題が生じるおそれのある地域に対しては、地域住民の合意のもと地区計画^{※29}制度などの導入を検討します。

(5) 供給処理施設等に関する方針 KASAHARA・JOKO

① 都市における排水等の整備に関する方針

- 生活排水処理については、今後も農業集落排水^{※18}の維持管理の適正化及び合併処理浄化槽の整備支援を推進します。
- 雨水排水処理については、排水路や側溝などの維持管理を行います。

② その他の供給処理施設の整備に関する方針

- 郷地・安養寺地区には、ごみの減量化と資源化を図るため、新たなごみ処理施設の整備を推進します。

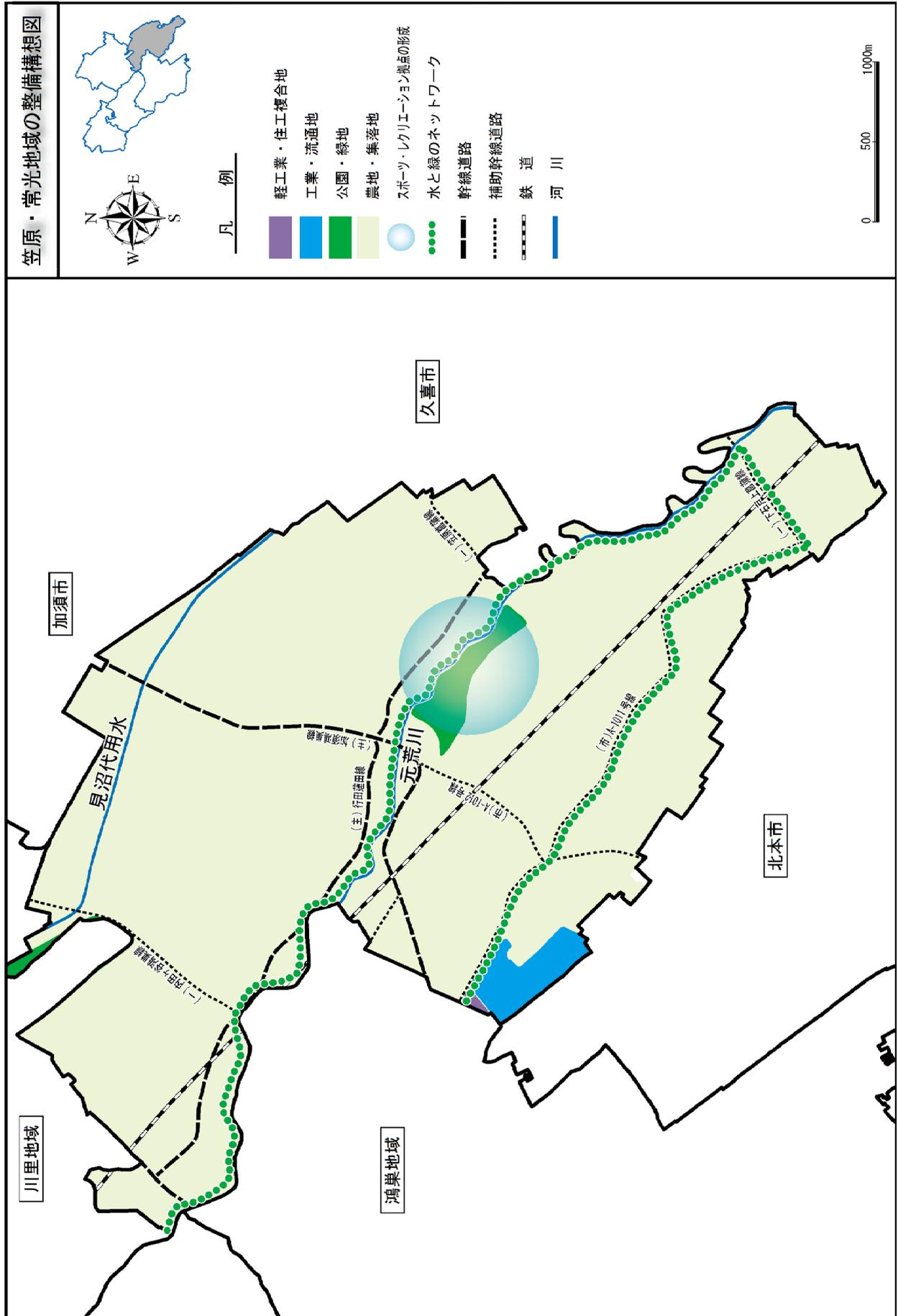
(6) 景観形成に関する方針 KASAHARA・JOKO

- 本地域の広大な農地、既存集落に点在する屋敷林、寺社林（鎮守の森）、元荒川・野通川の自然豊かな水辺空間は、後世に引き継ぐべき貴重な景観です。自然生態系へ配慮しながら、今後もこれら農地や屋敷林、寺社林、水辺空間などを一体とした田園景観の保全を図ります。
- 本地域の市街化調整区域において宅地化や都市的土地利用^{※24}を図るにあたっては、周辺の景観に十分配慮した整備とするように誘導します。
- 上谷地区の工業・流通地では、花や樹木などによる敷地内の緑化と敷地境界部の緩衝緑化^{※57}を併せて促進し、周辺の田園景観や地区内の住居との調和を図ります。また、工業・流通地では、オープンスペース^{※42}の確保を図り、開放感のある景観形成を推進します。
- 小中学校などは、各地区の中心的な施設であることから、積極的に施設内の緑化に努めるとともに花を用いた景観形成を図ります。
- 元荒川周辺では、整備された親水空間を活かし、自然豊かで彩りにあふれる景観形成を図ります。

(7) 都市防災に関する方針 KASAHARA・JOKO

- 市街地や集落地内では、避難所、避難場所周辺及び緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震不燃化^{※59}、幅員が狭い道路の拡幅、私有地などでのブロック塀の倒壊防止などを推進します。これにより、避難所、避難場所の防災性の向上、避難時の市民の安全の確保及び緊急物資輸送車両の通行空間の確保を図ります。
- 農地、樹林地、河川などの自然空間や市街地、集落地内の広幅員道路、公園などの都市施設を火災時の延焼遮断帯として、その保全・確保に努めます。
- 台風や増加するゲリラ豪雨などの大雨による被害を軽減するため、排水路や側溝の整備のほか、既存施設の適切な維持管理を行います。

- 水田は、大雨時などには保水・遊水の場として、重要な役割を担っています。元荒川流域では、この水田の役割に着目し、治水対策の観点から引き続きその保全を図ります。
- 自主防災組織による防災・減災活動（防災知識の普及及び意識の高揚、防災訓練など）や応急活動（情報の収集及び伝達、救出及び救護など）を推進し、防災性の向上を図ります。





第7章 実現化方策

7-1 まちづくり推進の考え方 ～協働のまちづくり～

「第5章 全体構想」や「第6章 地域別構想」に掲げた各方針は、道路や公園、下水道など行政が主体となって推進するものや、住宅地開発や商業・業務施設、工業施設の整備など事業者と連携しながら推進するもの、居住地周辺の住環境整備など住民参加のもと推進するものなどがあります。

したがって、都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを実現していくためには、まちを構成する市民、事業者、行政がそれぞれの立場で理解・協力・連携し合い、計画・構想、整備、管理・運営の各段階で、協働^{※63}によるまちづくりを推進することが必要です。

第6次鴻巣市総合振興計画（H29.3）においても、地方分権の進展や多様化する市民ニーズなどに対応するため、「市民協働・行政運営に関する政策～市民協働による、一人一人が主役のまちづくり～」が政策の1つとして掲げられています。

これらを踏まえ、都市計画マスタープランにおいても市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進していくこととします。

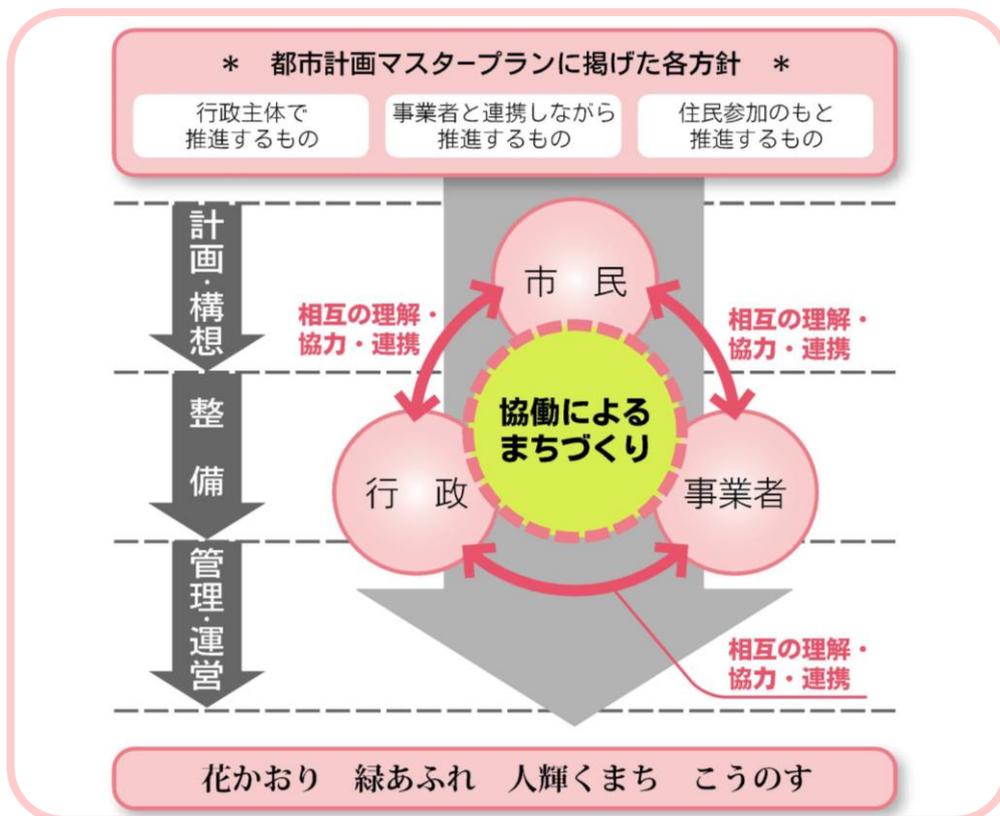


図 7-1 協働のまちづくりの考え方

用語解説

※63 協働：複数の主体が、それぞれの得意分野や特徴を生かし、お互いの役割や責任を明確にしなが、共通の目標達成に向けてともに力を合わせて活動すること。

7-2 まちづくりにおける市民・事業者・行政の役割

(1) 市民の役割

市民の生活の場であるまちを自ら「住みたい・住んでよかった」と思えるような安全で快適なまちにするためには、市民一人一人がまちづくりの主役であることを強く自覚し、行政や事業者、NPO^{※64}やボランティア団体などと連携しながら、積極的にまちづくりに参加・実践していくことが求められます。

具体的なまちづくりの参加・実践では、日頃から行政によるまちづくりに関する情報を把握し、例えば、出前講座^{※65}など行政による支援を積極的に活用した学習などが必要となります。加えて、自治会活動などを通じた身近なまちづくり体験や、NPO・ボランティア団体などとの連携の体験などを積み重ねていくことも必要となります。

(2) 事業者の役割

市内で企業活動を行う事業者は、まちづくりにおいて大きな影響力を持っています。このため、事業者は、自らの企業活動・事業実施の維持や発展時において、その社会的な役割や影響の大きさなどを十分に自覚することが必要となります。また、都市計画マスタープランや地区計画^{※29}などのまちづくりに関する方針・ルールなどにしたがって、専門的な知識などを活用した自発的な創意工夫によるまちづくりへの参加も必要となります。

(3) 行政の役割

行政は、アンケート調査や意見交換会、ワークショップ^{※33}などを行うことで、市民や事業者のまちづくりに関する意向を十分に把握する必要があります。さらに、双方向の会話を行うことで合意形成を図り、3者の適切な役割分担のもと、協働^{※63}により様々なニーズに対応したまちづくりを着実に実施していく必要があります。

そのために、計画・構想策定段階や整備段階などの各段階において、まちづくりに関する情報提供や参加者の募集を行い、より多くの人々が自らの意向を伝え、様々な形で参加できる機会の拡大に努めます。

また、市民主体のまちづくりを推進するために必要なまちづくり活動（例：学習のための出前講座の開催や計画づくりのための専門家の派遣など）を支援します。

さらには、市民や事業者の意向を十分に踏まえ、国や県、周辺市及び関係機関との広域的な連携や調整など、行政にしかできない役割を担います。

用語解説

※64 NPO、NPO法人：NPOは、「Non Profit Organization」の略で民間非営利団体の総称。特定非営利活動促進法に基づく団体を「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼び、これ以外の民間非営利団体と区別することもある。

※65 出前講座：市職員が、講師として市民の集まりなどへ出向いて、市民への情報提供や質問への回答などを行うことにより、学習機会の充実を支援するもの。

7-3 実現に向けた取り組み

(1) 都市計画提案制度の活用

平成14年の都市計画法改正により、住民などもまちづくりに関する都市計画を提案できる制度（都市計画提案制度^{※66}）が創設されました。

市では、この制度を活用し、市民が主体的にまちづくりに参画できるように、支援のあり方について検討します。

(2) まちづくりルールの作成支援

まちづくりに関わる都市計画法や、建築物の建て方・使い方に関わる建築基準法など、法律で定められている基本的な内容は、全国一律の基準であり、必ずしも各地域や地区の状況に適していない場合があります。このような場合、より暮らしやすいまちづくりを進めていくうえで、各地域や地区の状況に合わせた、きめ細かなまちづくりのルールを定めることが必要となります。

都市計画法に基づく地区計画^{※29}、建築基準法に基づく建築協定^{※53}などがこれに該当し、計画の決定後に当該地区に移ってきた市民などに対してもこのルールが適用されます。

市では、市民などが自主的にまちづくりルールの検討を円滑に進められるように、各種情報の提供や助言、専門家派遣などの支援について検討します。

(3) 市民主導によるまちの管理、維持支援

地域に住み続けていくためには、その地域が魅力的で暮らしやすい環境を維持し続けることが重要です。市民と事業者の、地域としての魅力づくりや環境整備における相互協力が必要となります。

都市計画提案制度やまちづくりルールの作成は、これを法律に基づき実施しようとするものですが、法律で定めることができる事項には限界があり、即効性にも欠けています。また、市が特定の地域を対象として、その地域の魅力創出や暮らしの快適性の維持に関わる特別の施策を講じることは難しく、特に市財政が厳しい状況の中では困難になります。

このような場合、市民や事業者などの地域の関係者が一体となった組織をつくり、法律では定めることが難しい防犯活動や、イベント開催、花いっぱい運動の展開などのソフト面での施策の実施、また、地域間・世代間交流の実施など、地域の適切な管理・維持を行っていく必要があります。

実際に、すみれ野地区などでは、市民主導の新しいまちづくりの取り組みが進んでいます。

用語解説

※66 都市計画提案制度：住民自らの自主的なまちづくりを支援するため、土地所有者やまちづくりNPO法人などが、一定規模（原則として0.5ha）以上の土地について、土地所有者などの2/3以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度のこと。

市としても市内における先進的な取り組み事例を参考にしながら、関係者が一体となって地域の特性に応じたまちの管理や維持を適切に実施し、地域の生活環境や魅力の維持・向上ができるように、組織づくりや運営などの支援を図ります。

■ 特定非営利活動法人エリアマネジメント北鴻巣

北鴻巣駅西口のすみれ野では、土地区画整理事業とあわせて、地元関係者によりNPO法人「エリアマネジメント北鴻巣」がつくられ、“自分たちのまちを自分たち自身でつくり育てていく”ことを目的とし、住民が主役となってまちの管理を行うという先駆的な取り組みが行われています。

エリアマネジメント北鴻巣では、毎日のごみやたばこの吸殻清掃に加え、すみれ野中央公園の指定管理やスポンサー花壇をはじめとする花と緑の整備、景観ガイドライン^{※67}の作成及び建築時の審査など、安全で安心な、かつ優れた景観を維持するための取り組みを行っています。

また、季節ごとに開催しているお祭りやイベントは、多くの参加者でにぎわい、住民の居場所づくりや地域文化の醸成に役立っています。



公園内花壇手入れの様子



駅前広場花壇手入れの様子

こうした取り組みが評価され、平成27年3月には埼玉県から「彩の国埼玉環境大賞奨励賞」を、また、国土交通省からは平成27年度「都市景観大賞・景観づくり部門特別賞」を受賞しました。

用語解説

※67 景観ガイドライン：美しい街並みをつくることを目的として、建物などの色や形などのルールを定めた手引き書のこと。

7-4 まちづくりの推進体制の充実

(1) 市内のまちづくり推進体制の充実

都市計画マスタープランに即した、協働^{※63}によるまちづくりや地域づくりを進めるために、市民や事業者の取り組みに対する支援を行います。また、都市計画マスタープランと部門別計画との整合を図るための体制を整えます。

市民や事業者の取り組みに対する支援としては、まちづくりに関する意見・提案への対応、まちづくりに取り組む際の情報提供や協力、助成及びまちづくりに関わる学習のための出前講座^{※65}など、総合的な対応を行います。

都市計画マスタープランと部門別計画との整合については、土地利用、道路・交通、公園・緑地、市街地整備、供給処理施設等^{※30}、景観形成及び都市防災に関わる計画などとの整合を図るための体制を整えます。

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な考え方や方向性を示すものです。

まちづくりを進めていくうえでは、都市計画マスタープランの内容がどのように部門別計画や事業に反映され、実現されているのかを点検することが必要となります。

本市のまちづくりは、市民、事業者及び行政の協働により進めていくことから、この協働によるまちづくりの取り組み方を評価する仕組みづくりも必要となります。

加えて、都市計画マスタープランは、長期にわたる計画であることから、計画内容の定期的な点検や社会・経済情勢などの変化に対応した計画の見直しの検討も必要となります。

そこで、行政は、市民と学識経験者などを交えた上で、概ね5～10年ごとに本計画に即した市民・事業者の取り組みや行政によるまちづくりに関する施策などについての評価を行い、社会情勢などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しの検討も行います。

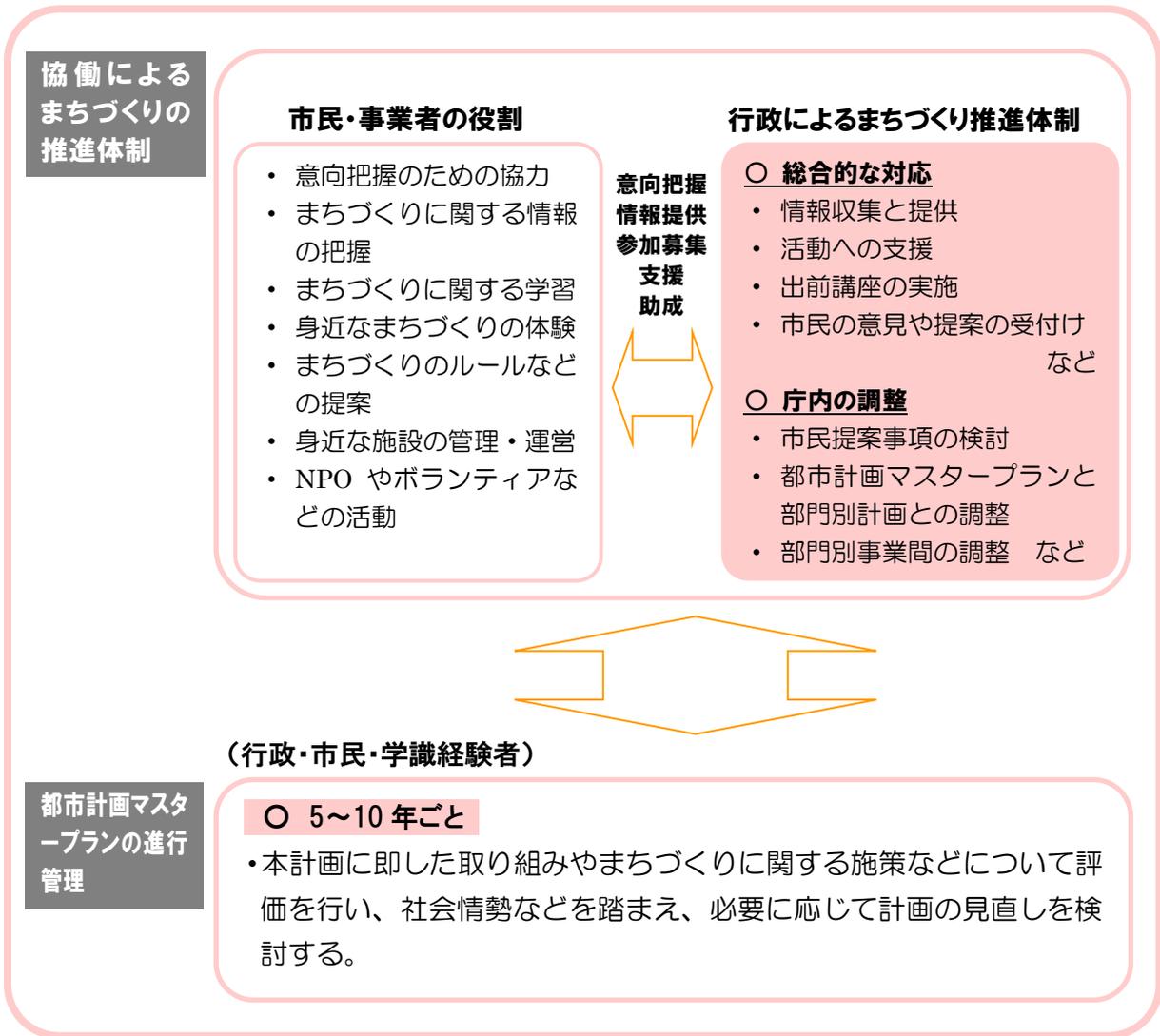


図 7-2 まちづくりの推進体制

＜＜ 参考資料 ＞＞

1. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱
2. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定経過

1. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱

鴻巣市訓令第2号

本 庁
出先機関

鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成20年3月12日

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に当たり、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に関する事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、まちづくり部長の職にある者を、副委員長は、経営政策部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、委員長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある委員のみをもって会議を開くことができる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が終了した日にその効力を失う。

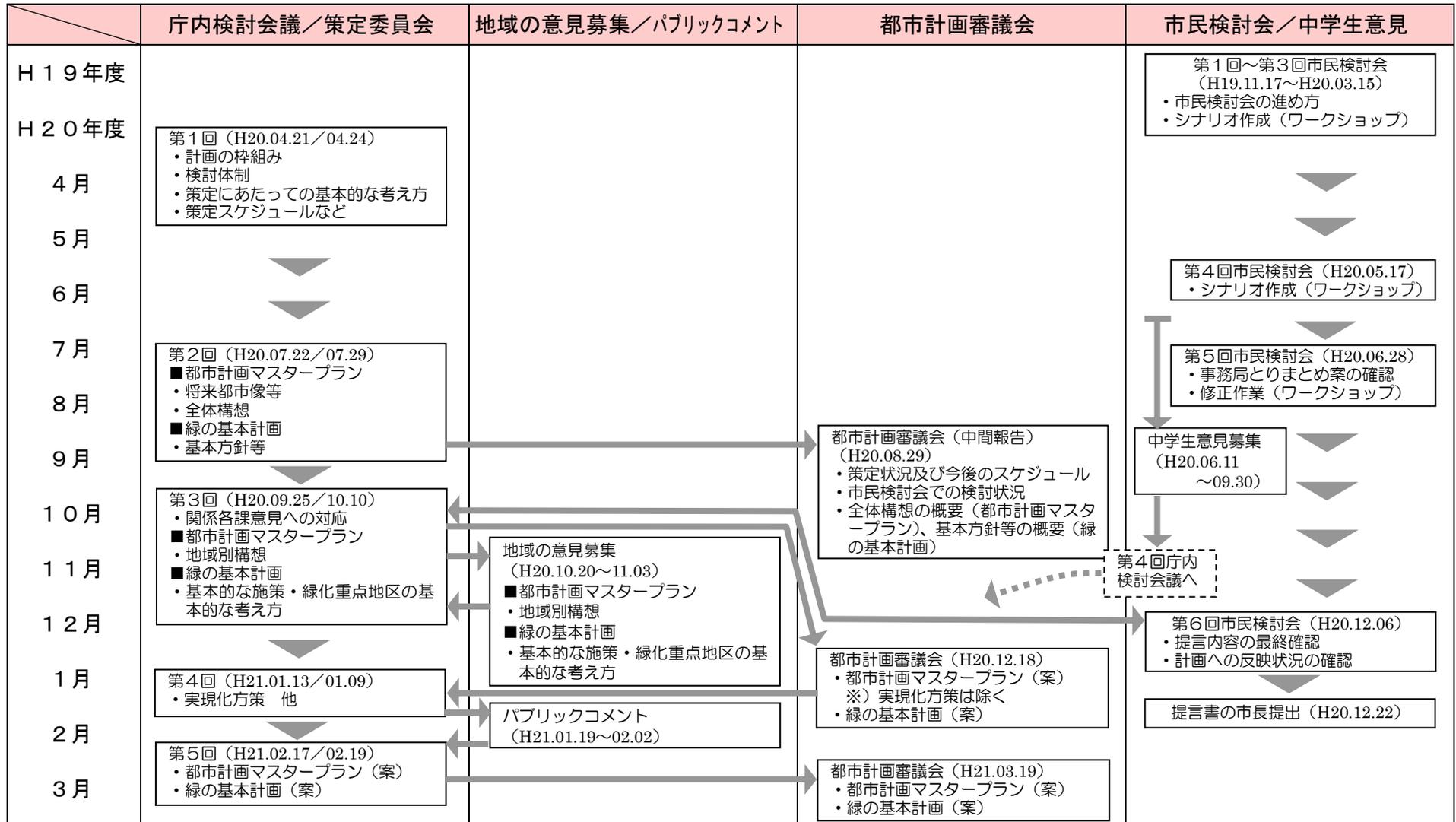
別表 (第3条関係)

総務部長 市民環境部長 福祉部長 上下水道部長 教育部長

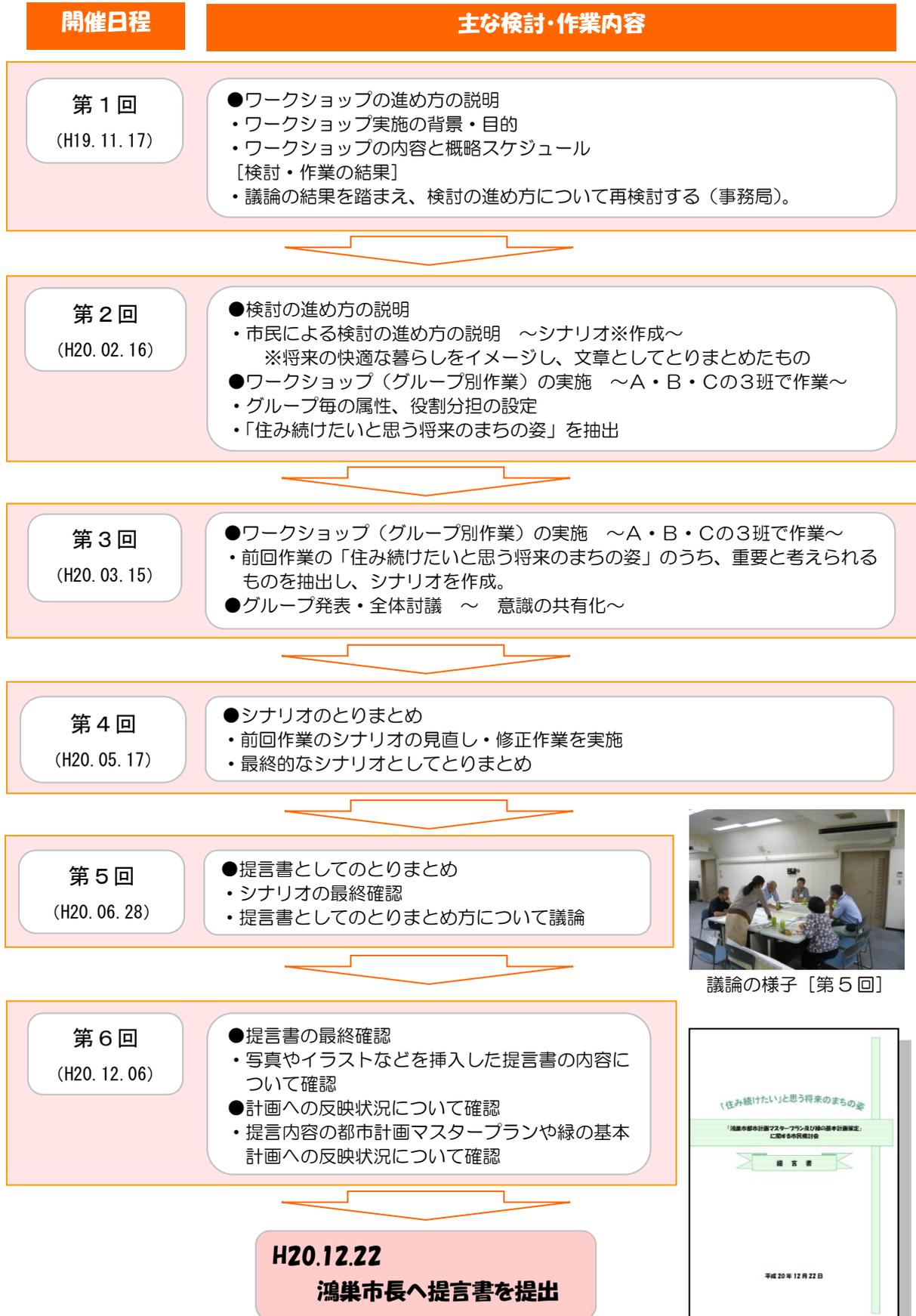
吹上支所長 川里支所長 まちづくり部副部長

2. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画 策定経過

参考資料-3



市民検討会の開催状況



鴻巣市 都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月 策定

平成 29 年 3 月 改訂

令和 4 年 3 月 改訂

発行 鴻巣市都市建設部都市計画課
電話 048-541-1321 (代表)

